

官報

号
国会会議録

令和八年四月二十三日

○第二百二十一回 衆議院会議録 第十五号

令和八年四月二十三日(木曜日)

議事日程 第十一号

令和八年四月二十三日

午後一時開議

第一 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 食育基本法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

第三 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 投資の促進及び保護に関する日本国とセメルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第五 投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第六 投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第七 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第八 インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案(橋本幹彦君外二名提出)

第九 国家情報会議設置法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 食育基本法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

日程第三 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 投資の促進及び保護に関する日本国とセメルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第五 投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第六 投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第七 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第八 インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案(橋本幹彦君外二名提出)

日程第九 国家情報会議設置法案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(森英介君) これより会議を開きます。

○議長(森英介君) 日程第一とともに、日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。

日程第一 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 食育基本法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

○議長(森英介君) 日程第一、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案、日程第二、食育基本法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。農林水産委員長藤井比早之君。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案及び
同報告書

食育基本法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔藤井比早之君登壇〕
○藤井比早之君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

まず、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本案は、最近における家畜の伝染性疾病の発生及び輸入検疫の状況を踏まえ、国内防疫体制及び輸入検疫体制を強化するため、牛のランピースキ

ン病を家畜伝染病に追加し、豚熱の屠殺対象範囲を見直すとともに、輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品の国内での販売を禁止する等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月十五日日本委員会に付託され、翌十六日鈴木農林水産大臣から趣旨の説明を聴取し、昨二十二日質疑を行いました。質疑終了後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。

次に、食育基本法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、我が国における食や農林漁業を取り巻く状況の変化に対応し、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料安全保障の確保にも資する食育を推進するとともに、農林漁業に関する教育、成年に達した者も含めた国民の健全な食生活の実現等を一層促進するため、前文及び基本理念の見直し、食育推進基本計画等に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講ずるものであります。

本案は、昨二十二日、農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

令和八年四月二十三日 衆議院会議録第十五号

○議長(森英介君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

日程第三 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第三、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長富樫博之君。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔富樫博之君登壇〕

○富樫博之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、都市の魅力及び活力の向上を通じて都市の再生を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、都市再生整備計画に地域固有の魅力の維持向上を図る区域を定め、地域の核となる建築物の改修等を行う制度を創設すること、

第二に、立地適正化計画について、業務施設等の誘導に関する事項を位置づけ、容積率制限の緩和等の措置を可能とすること、

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案について承認を求めるの件外三件 インテリジェンスに

第三に、市町村都市再生協議会によるまちづくり活動に関する計画の作成及び当該活動に対する支援等の措置を講ずること

などであります。

本案は、去る四月十四日本委員会に付託され、翌十五日金子国土交通大臣から趣旨の説明を聴取し、昨二十二日、質疑を行い、質疑終了後、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第五 投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第六 投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第七 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

協定の締結について承認を求めるの件

○議長(森英介君) 日程第四、投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結

の締結について承認を求めるの件、日程第五、投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第六、投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第七、投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長國場幸之助君。

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔國場幸之助君登壇〕

○國場幸之助君 ただいま議題となりました四件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

日・セルビア投資協定は、令和七年十二月二十四日に、日・パラグアイ投資協定は、同年十二月五日に、日・ザンビア投資協定は、同年二月六日に、日・タジキスタン投資協定は、同年十二月十

九日に、それぞれ署名されたもので、我が国と相手国との間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資財産に対する内国民待遇及び最恵国待遇の供与等投資に関する法的枠組みについて定めるものであります。

以上四件は、去る四月十六日外務委員会に付託され、翌十七日茂木外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。二十二日に質疑を行い、質疑終了後、順次採決を行いました結果、四件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 四件を一括して採決いたします。

四件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よつて、四件とも委員長報告のとおり承認することに決しました。

日程第八 インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案(橋本幹彦君外二名提出)

日程第九 国家情報会議設置法案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第八、橋本幹彦君外二名提出、インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案、日程第九、内閣提出、国家情報会議設置法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長山下貴司君。

インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案及び同報告書

国家情報会議設置法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(山下貴司君登壇)

○山下貴司君 たいいま議題となりました両案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の国家情報会議設置法案は、我が国の重要な国政の運営に資する情報の収集調査に係る活動等に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に国家情報会議を設置することとし、その所掌事務等に関する事項を定めるとともに、国家情報会議の事務等をつかさどる機関として、内閣官房に国家情報局を置くものであります。

次に、橋本幹彦君外二名提出のインテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案は、インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及びインテリジェンスに係る態勢の整備に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、インテリジェンス態勢整備推進本部を設置することにより、インテリジェンスに係る態勢の整備を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定めるものであります。

内閣提出の法律案は、去る四月二日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、八日本原内閣官房長官から趣旨の説明を聴取した後、十日から質疑に入りました。十六日には参考人から意見を聴取するとともに、十七日には高市内閣総理大臣の出席を求め

て質疑を行い、さらに、二十二日法務委員会、外務委員会及び安全保障委員会との連合審査会を開会いたしました。

橋本幹彦君外二名提出の法律案は、二十一日日本委員会に付託され、翌二十二日の連合審査会の後、提出者橋本幹彦君から趣旨の説明を聴取いたしました。

その後、両案を一括して質疑を行い、質疑を終わいたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、まず、橋本幹彦君外二名提出のインテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案については賛成少数をもって否決すべきものと決しました。次に、内閣提出の国家情報会議設置法案については賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、内閣提出の国家情報会議設置法案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 討論の通告があります。順次これを許します。大島敦君。

(大島敦君登壇)

○大島敦君 私は、たいいま議題となりました国家情報会議設置法案について、会派を代表し、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

我が国を取り巻く脅威の質は大きく変化しています。もはや、安全保障上の脅威は従来のように武力攻撃があるかないかという単純な構図だけでは捉え切れません。サイバー攻撃、偽情報の拡散、影響工作、経済的威圧、技術流出、スパイ活動、重要インフラへの干渉など、軍事と非軍事、有事と平時、国内と国外の境界が曖昧になっています。そして、政府が把握し、分析すべき情報の対象

も拡大しています。外交防衛情報だけではなく、金融、経済産業、国土交通、通信、宇宙、サイバー、エネルギー、食料、先端技術、重要インフラなど、国民生活と経済活動に直結する幅広い分野の情報が安全保障上の重要情報となっています。

こうした時代において、政府内の情報を適時に集約し、複数の省庁が持つ情報を総合的に分析し、政策判断に活用できるインテリジェンスに高めていく仕組みを強化することは、我が国にとって避けて通れない課題です。

もちろん、現行体制においても、内閣情報調査室を中心に、政府の情報活動は一定の役割を果たしてきました。しかし、情報分野において、閣僚級で基本方針を示し、政府全体を俯瞰して総合調整する仕組みは、なお十分とは言えませんでした。

本法案は、国家情報会議に対して、関係行政機関が資料又は情報を適時に提供し、議長の求めに応じた必要な協力を行う仕組みを置くとともに、国家情報局に、重要情報活動等に関する企画立案、総合調整、情報の収集調査、整理、総合分析を担わせるものであります。

これは、省庁ごとに分散した情報を、内閣、そして総理大臣を支えるレベルで統合し、政策判断に使える知識、すなわちインテリジェンスに高めていくための制度であります。政府の的確な意思決定を支える基盤を整備するものとして、私たちはその必要性を認め、本法案に賛成いたします。

米国では、二〇〇一年九月十一日の同時多発テロの教訓として、情報機関をただ並べているだけでは国家を守れないという厳しい反省がありました。外国情報と国内情報の断絶、機関間の情報共有の不備、総合分析の不足が大きな問題として認

識され、国家情報長官、いわゆるDNIとそれを支える組織が設けられました。

もとより、本法案は、米国の制度をそのまま我が国に移植するものではありません。日本には日本の行政組織、憲法秩序、民主的統制の在り方があります。しかし、各機関が情報を持っているだけでは足りず、それを国家として共有し、統合し、政策判断に結びつける司令塔が必要であるという教訓は、我が国にとっても重要であります。

他方で、インテリジェンス機能の強化は、それ自体が目的ではありません。国民の生命、身体、財産を守り、我が国の独立と平和を守るための手段であります。そして、その手段は、常に憲法の下に置かれ、国民の自由及び権利を不当に侵害するものであってはなりません。

情報機能や情報保全を強化する際には、国会による監視、報告、説明責任といった民主的統制を併せて整備することが重要です。特定秘密保護法案についても、その後、国会法改正により両院に情報監視審査会が設置されました。国家の情報力を高めるのであれば、それに見合う国会の関与と国民への説明責任が不可欠であります。

また、政策と情報の関係については、緊密な連携と適切な距離の双方が必要です。政策側の情報要求を正確に受け止めなければ、インテリジェンスは政策判断に役立ちません。しかし、政策側が望む結論に合わせて分析を曲げることがあつてはなりません。情報部門が特定の政策を正当化するために情報を恣意的に取捨選択することも許されません。

政治による民主的統制と情報分析の独立性、客観性をどう両立させるか、ここに、国家情報会議と国家情報局を運用する上での最大の要諦があります。政府には、政策部門と情報部門の役割分担

を明確にし、情報の政治化を防ぎ、客観的な分析が総理及び関係閣僚に届く運用を徹底することを求めます。

国民の表現の自由やプライバシーの保護も極めて重要です。本法案は、新たな個別の情報収集権限を創設するものではありません。しかし、政府の情報活動を強化する以上、国民生活が監視されるのではないかと、政府に批判的な言論や政治活動が調査対象になるのではないかとといった懸念に、政府は正面から応えなければなりません。

我々は、委員会質疑において、政府の政策に反対するデモや集会に参加した人がただで調査対象になるのかという点を確認しました。これに対し、政府からは、政府の政策に反対するデモや集会に参加しているということのみを理由として普通の市民が調査対象となることは想定し難いとの重要な答弁を得ました。

この答弁は、今後の運用を拘束する重い答弁であります。政府には、この趣旨を厳格に守り、表現の自由、集会の自由、思想及び良心の自由、プライバシーを侵害することのないよう、徹底した運用を求めます。

さらに、附帯決議において、国家情報会議及び国家情報局の活動内容等について、国民の懸念を払拭するため、国会に適時適切に説明することが盛り込まれました。これは、直ちに十分な監視制度が完成したということではありません。しかし、情報活動に対して国会が継続的に関与し、政府に説明を求めていくための重要な足がかりであります。

最後に、テクノロジーの革新への対応について申し上げます。

AIを始めとする先端技術の進展は、従来の延長線上では捉え切れない速度で進んでいます。特

にサイバー空間においては、AIが脆弱性の発見、分析、防御支援に大きな力を持つ一方、その能力が悪用されれば、攻撃側の能力も飛躍的に高まります。

したがって、国家情報会議が扱う基本方針や、今後策定が検討される国家情報戦略においては、AI、サイバー、オシント、重要インフラ、経済安全保障、認知領域を横断し、技術革新がもたらす非連続な変化を常時把握し、政府全体で迅速に対応する仕組みを盛り込むべきであります。

本法案は、我が国の情報力を強化するための出発点であります。同時に、民主的統制、人権保障、情報分析の客観性を不断に確保しなければ、その正当性は保たれません。

私たちは、政府に対し、国会への説明責任を果たし、国民の自由と権利を守り、情報の政治化を防ぎながら、国家の情報力を高める運用を強く求めます。

その立場から、国家情報会議設置法案に賛成することを申し上げ、私の討論といたします。

(拍手)

○議長 森英介君 野村美穂君。

(野村美穂君登壇)

○野村美穂君 国民民主党・無所属クラブの野村美穂です。

私は、会派を代表して、国民民主党提出のインテリジェンス態勢整備推進法案及び内閣提出の国家情報会議設置法案の両案について、賛成の立場から討論をいたします。(拍手)

インテリジェンスとは、国と国民の安全を守るための施策の一つであり、安全保障の施策の証拠となる情報の収集、整理、分析及び活用を行うものです。安全保障のための施策は、時の政権の思いつきで行われるべきものではありません。複雑

化する国際情勢において、的確な情報に基づき確かな施策を実行することは、国と国民の安全を守るために必須です。

ロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更が現実になり得ることを示しました。中国による軍事的脅威の増大、特に台湾海峡をめぐる緊張の高まりは、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼしています。北朝鮮の核・ミサイル開発は止まることなく、そしてサイバー攻撃やテロの多様化により国家の脅威は多層化しています。加えて、近年では、外国による我が国に対する不当な影響力の行使の脅威も増大しています。こうした多層的な脅威に対し、正確で質の高い情報がなければ、国家の意思決定は誤った方向に進みかねません。

我が国は、インテリジェンスをめぐる手痛い失敗を経験してきました。改革は過去の教訓に依拠して考えなければ、真に実効性のある対策を取ることができません。昭和五十年代に立て続けに北朝鮮による拉致を許し、さらに、その認定まで多くの歳月を要した政府の対応は、インテリジェンスの活用政治が失敗した例と言えます。また、第二次世界大戦における情報の軽視と誤った判断は、国家を破滅的な敗北へと導きました。こうした歴史の教訓を忘れてはなりません。

その上で、国民民主党提出の法律案は、こうした過去に真摯に向き合い、失敗を繰り返さないため、国民の人権と自由の尊重、国家の存立と主権の防衛、インテリジェンスの最前線で活動する者の保護という三本柱を掲げて議論を重ね、これまで光の当たらなかった領域について、声なき声を形にしたものです。

国と国民を守るための政策決定のエビデンスをつくり出すことこそ、インテリジェンスの本質で

あるとの考え方に立ち、我が国で初めて法案においてインテリジェンスを明確に定義し、国会による民主的統制や政治的中立の確保など、その実施に当たっての理念や留意点を明確にした法案となっています。

また、国民民主党の法案では、基本的施策として、外国による不当な影響力の行使の防止のための措置、行政組織の整備、情報収集等に係る手法の拡充、インテリジェンスに係る職務に従事する者等の安全及び適切な処遇の確保、人材の確保、検証及び調査研究の推進、国民の理解の増進及び信頼の向上を掲げています。

特に、人材確保と処遇改善については具体的な方策を示しています。昨年、メタがスケールAIのCEOをヘッドハンティングするために約二兆円という巨額投資を行った事例が示すように、優秀な人材の獲得競争が激化しています。ドイツの連邦憲法擁護庁のように、情報機関手当や専門人材手当といった特別な処遇を検討する必要性を明確にしています。

さらに、教育、研修体系の整備、情報リテラシーの向上、知識継承体制の構築、分析手法の標準化など、組織の継続性と質の確保のための仕組みを体系的に盛り込んでいます。

内閣委員会におけるこれまでの議論を踏まえると、バランスの取れた体系立ったインテリジェンスの体制強化を進めていくという意味で、国民民主党の法案が包括的で非常に優れたものであり、これを成立させることがベストであります。

他方、内閣提出の国家情報会議設置法案については、インテリジェンスの体制強化のうち、組織の見直しのみを切り出したものであり、個人情報やプライバシーへの配慮、国会の関与、情報公開の在り方、過去の失敗の教訓を生かすための記

録、公文書保存の在り方等についての懸念や課題が浮き彫りとなっています。

委員会質疑の中でも、個人情報やプライバシーの保護の徹底、政治的中立性の確保、国会への定期的報告義務、そして将来的なインテリジェンス体制整備における国会の監視強化など、国民の懸念に対する一定の対策が必要との指摘が多くされました。

特に、政治的中立性の確保については、附帯決議の中で、「特定党派の利益又は不利益を図るため、国内の政治家や選挙区に関する情報や、選挙及び選挙運動に関する情報の収集は行わないこと。」とされています。また、国家情報局長の人選については、特定の行政機関の指定席となることのないよう、適材適所を旨とし、人物本位、能力本位で行うことが求められます。

一方で、総理のリーダーシップの下に情報の質が向上するという点では一定の評価ができます。各省庁が個別に行っていた情報活動を統一的に指揮、調整する司令塔機能が整備されることで、組織全体として一貫性のある情報分析が可能になります。米国、英国、フランス、ドイツなど、主要先進国は全て国家的インテリジェンス機能を統一的に指揮する司令塔組織を持っており、我が国も国際的スタンダードに対応する必要があります。

我が党としては、インテリジェンス体制を全体として整備すべきとの考え方に立つものであり、その一部のみを切り出した形の内閣提出法律案は十分なものであるとは言えませんが、方向性として否定するものではありません。

また、附帯決議においても、「一層のインテリジェンスに係る態勢の整備を仮に検討する場合に、インテリジェンスに係る態勢の整備が国家の存立及び国民の安全の確保に関わる重要な課題で

あるとの認識の下に、我が国の健全な民主主義の根幹の維持をはじめ国益に寄与することを旨として行うこと。あわせて、政治的中立性及び国会による民主的統制が確保されるとともに、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないことに留意すること。」といった、我が党提出の法律案の趣旨と重なる内容が盛り込まれ、政府からも前向きな答弁がありました。

さらに、附帯決議では、政府の情報活動の中長期的な推進方策を国会に報告し公表することともに、国家情報会議及び国家情報局の活動内容について、国会に適時適切に説明することを求め、一定程度の国会による民主的統制を確保しています。また、情報収集等に係る手法の拡充、インテリジェンスに従事する者等の安全及び適切な処遇の確保、専門的知識や技能を有する者の確保、実施状況及び効果の検証等について検討を加え、必要な措置を講ずることが明記されています。

こうした点を総合的に考慮した結果、内閣提出の法律案についても賛成いたします。今後、政府には、関係法令等や本法案に関する国会答弁、附帯決議の内容の厳格な遵守と、人材確保、教育体系の整備、国民への説明責任の履行を強く求めます。

特に、人材確保のための抜本的な処遇改善、教育体系と知識継承体制の整備、そして、秘密保全と透明性のバランスを取りながら、我が国のインテリジェンス機能が適切に民主的コントロール下にあることを国民に示すことが重要です。また、先送りされた重要課題について、速やかに検討を開始し、包括的なインテリジェンス体制の整備を進めることを求めます。

最後に、インテリジェンスは、国と国民の安全を守る盾であると同時に、民主主義にとって最もインテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案外一案

も慎重な統制を要する強い力でもあります。過去の失敗の検証、教訓の導出と国民への説明、国会による民主的統制、政治的中立、国民の自由と権利の尊重、インテリジェンスの最前線で活動する者の保護、これらを伴わない改革は、インテリジェンスを国民を守る盾ではなく、国民を監視し縛るおりにするものであり、むしろ、国民の利益を損ねます。組織づくりにとどまらない本質的なインテリジェンス改革の実現に向け、今後も与野党を超えた熟議を続けていくことを強く訴えまして、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(森英介君) 川裕一郎君。
〔川裕一郎君登壇〕
○川裕一郎君 参政党の川裕一郎です。会派を代表し、国家情報会議設置法案に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

本法案が我が国のインテリジェンス機能を強化をし、情報収集、分析体制を整備する点は評価いたします。国際情勢が不確実性を増し、安全保障と経済が一体不可分となる中で、国家として主体的に情報を把握し意思決定を行う基盤の強化は不可欠であり、本法案は必要な第一歩であります。しかしながら、現実の脅威に対する踏み込みとしては、なお不十分と言わざるを得ません。

第一に、連立合意に至ったインテリジェンス・スパイ防止関連法制が本法案と一体で整備されていない点であります。情報を集め分析する体制のみを先行させ、それを守る法的基盤を欠いた現状は極めて不均衡であり、外国勢力による情報収集、影響工作、技術流出のリスクが現実存在する中で、この空白を放置することは許されません。

我々は、この空白が何をもたらしたかを知っています。北朝鮮による日本人拉致問題でありま

す。国民が自国の領土から連れ去られながら、長らくその実態さえつかめなかった。これは、戦後日本の安全保障における最大の痛恨事でありま

す。当時の我が国に、外国工作を察知をし防止するインテリジェンス体制と防諜法制が備わっていれば、被害はここまで拡大しなかったのではない

か。御家族が半世紀にわたり抱え続けてきた苦しみ、我々は厳粛に受け止めなければなりません。この教訓を風化させることなく、同じ過ちを二度と繰り返さぬため、政府は早期の法整備に踏み込むべきであります。

第二に、セキュリティクリアランス制度について、国家意思決定の中核に位置する閣僚及び政務三役への扱いが曖昧なままでは信頼性は担保されません。最も厳格であるべき対象に例外を設けず、明確かつ厳格な適用を行うべきであります。

確にし、国民への説明責任を制度として担保する必要があります。

本法案は第一歩ではありますが、この段階にとどまることなく、実効性のある体制へと不断に発展させなければなりません。政府には、不足する制度を速やかに補完する責任があります。

以上を強く申し述べ、我が国の主権と安全、経済基盤、そして国民一人一人の命を守り抜くため、本法案に賛成することを表明し、討論を終わります。(拍手)

○議長(森英介君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(森英介君) これより採決に入ります。

まず、日程第八、橋本幹彦君外二名提出、インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第九、内閣提出、国家情報会議設置法案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(森英介君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十四分散会

出席国務大臣

外務大臣 茂木 敏充君
農林水産大臣 鈴木 憲和君
国土交通大臣 金子 恭之君
国務大臣 木原 稔君

○議長長の報告

(理事補欠選任)

一、昨二十二日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事 井出 庸生君(理事鳩山二郎君昨二十

二日理事辞任につきその補欠)

文部科学委員会

理事 盛山 正仁君(理事永岡桂子君昨二十

二日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

補欠

衛藤 博昭君 渡辺 勝幸君
栗原 涉君 小池 正昭君
丸田康一郎君 山本 裕三君
小池 正昭君 大空 幸星君
大空 幸星君 栗原 涉君
山本 裕三君 丸田康一郎君
渡辺 勝幸君 衛藤 博昭君

環境委員

辞任

補欠

衛藤 博昭君 浅田眞澄美君
中川こういち君 稲葉 大輔君
丸尾なつ子君 佐藤 主迪君
丸田康一郎君 東田 淳平君
佐藤 主迪君 村木 汀君
浅田眞澄美君 衛藤 博昭君
稲葉 大輔君 中川こういち君
東田 淳平君 丸田康一郎君
村木 汀君 丸尾なつ子君

安全保障委員

辞任

補欠

長島 昭久君 山田 基靖君
山田 基靖君 北神 圭朗君
北神 圭朗君 長島 昭久君

議院運営委員

辞任

補欠

西田 昭二君 深澤 陽一君
中川 宏昌君 大森江里子君
深澤 陽一君 西田 昭二君
大森江里子君 中川 宏昌君

一、昨二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

大空 幸星君 福田かおる君
川崎ひとと君 岩崎 比菜君
古川 直季君 阿部 弘樹君
若山 慎司君 山本 大地君
福田かおる君 大空 幸星君
山本 大地君 若山 慎司君
阿部 弘樹君 古川 直季君
岩崎 比菜君 川崎ひとと君

外務委員

辞任

補欠

伊藤 聡君 藤沢 忠盛君
今岡 植君 鹿嶋 祐介君
大西 洋平君 森下 千里君
川松真一朗君 石坂 太君
中曽根康隆君 黒崎 祐一君
木下 敏之君 石川 勝君
石坂 太君 上原 正裕君
鹿嶋 祐介君 白坂 亜紀君
森下 千里君 辻 由布子君
上原 正裕君 川松真一朗君
白坂 亜紀君 今岡 植君
藤沢 忠盛君 伊藤 聡君
石川 勝君 木下 敏之君
黒崎 祐一君 中曽根康隆君
石坂 太君 大西 洋平君

文部科学委員

辞任

補欠

石田 真敏君 西野 太亮君
田中 昌史君 石川 昭政君
石川 昭政君 今岡 植君
西野 太亮君 橘 慶一郎君
今岡 植君 とかしきなおみ君
とかしきなおみ君 齋藤 健君
齋藤 健君 田中 昌史君
橘 慶一郎君 石田 真敏君

厚生労働委員

辞任

補欠

尾花 瑛仁君 渡辺 勝幸君
加藤 貴弘君 今 洋佑君
藤田 誠君 鈴木 拓海君
日野紗里亜君 福田 徹君
古川あおい君 林 拓海君

令和八年四月二十三日 衆議院會議録第十五号	議長の報告	国土交通委員 辞任 北神 圭朗君 古川 元久君 須田英太郎君 園崎 弘道君 向山 好一君 山田 瑛理君 北神 圭朗君 古川 元久君 須田英太郎君 補欠 園崎 弘道君 向山 好一君 山田 瑛理君 北神 圭朗君 古川 元久君 須田英太郎君 安全保障委員 辞任 武田 良太君 中野 英幸君 武田 良太君 中野 英幸君 武田 良太君 補欠 中野 英幸君 武田 良太君 (特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 山田 瑛理君 武藤かず子君 山田 瑛理君 補欠 武藤かず子君 山田 瑛理君 (議案提出) 一、昨二十二日、委員長から提出した議案は次のとおりである。 食育基本法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出) (議案付託) 一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案(橋本幹彦君外二名提出、衆法第三号) 内閣委員会 付託 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号) 財務金融委員会 付託 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号) 文部科学委員会 付託	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五三号) 個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号) 以上二件 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 付託 (答弁書受領) 一、去る二十一日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員緒方林太郎君提出非関税障壁に関する質問に対する答弁書 衆議院議員長妻昭君提出米国のイラン攻撃の法的評価と在日米軍に関する再質問に対する答弁書 衆議院議員長妻昭君提出加工肉の発がん性、国家公務員の非正規職員についての衆議院内閣委員会質疑に関する質問に対する答弁書 令和八年四月九日提出 質問 第八号 非関税障壁に関する質問主意書 提出者 緒方林太郎 一 非関税障壁に関する質問主意書 一 米国政府から指摘されている日本の豚肉輸入における非関税障壁について 1 米国の通商代表部(USTR)の「外国貿易障壁報告書(National Trade Estimate, NTE)」二〇一九年から二〇二五年発行まで非関税障壁の項目に一貫して日本には「米国産豚肉に対して可変課徴金として機能する貿易歪曲的な「分岐点価格制度」(差額関税制度)の対象となつてゐる」(U.S. pork exports to Japan are subject to a trade-distorting “gate price mechanism” that functions as a variable levy.)と述べられている。米国側が「示す当該認識を日本政府として受け入れられるか。 2 当該NTEの指摘においては、環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)以降の経済連携協定で実施されている差額関税制度のみならず、WTO農業協定が発効した平成七年一月一日から実施されてきた差額関税制度についても、著しく貿易歪曲的な非関税障壁である可変課徴金として問題視されたと思われるが、政府としての見解如何。 3 同報告書が、豚肉の差額関税制度をWTO農業協定に違反する非関税障壁であると公然と指摘してきたことに対して、日本政府はこれまで何らかの反論や異議を米国政府に対して伝えた事があるか確認ありたい。そのような反論や異議を述べてこなかった場合、その理由についても答弁ありたい。 4 二〇二五年七月七日付のトランプ大統領から当時の石破茂首相あての親書では三回にわたり執拗に日本の非関税障壁、貿易障壁を批判している。具体的には「我々は日本との貿易関係について長年議論を重ねてきたが、日本の関税及び非関税政策並びに貿易障壁によつて生じた長期的かつ非常に根深い貿易赤字から脱却しなければならない」という結論に至つた。(We have had years to discuss our Trading Relationship with Japan, and have concluded that we must move away from these longterm, and very persistent, Trade Deficits engendered by Japan’s Tariff, and Non Tariff, Policies and Trade Barriers.)」 「これらの関税は、米国に対する持続不可能

な貿易赤字を引き起こしている長年にわたる日本の関税及び非関税政策並びに貿易障壁を是正するために必要なものであることをご理解いただきたい。(Please understand that these Tariffs are necessary to correct the many years of Japan's Tariff, and Non Tariff, Policies and Trade Barriers, causing these unsustainable Trade Deficits against the United States.)「貴国がこれまで閉鎖されていた貿易市場を米国に開放し、日本の関税及び非関税政策並びに貿易障壁を撤廃することを希望される場合、私たちはおそらくこの書簡の修正を検討するであろう。(If you wish to open your heretofore closed Trading Markets to the United States, and eliminate your Tariff, and Non Tariff, Policies and Trade Barriers, we will perhaps consider an adjustment to this letter.)」といった記載がある。当該トランプ大統領親書にある「非関税障壁」があると考えているか。ある場合、それは何を指していると考えてるか。また、日本政府はこれらの指摘に対して反論したのか。した場合、どのような反論を行ったのか。 二 衆議院議員森山浩行君提出豚肉の差額関税制度に関する質問に対する答弁書(内閣衆質一九六第二四七号)において、次のような答弁がある。 「一般的には、「通常の関税」とは、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に附属する各国の譲許表の税率欄に関税率が記載されている一般の関税、「可変輸入課徴金」とは、輸入貨物に課せられる一種の課徴金であつて、その金額が個別の法令上又は行政上の措置を要しない仕組みにより自動的に絶えず変化し、かつ、不透明で予測不可能なもの、「最低輸入価格」とは、輸入貨物の価格としいき値価格との差額に基づいて決定される関税を課することによって、当該輸入貨物が当該しいき値価格を下回つて国内市場に入るこのこないようにする措置と考えられてゐる」 1 衆議院議員緒方林太郎君提出豚肉輸入と通商法との関係に関する質問に対する答弁書(内閣衆質二〇八第七四号)において、可変輸入課徴金に関し、次のような答弁がある。 「豚肉の差額関税制度は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)附属書Aの農業に関する協定第四条2に規定する通常の関税であり、また、我が国が締結している経済連携協定等又は関係国内法令によりあらかじめ定められた関税率が適用されている関税であるため、「輸入貨物に課せられる一種の課徴金ではない」こと、「その金額が個別の法令上又は行政上の措置を要しない仕組みにより自動的に絶えず変化しない」こと及び「不透明で予測不可能なものではない」ことから、御指摘の「可変輸入課徴金」には当たらないと考えている。」 ア 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第一条1における「関税」と「課徴金」はそれぞれ何を指していると考えてるか。 イ 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に附属する各国の譲許表の税率欄に関税率が記載されている一般の関税は、すべてWTO農業協定第四条2にある「通常の関税」なのか。	みにより自動的に絶えず変化し、かつ、不透明で予測不可能なもの、「最低輸入価格」とは、輸入貨物の価格としいき値価格との差額に基づいて決定される関税を課することによって、当該輸入貨物が当該しいき値価格を下回つて国内市場に入るこのこないようにする措置と考えられてゐる」 1 衆議院議員緒方林太郎君提出豚肉輸入と通商法との関係に関する質問に対する答弁書(内閣衆質二〇八第七四号)において、可変輸入課徴金に関し、次のような答弁がある。 「豚肉の差額関税制度は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)附属書Aの農業に関する協定第四条2に規定する通常の関税であり、また、我が国が締結している経済連携協定等又は関係国内法令によりあらかじめ定められた関税率が適用されている関税であるため、「輸入貨物に課せられる一種の課徴金ではない」こと、「その金額が個別の法令上又は行政上の措置を要しない仕組みにより自動的に絶えず変化しない」こと及び「不透明で予測不可能なものではない」ことから、御指摘の「可変輸入課徴金」には当たらないと考えている。」 ア 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第一条1における「関税」と「課徴金」はそれぞれ何を指していると考えてるか。 イ 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に附属する各国の譲許表の税率欄に関税率が記載されている一般の関税は、すべてWTO農業協定第四条2にある「通常の関税」なのか。	ウ 我が国が締結している経済連携協定等又は関係国内法令によりあらかじめ定められた関税率が適用されている関税であれば、常に「その金額が個別の法令上又は行政上の措置を要しない仕組みにより自動的に絶えず変化しない」と言えるのか。 エ 我が国が締結している経済連携協定等又は関係国内法令によりあらかじめ定められた関税率が適用されている関税であれば、常に「不透明で予測不可能なものではない」と言えるのか。 オ 差額関税制度は、輸入申告価格に応じた、関税の金額が個別の法令上又は行政上の措置を要しない仕組みにより自動的に絶えず変化している。アからエまでの答弁を踏まえつつ、何故、政府は差額関税制度が可変課徴金として機能していないと考えているのかを論理的に説明ありたい。 2 衆議院議員緒方林太郎君提出豚肉輸入と通商法との関係に関する質問に対する答弁書(内閣衆質二〇八第七四号)において、最低輸入価格に関し、次のような答弁がある。 「豚肉の差額関税制度は、一定の基準輸入価格を基に定められる分岐点価格を境に、分岐点価格を超える価格の豚肉にあつては従価税を、分岐点価格以下の価格の豚肉にあつては従量税を課すとともに、分岐点価格前後の価格の豚肉について課税後の価格が逆転しないよう関税の率を定めているものであり、また、当該制度において分岐点価格より高価格の部位と低価格の部位を組み合わせ、一括して課税価格を算出して豚肉を輸入すること又は従量税を納めて豚肉を輸入することにより、基準輸入価格未満の価格の豚肉を輸入する	ることも可能であることから、「輸入貨物の価格としいき値価格との差額に基づいて決定される関税を課していない」こと及び「輸入貨物がしいき値価格を下回つて国内市場に入るこのこないようにする措置ではない」ことから、御指摘の「最低輸入価格」には当たらないと考えている。」 ア CATTウルグアイ・ラウンド妥結時にはこのような説明をしていなかった。このような説明をするようになったのはいつからか。 イ 日本の豚肉の差額関税制度では豚部分肉の輸入申告価格によって以下のように関税が徴収されるということと間違いないか。 ・ 輸入価格六十四・五三元/kg以下の場合 従量税四百八十二円/kg ・ 輸入価格六十四・五三元から五百二十四円/kgの場合 差額関税となり、関税率は輸入申告価格によって四百八十二円から二十二・五三元まで変化する ・ 輸入価格五百二十四円/kg以上の場合 従価税四・三% ウ 衆議院議員森山浩行君提出豚肉の差額関税制度に関する質問に対する答弁書では「従量税とは、一般に、輸入貨物の数量を課税標準として税額が決定されるものをいい、その課税標準に乗ずる一定の数量単位当たりの金額を従量税率という。」とある。分岐点価格以下の価格の豚肉に課されている従量税の税率を答弁ありたい。また、それは「課税標準に乗ずる一定の数量単位当たりの金額」か。 エ 分岐点価格前後の価格の豚肉について課
--	--	---	---

税後の価格が逆転しないよう関税の率を定めた後、輸入貨物の数量を課税標準として税額が決定されていると言えるか。輸入価格六十四・五三円から五百二十四円／kgの場合では、税率は「一定の数量単位当たりの金額」ではなく、輸入価格に応じて変動しているのではないか。

オ 分岐点価格前後の価格の豚肉について課税後の価格が逆転しないよう関税の率を定めた後であっても、差額関税制度はWTO農業協定第四条2に規定する「通常の関税」か。

カ 現行の差額関税制度は、過去の累次答弁にあるような「せきとめ価格」として機能しているか。機能している場合、その機能について説明ありたい。

キ 高価格部位と低価格部位のコンビネーション輸入によって、低価格部位も輸入可能であるから「最低輸入価格」ではないとの説明に関し、このコンビネーション輸入は一九七一年の豚肉の自由化後に始まったものであり、GATTウルグアイ・ラウンド交渉時も輸入の大半がコンビネーション輸入であった。そして、同交渉妥結時、旧差額関税制度が廃止となったのは、最低輸入価格とみなされたからである。もし、コンビネーション輸入により旧差額関税制度が最低輸入価格に当たらないという理屈が通用するなら、そもそも廃止する必要はなかったと思われる。何故、旧差額関税制度の制度改正を行う必要があったのか。また、これらを踏まえれば、コンビネーション輸入があるから最低輸入価格ではないとの理屈は通用しないと思われるが見解如何。

3 1及び2への答弁を踏まえ、差額関税制度は、WTO農業協定第四条2にある「通常の関税に転換することが要求された措置その他これに類するいかなる措置」に当たるのではないか。

三 差額関税制度の憲法上の正当性について

日本国憲法第九十八条第二項においては「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」とあり、衆議院議員緒方林太郎君提出憲法の幾つかの規定に関する質問に対する答弁書（内閣衆質二一九第二五号）においても、「条約及び確立された国際法規が法律に優位すると解される。」とある。これを踏まえ、WTO農業協定第四条2は豚肉差額関税制度を規定する関税暫定措置法に対して優位するとの理解で差し支えないか。その結果、関税暫定措置法の規定、解釈、適用は、WTO農業協定第四条2に適合していると言えるか。

右質問する。

内閣衆質二二一第八号

令和八年四月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員緒方林太郎君提出非関税障壁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出非関税障壁に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「外国貿易障壁報告書」は、「米国の通商代表部」が公表しているものであり、我が国政府として、他国が公表している報告書の

一々についてお答えすることは差し控えたい。

一の2について

御指摘の「著しく貿易歪曲的な非関税障壁である可変課徴金として問題視された」の意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

一の3について

御指摘の「同報告書が、豚肉の差額関税制度をWTO農業協定に違反する非関税障壁であると公然と指摘してきた」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、お尋ねの「何らかの反論や異議を米国政府に対して伝えた事があるか」を含め、外交上のやり取りについて明らかにすることは、相手方との関係もあり、差し控えたい。

一の4について

御指摘の「当該トランプ大統領親書にある「非関税障壁」の意味するところが明らかではないため、前段のお尋ねについてお答えすることは困難である。また、後段のお尋ねについては、御指摘の「これらの指摘」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「親書」の公表後、在米国日本大使館から直ちに、米国政府が、既に課している追加関税に加えて、関税率の引上げを発表したことは誠に遺憾である旨申入れを行ったが、これ以上の外交上のやり取りについて明らかにすることは、相手方との関係もあり、差し控えたい。

二の1のアについて

お尋ねの「関税」及び「課徴金」については、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成六年条約第十五号。以下「マラケシュ協定」という。）附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定において特段の定義規定は

設けられていないが、例えば、同協定第一条1では、「関税及び課徴金」とは、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して加盟国により課され、又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転について加盟国により課されるものを指すものとして用いられている。

二の1のイについて

マラケシュ協定附属書一Aの農業に関する協定（以下「WTO農業協定」という。）は、WTO農業協定第二条に規定する「農産品」について適用されるものである。一方、お尋ねの「マラケシュ協定に附属する各国の譲許表の税率欄に関税率が記載されている一般の関税」は、御指摘の「譲許表」に「関税率」が記載されている当該農産品以外の産品も対象とするものであることから、これらが御指摘のように「すべてWTO農業協定第四条2に規定する「通常の関税」に該当するとは言えない」と考えている。

二の1のウについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、豚肉の差額関税制度は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）で定められているものであり、個別の法令に基づき、適用される関税率が決まるものであることから、御指摘のように「その金額が個別の法令上又は行政上の措置を要しない仕組みにより自動的に絶えず変化しない」と考えている。

二の1のエについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、豚肉の差額関税制度は、関税暫定措置法第二条等の規定によりあらかじめ定められた関税率が適用される制度であることから、御指摘のように「不透明で予測不可能なものではない」と考えている。

二の1のオについて

豚肉の差額関税制度は、二の1のウについて及び二の1のエについて述べたとおり、関税暫定措置法第二条等の規定によりあらかじめ定められた関税率が適用されている関税であること、「その金額が個別の法令上又は行政上の措置を要しない仕組みにより自動的に絶えず変化しない」こと及び「不透明で予測不可能なものではない」ことから、御指摘の「可変輸入課徴金」には当たらないと考えている。

二の2のアについて

豚肉の差額関税制度が最低輸入価格に当たらない旨の説明を開始した時期については、当該説明を行った機会を網羅的に把握していないため、お答えすることは困難である。

二の2のイについて

お尋ねのとおりである。

二の2のウについて

御指摘の「分岐点価格以下の価格の豚肉に課されている従量税の税率」については、関税暫定措置法において、例えば、枝肉については、同法別表第一の三により「一キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額」と定められており、これは、御指摘の「課税標準に乗ずる一定の数量単位当たりの金額」に当たると考えている。

二の2のエについて

豚肉の差額関税制度においては、御指摘の「輸入価格六十四・五三円から五百二十四円／kgの場合」も含めて、分岐点価格以下の価格の豚肉については、「輸入貨物の数量を課税標準として税額が決定されている」ものである。

二の2のオについて

豚肉の差額関税制度は、関税暫定措置法第二

条等の規定によりあらかじめ定められた関税率が適用される制度であり、御指摘の「通常の関税」であると考えている。

二の2の力について

お尋ねの「せきとめ価格」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二の2のキについて

御指摘の「コンビネーション輸入があるから最低輸入価格ではない」との理屈は通用しないと思われる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「旧差額関税制度」は、当時の畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項の規定に基づき毎会計年度定められる安定基準価格及び安定上位価格を基に定められる基準輸入価格を用いて、関税の率が定められるものであったため、当該関税の率は年度ごとに変わり得るものであり、WTO農業協定第四条2の注に規定する「その他これらに類する通常の関税以外の国境措置」に当たると考えられたものである。

御指摘の「旧差額関税制度」については、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉において、WTO農業協定に整合的になるよう見直しを行ったものである。

二の3について

二の1のオについて及び二の2のオについて並びに先の答弁書（令和四年六月七日内閣衆質二〇八第七四号）二の1について述べたとおり、豚肉の差額関税制度については、我が国が締結している経済連携協定等又は関係国内法令によりあらかじめ定められた関税率が適用されている関税であること、「その金額が個別の法令上又は行政上の措置を要しない仕組みにより

自動的に絶えず変化しない」こと及び「不透明で予測不可能なものではない」ことから、WTO農業協定第四条2に規定する「通常の関税」であると考えており、「差額関税制度は、WTO農業協定第四条2にある「通常の関税に転換することが要求された措置その他これに類するいかなる措置」に当たる」との御指摘は当たらない。

三について

特定の条約を実施するための所要の国内法の整備に当たっては、政府として、当該条約と国内法の規定が矛盾しないように対応してきているところ、関税暫定措置法によって定められる豚肉の差額関税制度も、二の2のオについて述べたとおり、「通常の関税」であり、WTO農業協定第四条2の規定に整合的なものである。

令和八年四月十日提出
質問 第九号

米国のイラン攻撃の法的評価と在日米軍に関する再質問主意書

提出者 長妻 昭

米国のイラン攻撃の法的評価と在日米軍に関する再質問主意書

一回提出した「米国のイラン攻撃の法的評価と在日米軍に関する質問主意書」（二〇二二）への答弁が抜けていたので、再度、お尋ねする。

一般論としてお尋ねするが、他国に対しての攻撃が国際法に違反しているか合致しているか日本として判断しないまま、その攻撃をしている国に対して、日本からの金銭的支援は可能か。また、人的支援や武器あるいは物資の提供は可能か。

二 一般論としてお尋ねする。日本の基地に配備されている、あるいは拠点としている米軍が国

際法に違反した攻撃をしたとの確認ができた場合、日本としてはどのような対応をするのか。お示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質二二一九号
令和八年四月二十一日

衆議院議長 森 英介殿
内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議員長妻昭君提出米国のイラン攻撃の法的評価と在日米軍に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員長妻昭君提出米国のイラン攻撃の法的評価と在日米軍に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（令和八年四月十日内閣衆質二二一第六号）二についてでお答えしたとおり、お尋ねの「その攻撃をしている国に対して、日本からの金銭的支援は可能か」及び「人的支援や武器あるいは物資の提供は可能か」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、例えば、平成二十七年五月二十六日の衆議院本会議において、安倍内閣総理大臣（当時）が「仮に、ある国家が何ら武力攻撃を受けていないにもかかわらず違法な武力の行使を行うことなどは、国際法上認められない行為を行っていることとなるものであり、我が国がそのような国を支援することはありません。」と述べているところである。

二について

お尋ねの「どのような対応をするのか」の具体

的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

令和八年四月十日提出
質問 第一〇号

加工肉の発がん性、国家公務員の非正規職員についての衆議院内閣委員会質疑に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

加工肉の発がん性、国家公務員の非正規職員についての衆議院内閣委員会質疑に関する質問主意書

一 令和八年四月八日衆議院内閣委員会で黄川田・食品安全委員会担当大臣と加工肉の発がん性について左記のとおり質疑をした。

○黄川田国務大臣「今お話がありましたように、加工肉については発がん性があるということを確認しておりますが、それが人に対して安全かどうかということについては、摂取量、摂取頻度、これらを考慮して評価されるものだというふうに思っております。」

○長妻委員「是非、大臣、念のために、目安はこのぐらいであれば問題ないという頻度とか摂取量、これを示すお考えはありませんか。」

○黄川田国務大臣「関係省庁と相談の上、考えてまいりたいと思います。」

1 「考えてまいりたい」とは何を考えていくのか。

2 加工肉の摂取頻度や摂取量を示すことだと理解するが、具体的にどの機関でいつまでに何をどのように検討し、いつまでに公表する

令和八年四月二十三日 衆議院会議録第十五号

のか。内閣の見解を問う。

二 現在、省庁によつては総職員の過半数に達する非正規雇用の国家公務員(一年契約)について、正規職員に移行し、正規職員比率を上げるべきとの考えに基づいて令和八年四月八日衆議院内閣委員会では左記の質疑をした。ハローワークで働く国家公務員は六割以上が非正規雇用である事実も明らかになった。

○長妻委員「政府は、民間に対しては非正規を減らして正社員を増やすように呼びかけをしているわけで、自らもそういう方針を、政府の中にきちっとつくるというふうに御答弁いただきたい。」

○松本(尚)国務大臣「これは、各府省庁によつてそれぞれ業務内容が違つし、能力が必要な部分も多々ありますから、国家公務員全般をもつてここでそういったことを答弁することはできません。ただ、各府省庁においては、それぞれ能力のある人間は登用できるように、あるいは採用できるように、それぞれ試験を、任用試験等々を行つて、それを広く国民に対しては開いていますから、そういった形で、できるだけ委員の御指摘の点について前に進められるように努力はしていきたいと思ひます。」

1 「前に進められるように努力はしていきたい」といふのは具体的に何をいつまでに前に進めるのか。

2 政府全体として、いわゆる非正規雇用職員を正規雇用職員に移行させ、正規職員比率を上げる方針を打ち出すおつもりはあるか。内閣の見解を問う。

議長長の報告 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案及び同報告書

内閣衆質二二第一〇号
令和八年四月二十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員長妻昭君提出加工肉の発がん性、国家公務員の非正規職員についての衆議院内閣委員会質疑に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出加工肉の発がん性、国家公務員の非正規職員についての衆議院内閣委員会質疑に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「考えてまいりたい」とは何を考えていくのか」及び「どの機関で」何をどのように検討」するのにかについては、令和八年四月八日の衆議院内閣委員会において、黄川田国務大臣が「加工肉については発がん性があるということを確認しておりますが、それが人に対して安全かどうかということについては、摂取量、摂取頻度、これらを考慮して評価されるものだというふうに思っております。」及び「加工肉を食すについてリスクとベネフィットがある」ということで、そのバランスを考慮して決められていくというふうに考えております。」と答弁しているところであり、これらの考え方を踏まえ、どのような対応が可能かについて、内閣府、消費者庁等の関係府省庁の連携の下、御指摘のように「考えてまいりたい」と答弁したものである。お尋ねの「いつまでに」検討」するのにか及び「いつまでに公表するのにか」については、現時点においてお答えすることは困難である。

二の1について

お尋ねについては、国家公務員の非常勤職員について、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第三十六条に規定する競争試験又は選考の方法により常勤職員に採用される機会が与えられていることを、可能な限り速やかに、広く周知することを予定している。

二の2について

お尋ねの「正規職員比率を上げる方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国家公務員の非常勤職員は各府省等の実情に応じた多様な勤務の形態や職務の内容等を踏まえ採用されており、加えて、常勤職員に採用するには国家公務員法第三十六条に規定する競争試験又は選考の方法による必要があることから、政府として、国家公務員の非常勤職員を常勤職員にお尋ねのように「移行」させること等の統一な方針を作成することは困難である。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条の四」を「第四十六条の四の二」に改める。

第二条第一項の表中二十八の項を二十九の項とし、八の項から二十七の項までを一項ずつ繰り下げ、七の項の次に次のように加える。

ハ ランピースキン病		牛
第十六条第一項第二号中「豚熱」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「疑似患畜」の下に「又は農林水産省令で定める都道府県の区域において発生した豚熱の疑似患畜」を加える。 第十七条第一項一号中「リフトバレー熱」の下に「ランピースキン病」を加え、同項第二号中「リフトバレー熱」の下に「ランピースキン病」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「疑似患畜」の下に「又は前条第一項第二号の農林水産省令で定める都道府県の区域以外において発生した豚熱の疑似患畜」を加え、同条に次の一項を加える。 3 都道府県知事は、第一項第二号に規定する豚熱の疑似患畜の所有者であつて同項の命令を受けたものが同項の期限までに命ぜられた措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行方見込みがないときは、家畜防疫員に当該疑似患畜を殺させることができる。 第十七条の二第六項中「その命令に従わないとき」を「同項の期限までに命ぜられた措置を行わないとき、行つても十分でないとき若しくは行方見込みがないとき」に改める。 第二十一条第一項第一号中「リフトバレー熱」の下に「ランピースキン病」を加える。 第三十六条第一項第一号中「第三十七条第一項各号の」を「次のイからハまでに掲げる」に改め、「もの」の下に「第三十九条第一項において「指定禁止物」という。」を加え、同号に次のように加える。 イ 動物、その死体又は骨肉卵皮毛類及びこ		これらの容器包装 口 穀物のわら（飼料用以外の用途に供するものとして農林水産省令で定めるものを除く。）及び飼料用の乾草 ハ イ及びロに掲げる物を除き、監視伝染病の病原体を拡散するおそれがある敷料その他これに準ずる物 第三十七条第一項中「写し」の下に「次項第二号において「検査証明書等」という。」を加え、同条第二項第二号中「前項の検査証明書又はその写し」を「検査証明書等」に改める。 第三十九条第一項中「指定検疫物」を「指定禁止物又は指定検疫物（以下「指定禁止物等」という。）」に改め、同条第二項中「指定検疫物」を「指定禁止物等」に、「積卸を「積卸し」に改める。 第四十条第一項、第二項、第四項及び第五項中「指定検疫物」を「指定禁止物等」に改める。 第四十一条中「指定検疫物」を「指定禁止物等」に、「先だつて」を「先立つて」に改める。 第四十二条並びに第四十三条第一項及び第五項中「指定検疫物」を「指定禁止物等」に改める。 第四十四条の次に次の一条を加える。 （販売等の禁止） 第四十四条の二 第三十六条又は第三十七条の規定に違反して輸入された物（第五十一条第五項において「輸入禁止品」という。）は、販売又は販売の用に供するために行う加工、使用、調理、貯蔵若しくは陳列（第五十一条第四項及び第六項において「販売等」という。）をしてはならない。
		第四章に次の一条を加える。 （国民等の理解を深めるための措置等） 第四十六条の四の二 国は、広報活動その他の活動を行うことにより、輸出入検疫を適切に実施することの重要性について国民その他の者（以下この条において「国民等」という。）の理解を深めるとともに、その実施に関する国民等の協力を求めるよう努めなければならない。 第五十一条第四項中「及び第二項」を、「第二項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第三項を第八項とし、第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。 2 家畜防疫官は、第四章の規定を施行するため必要があるときは、店舗、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入つて第三十六条第一項第一号イからハまでに掲げる物、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は当該検査のため必要限度において、監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物を集取することができる。 3 家畜防疫官は、前項の規定による集取をした物について監視伝染病の病原体を拡散するおそれの有無を判定し、遅滞なく、その結果を当該物の集取をされた者に通知をしなければならない。 4 第二項の検査を受け、同項の規定による集取をされた者は、当該集取をされた物について監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない旨の前項の通知を受けた後でなければ、当該集取をされた物及びその販売等の状況からみて当該集取をされた物と同様に監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物として当該集取の際家畜防疫官が農林水産省令で定めるところにより指定した物（次項において「集取をされた物等」という。）の販売又は販売の用に供するために行う加工、使用、調理若しくは陳列をしてはならない。 5 家畜防疫官は、第二項の規定による検査の結果、その検査をした物（集取をされた物等を含む。以下この項において同じ。）が輸入禁止品又は監視伝染病の病原体により汚染している物であると認めるときは、農林水産省令で定める基準に基づき、当該検査をした物を廃棄することができる。 6 農林水産大臣は、前項の規定による廃棄があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該廃棄の処分を受けた者の氏名又は名称その他家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のために必要な当該廃棄の処分を受けた物に係る販売等に関する事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表することができる。 第六十条第一項第七号を削り、同項第八号中「第三十一条第二項の検査、注射、薬浴又は」を「第五条第一項若しくは第三項の検査であつて農林水産大臣の指定するもの又は第三十一条第二項の検査、注射、薬浴若しくは」に、「第四号から第六号まで」を「前三号」に改め、「製造費」の下に「次号の薬品の購入費並びに第九号の衛生資材の購入費及び賃借料」を加え、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。 ハ 農林水産大臣の指定する薬品の購入費の全額（家畜伝染病（第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。）以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについては、二分の一）

第六十条第一項第十号中「第七号」を「第八号」に改める。

第六十二条第一項中「及びこれに係るこの章の規定並びに第四章の規定」を、「第四章の規定」に、「除く。」の「を」を除く。及び前章の規定並びにこれらの規定に係るこの章の規定の」に改める。

第六十三条第二号中「第三十八号」の下に、「第四十四条の二」を加え、「及び第三十七条第一項」を、「第三十七条第一項、第三十八号、第四十四条の二及び第四十五条第一項」に改める。

第六十四条中「第四十六条の十」の下に「これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を加える。

第六十五条第一号中「第五十条」及び「第十四条第一項」の下に、「第五十一条第四項」を加え、同条第四号中「第四十六条の十三第一項」の下に「これらの規定を第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を、「第四十六条の二十第二項」の下に「第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を、「場合」の下に「及び第六十二条第一項において準用する場合」を加え、同条第五号中「第四十六条の二十第二項」の下に「第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を、「場合」の下に「及び第六十二条第一項において準用する場合」を加え、同条第六号中「第五十一条第二項」を「第五十一条第七項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)」に、「同項」を「第五十一条第七項」に改め、同条第七号中「第五十二条第二項」の下に「第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を加える。

第六十六条の十一第二項の下に「第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」を加え、「同項」を「第四十六条の十一第二項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第四十六条の十一第四項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。、第四十六条の十六第二項(第四十六条の二十第一項第六十二条第一項において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合及び第六十二条第一項において準用する場合を含む。の規定による命令に違反したとき。

第六十七条第四号中「第四十六条の十九第一項」の下に「第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を加える。

第六十八条第四号中「第十四条第二項」の下に「第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」を加え、「同項」を「第十四条第二項」に改め、同条第五号中「含む。」の下に「以下この号において同じ。」を加え、同条第十四号中「第四十六条第四項」を「第四十六条第四項又は第五十一条第五項(これらの規定を」に改め、同条第十六号中「第四十六条の八第二項」の下に「第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を加え、「同条第一項ただし書」を「第四十六条の八第一項ただし書(第六十二条第一項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第十七号中「第四十六条の十四」及び「第四十六条の二

十第一項」の下に「第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を、「場合」の下に「及び第六十二条第一項において準用する場合」を加え、同条第十八号中「第四十六条の二十第二項」の下に「第六十二条第一項において準用する場合を含む。」及び第六十二条第一項を、「第四十六条の十九第二項」の下に「第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条第十九号中「第五十一条第一項」の下に「又は同条第二項第六十二条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」を加え、「同項」を「第五十一条第一項又は同条第二項」に改める。

第七十一条第二号を削り、同条第三号中「第四十六条の十二第三項」の下に「第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を加え、同号を同条第二号とし、同条に次の二号を加える。

三 第四十六条の十三第二項(第六十二条第一項において準用する場合を含む。の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第六十二条第一項において第四十六条の十二第一項の規定を準用する場合において、同項の規定による届出をしないで、第六十二条第一項の規定により政令で指定された動物の疾病に係る病原体の所持を開始した者

第七十二条第一号中「第四十六条の八第三項」の下に「第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を加え、同条第二号中「第四十六条の十二第二項」の下に「第六十二条第一項において準用する場合を含む。」を加える。

(登録飼養衛生管理者に係る特例)
第五条 飼養衛生管理者のうち、次条第一項の登録を受けた者(以下「登録飼養衛生管理者」とい

う。は、第十二条の三の二第一項各号に掲げる業務のほか、当分の間、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第十七条の規定にかかわらず、その衛生管理区域(動物用生物学的製剤の適正な管理体制の整備をしていることその他の農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。))において、家畜防疫員の指示を受けて、豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤を使用することを業務とすることができ

第六条 飼養衛生管理者であつて、前条の規定による同条の豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤の使用について必要な知識及び技能を習得させるため都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより行う研修の課程を修了したものは、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県知事に申請して、登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 心身の故障により動物用生物学的製剤の使用の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者
二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
三 この法律の規定その他家畜衛生に関する法律の規定であつて農林水産省令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

う。は、第十二条の三の二第一項各号に掲げる業務のほか、当分の間、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第十七条の規定にかかわらず、その衛生管理区域(動物用生物学的製剤の適正な管理体制の整備をしていることその他の農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。))において、家畜防疫員の指示を受けて、豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤を使用することを業務とすることができ

第六条 飼養衛生管理者であつて、前条の規定による同条の豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤の使用について必要な知識及び技能を習得させるため都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより行う研修の課程を修了したものは、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県知事に申請して、登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 心身の故障により動物用生物学的製剤の使用の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者
二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
三 この法律の規定その他家畜衛生に関する法律の規定であつて農林水産省令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

う。は、第十二条の三の二第一項各号に掲げる業務のほか、当分の間、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第十七条の規定にかかわらず、その衛生管理区域(動物用生物学的製剤の適正な管理体制の整備をしていることその他の農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。))において、家畜防疫員の指示を受けて、豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤を使用することを業務とすることができ

第六条 飼養衛生管理者であつて、前条の規定による同条の豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤の使用について必要な知識及び技能を習得させるため都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより行う研修の課程を修了したものは、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県知事に申請して、登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 心身の故障により動物用生物学的製剤の使用の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者
二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
三 この法律の規定その他家畜衛生に関する法律の規定であつて農林水産省令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

う。は、第十二条の三の二第一項各号に掲げる業務のほか、当分の間、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第十七条の規定にかかわらず、その衛生管理区域(動物用生物学的製剤の適正な管理体制の整備をしていることその他の農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。))において、家畜防疫員の指示を受けて、豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤を使用することを業務とすることができ

第六条 飼養衛生管理者であつて、前条の規定による同条の豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤の使用について必要な知識及び技能を習得させるため都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより行う研修の課程を修了したものは、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県知事に申請して、登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 心身の故障により動物用生物学的製剤の使用の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者
二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
三 この法律の規定その他家畜衛生に関する法律の規定であつて農林水産省令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

う。は、第十二条の三の二第一項各号に掲げる業務のほか、当分の間、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第十七条の規定にかかわらず、その衛生管理区域(動物用生物学的製剤の適正な管理体制の整備をしていることその他の農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。))において、家畜防疫員の指示を受けて、豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤を使用することを業務とすることができ

第六条 飼養衛生管理者であつて、前条の規定による同条の豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤の使用について必要な知識及び技能を習得させるため都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより行う研修の課程を修了したものは、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県知事に申請して、登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 心身の故障により動物用生物学的製剤の使用の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者
二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
三 この法律の規定その他家畜衛生に関する法律の規定であつて農林水産省令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

う。は、第十二条の三の二第一項各号に掲げる業務のほか、当分の間、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第十七条の規定にかかわらず、その衛生管理区域(動物用生物学的製剤の適正な管理体制の整備をしていることその他の農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。))において、家畜防疫員の指示を受けて、豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤を使用することを業務とすることができ

第六条 飼養衛生管理者であつて、前条の規定による同条の豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤の使用について必要な知識及び技能を習得させるため都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより行う研修の課程を修了したものは、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県知事に申請して、登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 心身の故障により動物用生物学的製剤の使用の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者
二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
三 この法律の規定その他家畜衛生に関する法律の規定であつて農林水産省令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

う。は、第十二条の三の二第一項各号に掲げる業務のほか、当分の間、獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第十七条の規定にかかわらず、その衛生管理区域(動物用生物学的製剤の適正な管理体制の整備をしていることその他の農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。))において、家畜防疫員の指示を受けて、豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤を使用することを業務とすることができ

第六条 飼養衛生管理者であつて、前条の規定による同条の豚熱予防液その他の政令で定める動物用生物学的製剤の使用について必要な知識及び技能を習得させるため都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより行う研修の課程を修了したものは、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県知事に申請して、登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 心身の故障により動物用生物学的製剤の使用の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者
二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
三 この法律の規定その他家畜衛生に関する法律の規定であつて農林水産省令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 附則第八条第二号又は第三号に掲げる場合に該当してこの項の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

2 前項の登録は、都道府県知事が、登録飼養衛生管理者名簿に氏名、生年月日、住所、飼養衛生管理者となつてゐる衛生管理区域その他農林水産省令で定める事項及び登録年月日を登載しするものとする。

3 第一項の登録は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

4 前項の更新を受けようとする者は、都道府県知事が農林水産省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。

5 第三項の更新に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(登録事項の変更の届出)

第七条 前条第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る氏名その他農林水産省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(登録の取消し)

第八条 都道府県知事は、登録飼養衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合には、附則第六条第一項の登録を取り消さなければならない。

- 一 附則第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つた場合
- 二 前号に掲げる場合を除くほか、附則第五条の規定により行う動物用生物学的製剤の使用の業務に関し不正の行為があつた場合
- 三 虚偽又は不正の事実に基づいて附則第六条第一項の登録を受けた場合

(登録の消除)

第九条 都道府県知事は、附則第六条第一項の登録が飼養衛生管理者でなくなつたことその他の事由によりその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(家畜保健衛生所長への事務の委任)

第十条 都道府県知事は、附則第六条第一項から第四項まで及び前三条の規定によりその権限に属する事務の一部を家畜保健衛生所長に委任することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第十六条第一項第二号の改正規定、第十七条の改正規定(同条第一項各号中「リフトバレー熱」の下に「ランピー

スキン病」を加える部分を除く。)、第十七条の二第六項の改正規定、第四章に一条を加える改正規定、第六十条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第五条及び第六条の規定 公布の日

二 附則に六条を加える改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(手当金等の交付に関する経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日前にこの法律による改正前の家畜伝染病予防法(以下「旧法」という)第十六条の規定により殺された豚熱の疑似患畜に係る家畜伝染病予防法第五十八條第一項の規定による手当金の交付若しくは

は不交付若しくは当該交付をされた手当金の同項ただし書の規定による返還、同条第二項の規定による特別手当金の交付若しくは不交付若しくは当該交付をされた特別手当金の同項ただし書の規定による返還又は旧法第六十条の規定による負担金の負担については、なお従前の例による。

(登録飼養衛生管理者の登録に関する準備行為)

第三条 都道府県知事は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という)前においても、この法律による改正後の家畜伝染病予防法(以下「新法」という)附則第六条第一項に規定する研修を行うことができる。

2 新法附則第六条第一項の登録を受けようとする者は、第二号施行日以前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、第二号施行日以前においても、新法附則第六条第一項及び第二項の規定の例により、その登録をすることができる。この場合において、当該登録は、第二号施行日以後は、同条第一項の登録とみなす。

4 都道府県知事は、第一項及び前項の規定によりその権限に属する事務の一部を家畜保健衛生所長に委任することができる。

(輸入検疫に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第三十六条第一項第一号に掲げる物であつて、同項ただし書の許可を受けているものの輸入については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現にされている旧法第三十六條第一項第一号に掲げる物に係る同項ただし

し書の許可の申請は、新法第三十六條第一項第一号に掲げる物に係る同項ただし書の許可の申請とみなす。

3 この法律の施行の日(次項において「施行日」という)前に旧法第四十条第一項の規定による届出、旧法第四十二条第二項の規定による届出、旧法第四十三条第一項の規定による通知又は同条第五項の規定による届出(以下この項において「届出等」という)があつた指定検疫物について旧法第四十条第一項、第四十二条第二項、第四十三条第二項又は第五項の規定による検査が行われていない場合には、当該届出等は、それぞれ新法第四十条第一項の規定による届出、新法第四十二条第二項の規定による届出、新法第四十三条第一項の規定による通知又は同条第五項の規定による届出とみなす。

4 施行日前に旧法第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条、第四十二条第二項又は第四十三条第二項若しくは第五項の規定により行われた検査が終了し、施行日までに家畜伝染病予防法第四十四条の規定による輸入検疫証明書の交付又は同法第四十六条の規定による処置がされていらないものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(牛海綿状脳症対策特別措置法の一部改正)

第八条 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「十五の項」を「十六の項」に改める。

理由

最近における家畜の伝染性疾病の発生の状況や輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の増加とその持込みの態様の悪質化等を踏まえ、国内防疫体制の強化及び効率化のためランピースキン病を家畜伝染病に追加し、豚熱のと殺対象範囲を見直し、及び飼養衛生管理者によるワクチン接種を当分の間可能とするとともに、輸入検疫体制の強化のため輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の国内での販売等を禁止する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における家畜の伝染性疾病の発生の状況や輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の増加とその持込みの態様の悪質化等を踏まえ、国内防疫体制の強化及び効率化のためランピースキン病を家畜伝染病に追加

令和八年四月二十三日 衆議院会議録第十五号

し、豚熱のと殺対象範囲を見直し、及び飼養衛生管理者によるワクチン接種を当分の間可能とするとともに、輸入検疫体制の強化のため輸入検疫を適切に受けずに持ち込まれる肉製品等の国内での販売等を禁止する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 ランピースキン病の家畜伝染病への追加
家畜伝染病に、牛のランピースキン病を追加し、その患畜及び疑似患畜を殺処分の対象とし、その死体を焼却等の義務の対象とすること。

2 豚熱の疑似患畜のと殺義務の対象範囲の変更等

理由

(一) 現在全てがと殺義務の対象である豚熱の疑似患畜について、省令で定める都道府県の区域を除き、殺処分の対象とすること。

(二) 豚熱ワクチンについて、当分の間、獣医師法の特例として、都道府県知事が行う研修を受け、登録を受けた飼養衛生管理者が、接種できるものとする。

3 輸入禁止品への対応の強化

(一) 家畜伝染病予防法に違反して輸入された輸入禁止品の販売等を禁止すること。

(二) 家畜防疫官に、店舗等への立入検査及び監視伝染病の病原体により汚染しているおそれがある物の集取の権限を付与すること。

(三) 家畜防疫官は、立入検査の結果、検査をした物が輸入禁止品又は監視伝染病の病原体により汚染している物であると認めるときは、廃棄できるものとする。

4 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案及び同報告書

から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、国内防疫体制及び輸入検疫体制の強化等のための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和八年四月二十二日

農林水産委員長 藤井比早之
衆議院議長 森 英介殿

(別紙)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

令和二年に行われた家畜伝染病予防法の総合的な見直しの後においても、悪性の家畜の伝染病が継続して発生し、国境を越えた人や物の往来もますます活発になる中で、我が国の畜産業の持続的な発展及び畜産物の安定供給を図る上で家畜衛生が果たすべき役割は、一層重要なものとなっている。一方で、家畜伝染病の発生増加、これに伴う家畜防疫員の業務負担の増大、訪日旅客や国際郵便による畜産物の持込み違反件数の増加等、我が国の家畜防疫を取巻く環境は一層厳しさを増している。これらの状況に対応して、国内防疫体制及び輸入検疫体制の強化等を図る必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 ランピースキン病については、まん延防止対策を徹底するため、ワクチン接種や発生時の殺

処分等の措置を適切に実施すること。併せて、感染防止のための吸血昆虫対策等の取組を支援すること。

二 豚熱発生時の選択的殺処分の実施に当たっては、発生農場内での再発防止に資するよう、殺処分対象を正確に把握するための適切な基準を定めるとともに、当該基準について家畜防疫員等への指導を徹底すること。また、殺処分の対象とならずに出荷される豚について、風評被害を防止し円滑な流通を確保するため、関係事業者や消費者に対し、制度導入の趣旨や食肉の安全性について十分な広報を行うこと。加えて、殺処分に際して、焼却が円滑に進むよう焼却施設の確保や減容化等の支援に努めること。

三 登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種の実施に当たっては、研修により十分な知識及び技能を習得させるとともに、家畜防疫員の指示の下、適切な接種が行われるよう指導すること。また、豚熱ワクチン接種後の免疫付与状況確認検査の民間検査機関等への委託に当たっては、検査の精度が確保されるよう状況を注視し必要に応じて指導すること。

四 豚熱の清浄化に向けて、マーカーワクチンの実用化及び普及に向けた取組などを着実に実施するとともに、経口ワクチンの散布など野生イノシシ対策を一層推進すること。

五 輸入禁止品の販売等の禁止や家畜防疫官による立入検査の実施に当たっては、外国食料店をはじめとする関係者に対して制度の趣旨を周知徹底し、疑義情報の収集に努めるとともに、家畜防疫官の安全を確保するために警察と連携する等実効性を高める体制の構築を図ること。

六 輸入検疫体制の強化のため、税関や出入国管理庁等とも十分に連携しつつ、ＡＩの活用や検疫探知犬の育成及び運用方法の見直し等、空港、港湾及び国際郵便局における水際対策を一層充実させるとともに、外国食料店をはじめとする関係者、訪日外国人及び在留外国人等に向けて、改めて動物検疫の重要性についての周知及び啓発を行うこと。

七 家畜防疫員の業務が増加かつ多様化している中、国内防疫体制の維持・強化のため、都道府県と協力して家畜防疫員及び産業動物獣医師の確保・育成及び処遇の改善を図ること。併せて、遠隔診療の導入による業務効率化等の取組を推進すること。

食育基本法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和八年四月二十二日

提出者

農林水産委員長 藤井比早之

食育基本法の一部を改正する法律

食育基本法(平成十七年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の二」に、「第二十五条」を「第二十五条の二」に改める。

前文のうち第三項中「一方、」の下に「働き方が多様化し、世帯構成が変化する等」を、「変化し」の下に「消費者と生産者との関係が希薄化するとともに」を加え、「瘦身志向」を「瘦身志向、また食べることができる食品の廃棄」に、「氾濫する」を「氾濫する」に改め、「確保」の下に「や良質な食料

の安定的な確保」を加え、「あり方」を「在り方」に、「はぐくまれ」を「育まれ」に改め、第四項中「共生・対流」を「共生と交流」に改め、「向上」の下に「その他の食料安全保障の確保を加え、第五項中「高め」の下に「食」に関する体験活動等を通じて、を、「恩恵や」の下に「農林漁業者をはじめとするを加え、「深めつ」を「深め、豊かな人間性を育みつ」に、「健全な」を「健全で充実した」に改め、「保育所」の下に「職場」を、「中心」の下に「食」に関わる知識又は経験を有する人材を育成し及び活用し」を、「として、食育の推進に」の下に「自ら進んで」を、「である」の下に「また、食育の推進に関する取組は、食育をより実効的なものとするため不断の努力を積み重ね、国民運動として、あまねく全国において、あらゆる世代の人々に対し十分に展開することが求められている」を加え、第六項中「及び国民」を「国民、民間団体等」に改める。

第一条中「はぐくむための」を「育むとともに、食料安全保障の確保にも資する」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第三条中「また、」の下に「農林漁業者をはじめとする」を加える。

第四条中「得るもの」とともに、その「を得ながら、その連携を図るとともに、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野における施策との有機的な」に改める。

第五条中「食育は」の下に「教育基本法(平成十八年法律第二十号)その他の関係法律による施策と相まって」を加える。

第六条中「国民が」の下に「年齢等にかかわらず、」を、「保育所」の下に「職場」を加え、「深める」を「深め、これを食生活の改善や食料の持続的

な供給に資する物の選択に努める等の健全な食生活を送ること等に資する行動に結び付けることができる能力を育む」に改める。

第七条の見出し中「食料自給率の向上」を「食料安全保障の確保」に改め、同条中「についての国民の理解を深める」を「並びに食料の合理的な価格の形成について国民がその発達段階に応じた適切な方法により理解を深めることができるようにする」に改め、「向上」の下に「その他の食料安全保障の確保」を加える。

第九条に次の一項を加える。

2 国の関係行政機関は、食育の推進に関する施策が円滑かつ確実に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第十条中「図りつ」の下に「教育等(教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健をいう。次条第一項において同じ。)、農林漁業その他の食育に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しながら」を加える。

第十一条第一項中「教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)」を「教育等」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第十三条中「保育所」の下に「職場」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(関係者相互の連携及び協働)

第十三条の二 国、地方公共団体、教育関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等は、基本理念の実現を図るため、食育の推進に関し、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第十六条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項

を加える。

4 前項(第六項において準用する場合を含む。)の規定による報告を受けた農林水産大臣は、少なくとも毎年一回、第二項第二号の目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 食育推進会議は、食育に関する状況の変化を勘案し、及び食育の推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、食育推進基本計画を変更するものとする。

第二章中第十八条の次に次の一条を加える。

(都道府県及び市町村に対する情報の提供等)

第十八条の二 国は、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の作成及び実施の推進に資するため、食育の推進に関する取組の状況についての調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

第十九条中「料理教室」の下に「農林漁業に関する体験の場」を加え、「食事」を「食」に、「習慣」を「習慣等」に改める。

第二十条中「支援」の下に「学校における食育の中核的な役割を果たす栄養教諭その他の」を加え、「農場等における実習」を「農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育(食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育をいう。及び教育の一環として行われる」に、「体験活動」を「活動」に、「瘦身」を「瘦身」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、前項の農林漁業教育等を通じて子どもの食に関する理解の促進等の施策を講ずるに当たっては、農林漁業者その他

の教職員以外の人材の活用等を図るものとする。

第二十条の次に次の一条を加える。

(成年に達した者の健全な食生活の実現に資する取組の推進)

第二十条の二 国及び地方公共団体は、成年に達した者の健全な食生活の実現に資するよう、大学等の学生に対する食生活の改善のための啓発活動その他の活動に対する支援、事業者がその雇用する者の健康に配慮して行う食育の推進に関する活動に対する支援、食育の推進に関する活動を行う事業者等の連携及び協働を促進するための体制の整備等必要な施策を講ずるものとする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(健全な食生活を実践する意欲の増進のための取組の推進)

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、広く国民が、年齢等にかかわらず、健全な食生活を実践する意欲を高めることができるよう、国民が自らの栄養、食習慣等に関する食生活の状況を把握し及び改善するための取組への支援その他の食生活の改善のための取組への支援等必要な施策を講ずるものとする。

第二十二条第一項中「図りながら」を「図り、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野の事業者又はその組織する団体その他の関係者とも協働しながら」に改め、同条第二項中「に携わるボランティア」を「について、ボランティアをはじめとするこれらの活動に携わる者」に、「かんがみ、これらのボランティア」を「鑑み、これらの者」に改める。

第二十三条中「地方公共団体は」の下に「、食

料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)第十四条に定める消費者の役割を踏まえ」を加える。

第三章中第二十五条の次に次の一条を加える。

(食育の推進に必要な体制の充実のための人材の育成等)

第二十五条の二 国及び地方公共団体は、食育の推進に必要な体制の充実が図られるよう、食育の推進に関する活動を行う人材の育成及び確保、食育の推進に関する活動を行う者に対する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

我が国における食や農林漁業を取り巻く状況の変化に対応し、食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた食料安全保障の確保にも資する食育を推進するとともに、農林漁業に関する教育、成年に達した者も含めた国民の健全な食生活の実現等を一層促進するため、前文及び基本理念の見直し、食育推進基本計画等に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

令和八年三月十日

内閣総理大臣 高市 早苗

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

(都市再生特別措置法の一部改正)

第一条 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条」を「第二条」に、「第四十五

条」を「第四十四条の二」に、「第七節 都市再生歩行者経路協定(第四十五條の二)第四十五條の十二」を「第六節の二 都市再生整備第十五條の十二」を「第七節 都市再生歩行者経路協定(第四十四條の三)第四十五條」に、「第四十六條の八」を「第四十六條の九」に、「特例(第六十二條)」を「特例等(第六十一條の二・第六十二條)」に改め、「第六十二條の十四」の下に「・第六十二條の十五」を加え、「認定の申請手続の特例(第六十二條の十五)」を「作成等の提案及び認定の申請手続の特例(第六十二條の十六・第六十二條の十七)」に、「第五節 都市再生整備歩行者経路協定(第七十三條)」を「第四節の二 固有魅力維持向上協定(第七十二條第五節 都市再生整備歩行者経路協定(第七十三條の二)」に、「第六款 特定用途誘導地区(第九條)」を「第六款 特定用途誘導地区(第九條の二)」に、「第七款 特定業務施設等誘導地区(第九條の三)」に、「第八款 防災施設管理協定(第九條の四)」に、「第九款 立地適正化施設整備等(第九條の五)」に、「第十款 都市再生整備歩行者経路協定(第九條の六)」に、「第十一」に、「第三節の二」を「第三節の三」に改め、「第百十七條」の下に「第百十七條の六」を加える。

第一条の次に次の一条を加える。

(基本理念)

第一条の二 都市の再生は、都市が我が国の活

力の源泉であり、安全かつ安心で豊かな国民生活の実現に重要な役割を果たすものであること、及びその再生が地域社会の諸課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、都市機能の集約を推進することが都市の持続可能性を確保するために効果的であるとの基本的認識の下に、都市の脱炭素化の推進等による環境への負荷の低減、自然的環境の有する多面的機能の発揮及び自立的で個性豊かな地域社会の形成に配慮しつつ、多様な主体が相互に連携及び協力をしながら、都市開発事業、公共公益施設の整備及び管理並びにまちづくりの推進を図る活動等を効果的に実施し、併せて都市の防災に関する機能を確保することにより、都市の魅力及び国際競争力の向上と快適で質の高い生活環境の創出を図ることを旨として、行わなければならない。

第十四条第一項中「内閣総理大臣は」の下に「基本理念にのっとり」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

六 第百十七條の二第一項に規定するまちづくり推進活動計画の作成に関する基本的な事項

第十四条第三項を削り、同条第四項中「第二項第三号」を「前項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第十七條の見出し中「整備」の下に「及び管理」を加え、同条中「の整備」の下に「及びその適切な管理」を加える。

第十九條の二第八項中「(第三十條において「国際競争力強化施設」という。)」を削る。

第二十九条第一項第一号中「その他」を「、地域におけるまちづくりの推進を図る活動の拠点となる施設その他の当該活動の実施に必要な施設(以下「まちづくり推進活動拠点施設等」という。)(第四十四条の三第一項に規定する都市再生整備等協定に記載された同条第八項に規定する事項に係るもの又は第百七十七条の二第二項に規定するまちづくり推進活動計画に記載された同条第二項第七号に掲げる事項に係るものに限る。その他」に改める。

第三十条中「整備計画に記載された第十九条の二第八項に規定する事項に係る国際競争力強化施設を有する建築物の整備に関するものに限る。」を削り、「ついでに同号を「係る同項」に改め、「同号中」の下に「同じ。」とあるのは「同じ。」であつて都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第二十五条に規定する認定事業であるもの」とを加え、「(という。並びに都市再生特別措置法を」という。)、同法に、「国際競争力強化施設」を「同項の国土交通省令で定める施設並びに同法第二十九条第一項第一号に規定するまちづくり推進活動拠点施設等」に改める。

第三十六条の五中「第九十九条の二第一項」を「第九十九条の二第一項第一号」に、「第百十八条の二十五第一項」を「第百十八条の二十五第一項第一号」に改める。

第四十五条を第四十四条の二とする。

第四章第六節の次に次の一節を加える。

第六節の二 都市再生整備等協定

(都市再生整備等協定の締結等)

第四十四条の三 都道府県又は市町村は、都市再生事業等に係る次に掲げる都市計画の案を

作成しようとする場合において、当該都市再生事業等の効果を将来にわたつて適切かつ十分に発揮させるため、当該都市再生事業等における公共公益施設の円滑かつ確実な整備及び適切かつ効率的な管理を図る必要があると認めるときは、当該公共公益施設の整備及び管理(当該公共公益施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて当該整備及び管理の効果を増大させるために必要なものを含む。)を行うと見込まれる者との間において、当該公共公益施設の整備及び管理に関する協定(以下「都市再生整備等協定」という。)を締結することができる。

一 第三十六条第一項の規定による都市再生特別地区に関する都市計画

二 都市計画法第八第一項第一号に規定する用途地域又は同項第三号の高度利用地区に関する都市計画

三 密集市街地整備法第三十一条第一項の規定による特定防災街区整備地区に関する都市計画

四 都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区計画であつてその区域の全部に同法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区又は同条第四項に規定する開発整備促進区を定めるものに関する都市計画

五 市街地再開発事業に関する都市計画

六 防災街区整備事業に関する都市計画

七 土地地区画整理事業に関する都市計画

八 都市施設で政令で定めるものに関する都市計画

九 その他政令で定める都市計画

2 都市再生整備等協定には、次に掲げる事項

を定めるものとする。

一 都市再生整備等協定の目的となる公共公益施設(以下この節において「協定施設」という。)

二 協定施設の整備に必要な都市計画(前項各号に掲げるものに限る。)に関する事項

三 協定施設の整備の実施時期

四 次に掲げる事項のうち必要なもの

イ 協定施設の整備に関する事項(当該協定施設の整備に要する費用の負担の方法を含む。)

ロ 協定施設の管理に関する事項(当該協定施設の管理に要する費用の負担の方法を含む。)

ハ 協定施設の用途の変更の制限その他の協定施設の存置のための行為の制限に関する事項

五 都市再生整備等協定に違反した場合の措置

六 都市再生整備等協定の有効期間

七 その他協定施設の整備及び管理のために必要な事項

3 前項第四号イに掲げる事項には、道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路(以下この条、第四十四条の五、第四十六条第十項、第十四項第一号及び第十五項、第六十一条の二、第六十二条、第百七十七条の二第四項並びに第百七十七条の三において「道路」という。)であつて、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等(同法第三十三条第二項第四号に規定する歩行者利便増進施設等をいう。第四十六条第十四項第一号において同じ。)の適正かつ計画的

な設置を誘導することが特に必要と認められるもの(同法第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。)の整備に関する事項を記載することができる。

4 都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定に前項に規定する事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路の道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に協議し、その同意を得なければならない。

5 都道府県は、都市再生整備等協定に第三項に規定する事項(市町村が管理する道路に係るものを除く。)を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路の存する市町村を統括する市町村長に協議しなければならない。

6 協定施設に都市公園が含まれる場合には、第二項第四号イ又はロに掲げる事項に、次に掲げる事項を記載することができる。

一 都市公園における自転車駐車場、観光案内所、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設、工作物又は物件(以下「施設等」という。)であつて政令で定めるものの設置都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)に関する事項

二 飲食店、休憩所、管理事務所その他の国土交通省令で定める公園施設(都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。)

以下同じ。であつて、当該都市公園の整備及び管理の効果を増大させるために必要なものの設置又は管理に関する事項

7 都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定に前項各号に掲げる事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者に協議し、その同意を得なければならない。

8 第二項第四号に掲げる事項には、協定施設の管理に必要なまちづくり推進活動拠点施設等の整備及び管理に関する事項を記載することができる。

9 都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該都市再生整備等協定の写しを当該都道府県又は市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。

10 第二項から前項までの規定は、都市再生整備等協定において定めた事項を変更しようとする場合について準用する。

(都市再生整備等協定に従つた都市計画の案の作成等)

第四十四条の四 都道府県又は市町村は、都市再生整備等協定を締結し、又は変更したときは、当該都市再生整備等協定において定められた前条第二項第二号に掲げる都市計画の案を作成して、当該都市再生整備等協定において定められた同項第三号に掲げる事項を勘案して適当な時期までに、都道府県都市計画審議会(市町村都市計画審議会が置かれている市町村にあつては、当該市町村都市計画審議会。次項において同じ。)に付議しなければならない。

らない。ただし、協定の変更により都市計画の案を作成する場合にあつては、政令で定める軽易な変更については、この限りでない。

2 都道府県又は市町村は、前項の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該都市再生整備等協定の写しを提出しなければならない。

(歩行者利便増進道路の指定の特例)

第四十四条の五 第四十四条の第三項に規定する事項が記載された都市再生整備等協定に基づき、当該事項に係る道路の整備に関する工事が完了したときは、道路管理者は、遅滞なく、道路法第四十八条の二十第一項の規定により当該道路を歩行者利便増進道路(同項の歩行者利便増進道路をいう。以下同じ。)として指定するものとする。この場合において、同条第二項及び同法第九十五条の第二一項(同法第四十八条の二十第一項の規定による歩行者利便増進道路の指定に係る部分に限る。第六十二条第一項において同じ。)の規定は、適用しない。

(都市公園の占用の許可の特例等)

第四十五条 第四十四条の三第六項第一号に掲げる事項が記載された都市再生整備等協定が同条第九項(同条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により公告された日から五年以内に当該都市再生整備等協定に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、公園管理者は、同法第七条の規定にかかわらず、当該占用が同号の施設等の外観及び構造、占用に関する

工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

2 第四十四条の三第六項第二号に掲げる事項が記載された都市再生整備等協定が同条第九項の規定により公告された日から五年以内に当該都市再生整備等協定に基づく都市公園法第五条第一項の許可の申請があつた場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

第四十五条の二第一項中「者」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項(同法第十六条

第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設(その管理者(その者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。次章第四節、第六章第三節第一款及び第七章を除き、以下同じ。)が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権等を有するものに限る。以下「特定都市計画施設」という。)が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含む、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。)」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合において は、当該各号に定める土地の所有者の合意を要しない。

一 当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。)の区域内に借地権等の目的となつて土地がある場合 当該借地権等の目的となつて土地

二 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等(特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。)の目的となつて土地がある場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該借地権等の目的となつて土地

三 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

第四十五条の六第一項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの(当該土地に対応する従前の土地を当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権等が消滅した場合)」に改め、同条第二項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改める。

第四十五条の八第二項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十五条の二第一項ただし書の規定を準用する。

第四十五条の十三第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者の合意を要しない。

一 都市再生緊急整備地域内の一団の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。）の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合 当該借地権等の目的となつてゐる土地

二 都市再生緊急整備地域内の一団の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となつてゐる土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該借地権等の目的となつてゐる土地

三 都市再生緊急整備地域内の一団の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

第四十五条の十四第一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。
この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。
第四十五条の十六第二項第一号中「以下」を

「以下この款において」に改める。

第四十五条の二十一第一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十五条の十三第一項ただし書の規定を準用する。

第四十六条第一項中「第八十一条第一項」の下に「第百七条の二第一項」を加え、同条第二項中「第六号」を「第七号」に、「第七号」を「第八号」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第一号の区域のうち、居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上を図るため、居住者、滞在者その他の者が愛着と誇りをもつことのできる良好な市街地の形成に資する建築物の改修その他の地域の自然、歴史、文化その他の特性による地域固有の魅力（以下この条において単に「地域固有の魅力」という。）の維持及び向上のために必要な公共公益施設の整備又は管理を行う必要があると認められる区域（以下「固有魅力維持向上区域」という。）を定める場合にあつては、その区域及び地域固有の魅力に関する事項

第四十六条第三項第二号中「者」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）」に、「第二十五項」を「第二十九項」に、「第二十八項第一号」を「第三十二項第一号」に改め、同号イ中「施設、工作物又は物件（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改

め、同条第七項中「昭和二十七年法律第百八十八号」を削り、同条第十項中「（同法による道路に限る。第六十二条において同じ。）」を削り、「同法第三十二条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十一項中「記載しようとする」を「記載する」に改め、「（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）」を削り、「都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」を「公安委員会」に改め、同条第十四項第四号中「（昭和二十二年法律第六十七号）を削り、同条を同項第五号とし、同項第三号イ中「（第六十二条の九において「路外駐車場配置等基準」という。）」を削り、同号ハ中第六十二条の十二を「第六十二条の十二第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号イ中「（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同号ロ中「第十六項」を「第十八項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる事項

イ 滞在快適性等向上区域内に存する道路であつて、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるもの（道路法第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。）の整備に関する事項

ロ 滞在快適性等向上区域内に存する歩行者利便増進道路（道路法第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。）

る。）又はイに掲げる事項として道路の整備に関する事項を記載する場合における当該道路（第十六項において「歩行者利便増進道路等」という。）の区域のうち歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導すべき区域内における歩行者利便増進施設等の設置（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）に関する事項

第四十六条第二十九項を同条第三十三項とし、同条第二十八項第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 固有魅力維持向上区域 当該固有魅力維持向上区域内の土地に係る土地所有者等に對し、当該固有魅力維持向上区域を周知させること。

第四十六条中第二十八項を第三十二項とし、第二十七項を第三十一項とし、第二十六項を第三十項とし、同条第二十五項中「者」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十四項中「者」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定

都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十三項中「第六十二条の十五第一項」を「第六十二条の十七第一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項中「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項第一号中「第十四項第三号イからハまで」を「第十四項第四号イからハまで若しくは第二十四項第二号イ若しくはロ」に改め、同項第二号中「第十四項第三号ロ又はハ」を「第十四項第四号ロ若しくはハ又は第二十四項第二号ロ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「第十七項」を「第十九項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の二項を加える。 24 固有魅力維持向上区域については、次の各号に掲げる事項には、当該各号に定める事項を記載することができる。 一 第二項第二号イ若しくはハに掲げる事業に関する事項又は同項第三号若しくは第四号に掲げる事項 固有魅力形成建築物(固有魅力維持向上区域内の建築物であつて、当該固有魅力維持向上区域の魅力の形成に寄与しているものをいう。以下同じ。)のうち、公共公益施設として活用するための改修が居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上のため特に必要と認められる建築物(以下「特定固有魅力形成建築物」という。)の改修及び活用に関する事項 二 第二項第三号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる事項 イ 固有魅力維持向上区域における路外駐	都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十三項中「第六十二条の十五第一項」を「第六十二条の十七第一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項中「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項第一号中「第十四項第三号イからハまで」を「第十四項第四号イからハまで若しくは第二十四項第二号イ若しくはロ」に改め、同項第二号中「第十四項第三号ロ又はハ」を「第十四項第四号ロ若しくはハ又は第二十四項第二号ロ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「第十七項」を「第十九項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の二項を加える。 24 固有魅力維持向上区域については、次の各号に掲げる事項には、当該各号に定める事項を記載することができる。 一 第二項第二号イ若しくはハに掲げる事業に関する事項又は同項第三号若しくは第四号に掲げる事項 固有魅力形成建築物(固有魅力維持向上区域内の建築物であつて、当該固有魅力維持向上区域の魅力の形成に寄与しているものをいう。以下同じ。)のうち、公共公益施設として活用するための改修が居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上のため特に必要と認められる建築物(以下「特定固有魅力形成建築物」という。)の改修及び活用に関する事項 二 第二項第三号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる事項 イ 固有魅力維持向上区域における路外駐
車場の配置及び規模の基準 ロ 固有魅力維持向上区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設(第六十二条の十二第二項において「集約駐車施設」という。)の位置及び規模 三 第二項第三号に掲げる事項 第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人が行う固有魅力維持向上区域における地域固有の魅力の維持及び向上に資する事業の円滑な実施のため、都市再生推進法人に対し普通財産を時価よりも低い対価で貸し付けることその他の方法により都市再生推進法人に普通財産を使用させることに関する事項 四 第二項第四号に掲げる事項 固有魅力維持向上区域のうち、固有魅力形成建築物、その建築物の存する土地及びこれに隣接する他の土地(以下「固有魅力形成建築物等」という。)の整備及び管理の状況その他の状況からみて、当該固有魅力維持向上区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。))。第三十二項第二号において「土地所有者等」という。)による固有魅力形成建築	物等の一体的な整備又は管理(当該固有魅力形成建築物等を活用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて、当該一体的な整備又は管理の効果を増大させるために必要なものを含む。以下同じ。)が必要となると認められる区域並びに当該固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理に関する事項 25 市町村は、都市再生整備計画に前項第一号に掲げる事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、当該特定固有魅力形成建築物の所有者に協議し、その同意を得なければならぬ。 第四十六条第二十項中「第十七項」を「第十九項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同項各号中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項を同条第二十項とし、同条第十七項各号列記以外の部分中「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項第一号中「第十四項第一号」を「第十四項第二号」に、「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項第二号中「第十四項第二号イ」を「第十四項第三号イ」に、「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項第三号中「第十五項」を「第十七項」に、「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十四項第二号ロ」を「第十四項第三号ロ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「前項第二号ロ」を「第
十四項第三号ロ」に、「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。 15 市町村は、都市再生整備計画に前項第一号イに掲げる事項を記載するときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者及び公安委員会に協議し、その同意を得なければならぬ。 16 市町村は、都市再生整備計画に第十四項第一号ロに掲げる事項を記載するときは、あらかじめ、当該歩行者利便増進道路等の道路管理者に協議し、その同意を得るとともに、当該歩行者利便増進道路等の区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。 第五章第一節に次の一条を加える。 第四十六条の九 都市再生整備計画に記載された固有魅力維持向上区域内において、当該固有魅力維持向上区域に係る特定固有魅力形成建築物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、当該増築、改築、移転又は除却に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為 四 その他市町村の条例で定める行為	十四項第三号ロ」に、「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。 15 市町村は、都市再生整備計画に前項第一号イに掲げる事項を記載するときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者及び公安委員会に協議し、その同意を得なければならぬ。 16 市町村は、都市再生整備計画に第十四項第一号ロに掲げる事項を記載するときは、あらかじめ、当該歩行者利便増進道路等の道路管理者に協議し、その同意を得るとともに、当該歩行者利便増進道路等の区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。 第五章第一節に次の一条を加える。 第四十六条の九 都市再生整備計画に記載された固有魅力維持向上区域内において、当該固有魅力維持向上区域に係る特定固有魅力形成建築物の増築、改築、移転又は除却をしようとする者は、当該増築、改築、移転又は除却に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為 四 その他市町村の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。	該国の機関又は地方公共団体に対し、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項第一号に掲げる事項を勘案して、当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用のため講ずべき措置について協議を求めることができる。	係るものである場合にあっては、前項の規定により道路管理者が当該道路を歩行者利便増進道路として指定したときは、道路管理者は、遅滞なく、道路法第三十三条第二項第四号の規定により当該事項に係る歩行者利便増進道路の区域を利便増進誘導区域(同号に規定する利便増進誘導区域をいう。以下同じ。)として指定するものとする。この場合において、同条第三項の規定は、適用しない。	5 前各項の規定は、固有魅力維持向上区域内について準用する。この場合において、第一項中「第四十六条第十四項第四号イ」とあるのは、「第四十六条第二十四項第二号イ」と読み替えるものとする。
3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用に支障を来すものであると認めるときは、その届出をした者に対し、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項第一号に掲げる事項を勘案して、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。	第五十一条第一項中「第四十六条第二十八項後段(同条第二十九項を「第四十六条第三十二項後段(同条第三十三項)に、「同条第二十八項第二号」を「同条第三十二項第三号」に改める。第五章第三節第四款の款名中「特例」を「特例等」に改める。	第六十二条の二第二項中「同条第十四項第一号」を「同条第十四項第二号」に、「同条第二十八項前段(同条第二十九項を「同条第三十二項前段(同条第三十三項)に改め、「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、「第十四項第一号」を「第十四項第二号」に改め、同条第二項中「第四十六条第十四項第二号イ」を「第四十六条第十四項第三号イ」に、「同条第二十八項前段(同条第二十九項において準用する場合を含む。)」を「同条第三十二項前段に改める。	2 都市再生整備計画に固有魅力維持向上区域(駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。)について集約駐車施設の位置及び規模に関する事項が記載された場合における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内に」とあるのは「近隣商業地域内の固有魅力維持向上区域(都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条第二項第六号に規定する固有魅力維持向上区域をいう。以下同じ。)の区域内に」と、同項及び同条第二項並びに同法第二十条の二第一項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設(同条第二十四項第二号ロに規定する集約駐車施設をいう。以下同じ。)内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設を設けなければならない旨を」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「固有魅力維持向上区域の区域内の」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内の固有魅力維持向上区域の区域内」
4 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者の申出があった場合において、当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用を図るために必要があると認めるときは、その者に対し、当該特定固有魅力形成建築物に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。	第六十二条 第四十六条第十四項第一号イに掲げる事項が記載された都市再生整備計画に基づき、当該事項に係る道路の整備に関する工事が完了したときは、道路管理者は、遅滞なく、道路法第四十八条の二十第一項の規定により当該道路を歩行者利便増進道路として指定するものとする。この場合において、同条第二項及び同法第九十五条の二第一項の規定は、適用しない。	第六十二条の五第一項中「第百十九条第七号」を「第百十九条第八号」に改める。	
5 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、前各項の規定は、適用しない。この場合において、第一項の規定による届出を要する行為をしようとする者が国の機関又は地方公共団体であるときは、当該国の機関又は地方公共団体は、あらかじめ、その旨を市町村長に通知しなければならない。	第六十二条の七第一項中「第四十六条第十四項第二号ロ」を「第四十六条第十四項第三号ロ」に改め、同条第二項中「第四十六条第十四項第二号ロ(2)」を「第四十六条第十四項第三号ロ(2)」に改める。	第六十二条の九第一項中「路外駐車場配置等基準」を「第四十六条第十四項第四号イの基準(第三項において「路外駐車場配置等基準」という。)」に改め、同条に次の一項を加える。	
6 市町村長は、前項の規定による通知があった場合において、当該特定固有魅力形成建築物の改修及び活用を図るために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当	2 第四十六条第十四項第一号ロに掲げる事項が記載された都市再生整備計画が同条第三十二項前段(同条第三十三項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたとき(当該事項が同号イに掲げる事項としてその整備に関する事項が記載された道路の区域に		

と、同項及び同法第二十条の二第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の固有魅力維持向上区域の区域内」と、「地区又は地域内」とあり、及び「地区内」とあるのは「固有魅力維持向上区域の区域内」とする。

第六十二条の十三中「第四十六条第十四項第四号」を「第四十六条第十四項第五号」に改め、「おいて、」の下に「当該を加え、同条に次の一項を加える。

2 第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、都市再生整備計画の期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項第三号に定める事項に基づき普通財産を使用することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第六十二条の十四に見出しとして「(滞在快適性等向上区域内における景観計画の策定等の提案)」を付する。

第五章第三節第十款の款名中「認定」を「作成等の提案及び認定」に改める。

第六十二条の十五に見出しとして「(歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例)」を付し、同条第一項中「第四十六条第二十三項」を「第四十六条第二十七項」に改め、「(地域歴史的風致法第五条第一項の規定による)」を削り、「同条第二項第三号ロ」を「地域歴史的風致法第五条

第二項第三号ロ」に改め、第五章第三節第十款中同条を第六十二条の十七とし、同条の前に次の一条を加える。

(固有魅力維持向上区域内における歴史的風致維持向上計画の作成等の提案)

第六十二条の十六 都市再生整備計画において固有魅力維持向上区域が定められた場合において、当該固有魅力維持向上区域が地域歴史的風致法第二条第二項第一号に規定する土地の区域と重複するとき(同号イ、ロ又はホに規定する土地にあつては、同号イ、ロ又はホに規定する建造物が当該固有魅力維持向上区域内に存する場合に限る。)は、第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、市町村に対し、当該固有魅力維持向上区域における歴史的風致の維持及び向上を図るために必要な歴史的風致維持向上計画、地域歴史的風致法第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画をいう。以下同じ。)の作成又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る歴史的風致維持向上計画の素案を添えなければならない。

2 地域歴史的風致法第十条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、同条第二項中「当該計画提案」とあるのは、「第二条第二項第一号に規定する土地の区域のうち、一体として歴史的風致の維持及び向上を図るべき一団の土地の区域であつて都市再生特別措置法第四十六条第二項第六号に規定する固有魅力維持向上区域内の土地の全部又は一部を含むものについて、当該計画提案」と読み替へるものとする。

第五章第三節第九款に次の一条を加える。

(固有魅力維持向上区域内における景観計画の策定等の提案)

第六十二条の十五 都市再生整備計画において固有魅力維持向上区域が定められたときは、第一百八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、景観法第七条第一項に規定する景観行政団体に對し、当該固有魅力維持向上区域における良好な景観の形成を促進するために必要な景観計画の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならない。

2 景観法第十一条第三項及び第十二条から第十四条までの規定は、前項の規定による提案について準用する。この場合において、同法第十一条第三項中「当該計画提案」とあるのは、「第八条第一項に規定する土地の区域のうち、一体として良好な景観を形成すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域であつて都市再生特別措置法第四十六条第二項第六号に規定する固有魅力維持向上区域内の土地の全部又は一部を含むものについて、当該計画提案」と読み替へるものとする。

第七十一条第一項第一号中「公共施設等」の下に「、まちづくり推進活動拠点施設等(第百十七条の二第二項に規定するまちづくり推進活動計画に記載された同条第二項第七号に掲げる事項に係るものに限る。)」を加える。

第七十一条の二中「第七十一条第一項第一号に規定する」の下に「まちづくり推進活動拠点施設等並びに」を加える。

第七十二条第二項中「第百十七条第五項」を

「第百十七条第七項」に改める。

第五章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 固有魅力維持向上協定

第七十二条の二 都市再生整備計画に記載された第四十六条第二十四項第四号に規定する区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。))は、その全員の合意により、固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理に関する協定(以下この条において「固有魅力維持向上協定」という。)を締結することができる。この場合においては、第四十五条の二第一項ただし書の規定を準用する。

2 固有魅力維持向上協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 固有魅力維持向上協定の目的となる土地の区域及び固有魅力形成建築物等の位置

二 前号の固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理の方法

三 第一号の固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理に要する費用の負担の方法

四 固有魅力維持向上協定を変更し、又は廃止する場合の手続

五 固有魅力維持向上協定の有効期間

六 固有魅力維持向上協定に違反した場合の措置

七 その他必要な事項

3 前章第七節(第四十五条の二第一項及び第二項を除く。)の規定は、固有魅力維持向上協定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「第七十二条の二第二項各号」と、同項及び第四十五条の十一第一項中「都市再生緊急整備地域」とあるのは「第四十六条第二十四項第四号の規定により都市再生整備計画に記載された区域」と、第四十五条の二第三項中「協定区域」とあるのは「協定区域(第七十二条の二第二項第一号に規定する土地の区域をいう。以下この節において同じ。)」と、「都市再生歩行者経路の整備又は管理」とあるのは「固有魅力形成建築物等(第四十六条第二十四項第四号に規定する固有魅力形成建築物等をいう。以下この節において同じ。)」の一体的な整備又は管理(同号に規定する固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理をいう。以下この節において同じ。)」と、「土地所有者等」とあるのは「土地所有者等(第七十二条の二第一項に規定する者をいう。以下この節において同じ。)」と、第四十五条の四第一項第三号中「第四十五条の二第二項各号」とあるのは「第七十二条の二第二項各号」と、同項第四号中「当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針」とあるのは「第四十六条第二十四項第四号の規定により都市再生整備計画に記載された固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理に関する事項」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第

七十二条の二第一項」と、第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路の整備又は管理」とあるのは「固有魅力形成建築物等の一体的な整備又は管理」と読み替えるものとする。

第七十三条第一項中「第四十六条第二十四項」を「第四十六条第二十八項」に、「者」を「者」当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十五条の二第二項ただし書の規定を準用する。

第七十三条第二項中「第四十六条第二十四項」を「第四十六条第二十八項」に、「第七十三条第一項本文」を「第七十三条第一項」に改める。

第七十四条第一項中「第四十六条第二十五項」を「第四十六条第二十九項」に、「者」を「者」当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。」に改める。

第七十五条第二号及び第八十条の二中「第四十六条第二十五項」を「第四十六条第二十九項」に改める。

第八十条の三第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に、「第四十六条第二十六項」を「第四十六条第三十項」に改め、同条第三項第

一号中「第四十六条第二十六項」を「第四十六条第三十項」に改める。

第八十条の八の見出し及び同条第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。

第八十一条第一項中「都市計画区域」の下に「(以下この条において単に「都市計画区域」という。)」を加え、同条第二項第五号中「誘導施設」の下に「(次号に掲げる事項として第六項に規定する事項を記載する場合にあつては、誘導施設及び同項に規定する特定業務施設等。第十四項において同じ。)」を加え、同条第四項中「市町村は、」の下に「前項の規定により」を加え、同条第二十四項中「第二十二項」を「第二十六項及び第二十七項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十三項を同条第三十一項とし、同条第二十二項中「第八十四条」の下に「及び第九条」を加え、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の四項を加える。

27 市町村は、二以上の市町村の区域にわたる都市計画区域内の区域について立地適正化計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

28 都道府県は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点から、前項の意見を述べるものとする。

29 都道府県は、立地適正化計画及びその実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する必要な助言、協力その他の援助を行うものとする。

30 都道府県は、市町村が他の市町村と共同して立地適正化計画を作成しようとする場合その他他の市町村と連携して住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図ろうとする場合

は、関係市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

第八十一条第二十一項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項中「同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る。」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条中第十八項を第二十二項とし、第十三項から第十七項までを四項ずつ繰り下げ、第十三項を第十三項とし、同項の次に次の三項を加える。

14 第二項第六号に掲げる事項には、都市機能誘導区域内の区域における防災指針に即した誘導施設を有する建築物の整備に関する事業の施行に関連して必要となる防災施設大規模な災害が発生した場合における居住者、来訪者又は滞在者の安全の確保を図るために必要な退避施設、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他の施設をいう。以下同じ。の整備に関する事業に関する事項又は防災施設の適切な管理のために必要な事項を記載することができる。

15 前項に規定する事項には、市町村が実施する事業又は管理に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該市町村以外の者が実施する事業又は管理に係るものを記載することができ

16 市町村は、前項の規定により立地適正化計画に当該市町村以外の者が実施する事業又は管理に係る事項を記載するときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。

第八十一条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「者」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。)(一)に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項第三号」を「第七項第三号」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項第六号に掲げる事項には、都市機能誘導区域(ことにその立地を誘導すべき特定業務施設等(業務施設若しくは新たな事業の創出若しくは事業の展開の促進を図るための施設又は観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する施設であつて、居住者の雇用機会の増大又は昼間人口の増加による誘導施設の維持に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するものをいう。以下同じ。)及び必要な土地の確保その他の当該都市機能誘導区域に当該特定業務施設等の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項を記載することができ

る。

第八十二条中「同条第二十三項(同条第二十四項)」を「同条第三十一項(同条第三十二項)」に改める。

第八十三条第一項中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。
第八十七条の二第一項中「第八十一条第二十三項(同条第二十四項)」を「第八十一条第三十一項(同条第三十二項)」に、「同条第十一項」を「同

条第十二項」に改め、同条第四項中「第八十一条第十一項」を「第八十一条第十二項」に改める。

第八十七条の三第一項中「第八十一条第十二項」を「第八十一条第十三項」に改める。

第九十四条の二第一項中「第百九条第一項においてを」以下に改める。

第九十五条第一項中「又は」を「若しくは」に、「を有する」を「又は当該都市機能誘導区域に係る特定業務施設等を有する」に改め、同条第三項第二号中「誘導施設」の下に「又は特定業務施設等」を加える。

第百三条第一項中「及び第七十一条第一項を」第七十一条第一項及び第七十八条第一項に改め、同項第一号中「公共施設等」の下に「、まちづくり推進活動拠点施設等(第百七十七条の二第一項に規定するまちづくり推進活動計画に記載された同条第二項第七号に掲げる事項に係るものに限る。)」を加える。

第百四条中「誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。」を削り、「ついでに同号」を「係る同項」に改め、「同号中」の下に「同じ。」とあるのは「同じ。」であつて都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第九十九条に規定する認定誘導事業であるもの」と、を加え、「一」という。並びに都市再生特別措置法第百三条第一項第一号に規定するまちづくり推進活動拠点施設等並びに同号」に改める。

第百六条中「第六十二条の九」を「第六十二条の九第一項から第四項まで」に改める。

第百七条中「第八十一条第六項第一号」を「第八十一条第七項第一号」に改める。
第六章第三節第六款中第百九条を第百八条の

三とする。

第六章第三節に次の二款を加える。

第七款 特定業務施設等誘導地区
第百八条の四 立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域のうち、当該都市機能誘導区域に係る特定業務施設等を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域(都市計画法第八十一条第一号に規定する用途地域が定められている区域に限る。)については、都市計画に、特定業務施設等誘導地区を定めることができる。

2 特定業務施設等誘導地区に関する都市計画には、都市計画法第八十一条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物等の誘導すべき用途及びその全部又は一部を当該用途に供する建築物の容積率の最高限度

二 当該地区における土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため必要な場合にあつては、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度

三 当該地区における特定業務施設等を有する建築物の集積を促進するため必要な場合にあつては、制限すべき特定の建築物等の用途の概要

四 当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合にあつては、建築物の高さの最高限度

第八款 防災施設管理協定
(防災施設管理協定の締結等)
第百八条の五 市町村は、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域において大規模な

災害が発生した場合における居住者、来訪者又は滞在者の安全の確保を図るため、立地適正化計画に記載された第八十一条第十四項に規定する事項に係る防災施設(以下「計画防災施設」という。)が適切に管理されることを確保する必要があると認めるときは、防災施設所有者等(当該計画防災施設若しくはその属する施設の所有者、これらの敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次項において同じ。)を有する者をいう。以下同じ。)との間において、計画防災施設の管理に関する協定を締結することができる。

2 市町村は、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域において大規模な災害が発生した場合における居住者、来訪者又は滞在者の安全の確保を図るため、整備が予定されており、又は整備中である計画防災施設が適切に管理されることを確保する必要があると認めるときは、防災施設所有者等になろうとする者(当該計画防災施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定防災施設所有者等」という。)との間において、計画防災施設の管理に関する協定を締結することができる。

3 前二項の規定による協定(以下「防災施設管理協定」という。)については、第一項の計画防災施設にあつては防災施設所有者等の全員の、前項の計画防災施設にあつては予定防災施設所有者等の全員の合意がなければならぬ。

(防災施設管理協定の内容) 第百八条の六 防災施設管理協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 防災施設管理協定の目的となる計画防災施設(以下「協定防災施設」という。) 二 協定防災施設の管理の方法に関する事項 三 防災施設管理協定の有効期間 四 防災施設管理協定に違反した場合の措置 2 防災施設管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。 一 協定施設(協定防災施設又はその属する施設をいう。以下この節において同じ。)の利用を不当に制限するものでないこと。 二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (防災施設管理協定の縦覧等) 第百八条の七 市町村は、防災施設管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該防災施設管理協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。 2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該防災施設管理協定について、市町村に意見書を提出することができる。 (防災施設管理協定の公告等) 第百八条の八 市町村は、防災施設管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該防災施設管理協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定施設又は	その敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定施設である旨又は協定施設が当該区域内に存する旨を明示しなければならない。 (防災施設管理協定の変更) 第百八条の九 第百八条の五第三項、第百八条の六第二項及び前二条の規定は、防災施設管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、第百八条の五第三項中「予定防災施設所有者等」とあるのは、「予定防災施設所有者等(施設の整備後にあつては、防災施設所有者等)」と読み替えるものとする。 (防災施設管理協定の効力) 第百八条の十 第百八条の八(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた防災施設管理協定は、その公告のあつた後において当該協定施設の防災施設所有者等又は予定防災施設所有者等となつた者に対して、その効力があるものとする。 第百九条の二 第一項中「第八十一条第九項を「第八十一条第十項」に改め、同条第二項中記載しようとする」を「記載する」に改める。 第百九条の三 中「第八十一条第二十三項(同条第二十四項)を「第八十一条第三十一項(同条第三十二項)」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。 第六章中第三節の二を第三節の三とし、第三節の次に次の一節を加える。 第三節の二 立地適正化施設整備等協定の締結等 第百八条の十一 市町村は、立地適正化計画に	記載された居住誘導区域内における住宅若しくは当該居住誘導区域に係る居住環境向上施設の整備に関する事業若しくは立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における当該都市機能誘導区域に係る誘導施設若しくは特定業務施設等の整備に関する事業又はそれらの施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業(以下この項において「立地適正化施設整備事業」という。)を行うために必要な都市計画の案を作成しようとする場合において、当該立地適正化施設整備事業の効果の将来にわたつて適切かつ十分に発揮させるため、当該立地適正化施設整備事業に係る公共公益施設の円滑かつ確実な整備及び適切かつ効率的な管理を図る必要があると認めるときは、当該公共公益施設の整備及び管理(当該公共公益施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて当該整備及び管理の効果を増大させるために必要ものを含む。)を行うと見込まれる者ととの間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下「立地適正化施設整備等協定」という。)を締結することができる。 一 立地適正化施設整備等協定の目的となる公共公益施設(以下この項において「協定施設」という。) 二 協定施設の整備に必要な都市計画に関する事項 三 協定施設の整備の実施時期 四 次に掲げる事項のうち必要なもの イ 協定施設の整備に関する事項(当該協定施設の整備に要する費用の負担の方法を含む。)	ロ 協定施設の管理に関する事項(当該協定施設の管理に要する費用の負担の方法を含む。) ハ 協定施設の用途の変更の制限その他の協定施設の存置のための行為の制限に関する事項 五 立地適正化施設整備等協定に違反した場合の措置 六 立地適正化施設整備等協定の有効期間 七 その他協定施設の整備及び管理のために必要な事項 2 市町村は、立地適正化施設整備等協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該立地適正化施設整備等協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供しなければならない。 3 前項の規定は、立地適正化施設整備等協定において定めた事項を変更した場合について準用する。 (立地適正化施設整備等協定に従つた都市計画の案の作成等) 第百九条 市町村は、立地適正化施設整備等協定を締結し、又は変更したときは、当該立地適正化施設整備等協定において定められた前条第一項第二号に掲げる都市計画の案を作成して、当該立地適正化施設整備等協定において定められた同項第三号に掲げる事項を勘案して適当な時期までに、市町村都市計画審議会に付議しなければならない。ただし、協定の変更により都市計画の案を作成する場合には、政令で定める軽易な変更については、この限りでない。
---	---	---	--

2 市町村は、前項の規定により都市計画の案を市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該立地適正化施設整備等協定の写しを提出しなければならない。 第九十九条の四第一項中「第八十一条第十項」を「第八十一条第十一項」に、「者」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。)」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。 この場合においては、第四十五条の二第一項ただし書の規定を準用する。 第九十九条の四第三項中「第八十一条第十項」を「第八十一条第十一項」に改める。 第九十九条の七第三項第一号中「第八十一条第十三項」を「第八十一条第十七項」に改める。 第九十九条の十四第一項中「第八十一条第十四項」を「第八十一条第十八項」に改める。 第九十九条の十五第三項第一号中「第八十一条第十五項」を「第八十一条第十九項」に改める。 第一百十条第一項中「第八十一条第十六項」を「第八十一条第二十項」に改める。 第一百十一条第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同条第三項第一号中「第八十一条第十六項」を「第八十一条第二十項」に改める。 第一百十六条の見出し及び同条第一項中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。 第一百七条に見出しとして「(市町村都市再生	協議会」を付し、同条第一項中「管理並びに」を「管理」に、「実施」を「実施並びに次条第一項に規定するまちづくり推進活動計画及びその実施」に改め、「この条において」を削り、同項第二号中「次条第一項」を「第一百八条第一項」に改め、同項第五号中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。 七 都市再生整備計画及びその実施並びに都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理、立地適正化計画及びその実施並びに次条第一項に規定するまちづくり推進活動計画及びその実施に関するものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等 第一百七条第二項第二号中「の整備」を「若しくは特定業務施設等の整備」に、「次項」を「第五項」に改め、同項第四号中「管理又は」を「管理」に、「実施」を「実施又は次条第一項に規定するまちづくり推進活動計画及びその実施」に改め、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「管理者及び」を「管理者」に、「者」を「者及び次条第二項第三号に規定するまちづくり推進活動の実施主体」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。 3 第一項第二号から第七号までに掲げる者は、市町村協議会が組織されていないときは、市町村長に対して、市町村協議会を組織するよう要請することができる。 4 前項の規定による要請を受けた市町村長	は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。 第七章に次の五条を加える。 (まちづくり推進活動計画) 第一百七条の二 市町村協議会は、第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域若しくは都市機能誘導区域において、都市再生基本方針に基づき、これらの区域の魅力及び活力の向上に資する次に掲げるまちづくりの推進を図る活動(以下「まちづくり推進活動」という。)に関する計画(以下「まちづくり推進活動計画」という。)を作成することができる。 一 居住者、来訪者又は滞在者の快適性の向上又は利便の増進に資する施設等の整備又は管理に関する活動 二 滞在者等の滞在及び交流の促進を図るための広報又は行事の実施その他の活動 2 まちづくり推進活動計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 まちづくり推進活動を実施する区域 二 まちづくり推進活動に関する基本的な方針 三 まちづくり推進活動の内容及びその実施主体に関する事項 四 まちづくり推進活動に要する費用の負担の方法 五 まちづくり推進活動のために講ずべき措置に関する事項 六 まちづくり推進活動における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項 七 まちづくり推進活動拠点施設等の整備及び管理に関する事項	八 計画期間 九 その他まちづくり推進活動の実施のために必要な事項 3 まちづくり推進活動計画は、市町村協議会の構成員の全員の合意により作成するものとする。 4 関係する道路管理者及び公安委員会を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、第二項第五号に掲げる事項に、同項第一号の区域内の道路に係る歩行者利便増進道路の指定に関する事項を記載することができる。 5 関係する道路管理者を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、第二項第五号に掲げる事項に、利便増進誘導区域の指定に関する事項(道路法第四十八条の二十一の技術的基準を満たす歩行者利便増進道路の区域に係るものに限る。)を記載することができる。 6 市町村協議会は、まちづくり推進活動計画に前項に規定する事項を記載するときは、あらかじめ、当該利便増進誘導区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。 7 市町村協議会は、まちづくり推進活動計画に第五項に規定する事項を記載するときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。 8 関係する公園管理者を構成員に含む市町村協議会がまちづくり推進活動計画を作成する場合には、第二項第五号に掲げる事項に、次に掲げる事項を記載することができる。 一 都市公園における自転車駐車場、観光案内所、地域における催しに関する情報を提
--	---	---	--

七 固有魅力形成建築物の所有者（所有者が二人以上いる場合にあつては、その全員）との契約に基づき、当該固有魅力形成建築物の整備又は管理を行うこと。

第二百二十九条第一号中「規定を」の下に「同条第五項及び」を加える。

第三百十号中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「者」を「とき」に改め、同条第三号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「者」を「とき」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十六条の九第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をしたとき。

附則第三条中「令和九年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第二条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び特定用途誘導地区」を、「特定用途誘導地区及び特定業務施設等誘導地区」に、

八 特定業務施設等誘導地区内の建築物であつて、その全部又は一部を当該特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの

第五十二条第八項中「供するもの及び」を「供するもの」、「ものを除く」を「もの及び特定業務施設等誘導地区内の建築物であつてその一部を当該特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものを除く」に改める。

第五十七条の二第三項第一号中「第七号」を「第八号」に改める。

第六十条第三項中「まで並びに」を「まで、」

令和八年四月二十三日 衆議院会議録第十五号

「第六十条の三を」第六十条の四」に改める。

第二条第二十一号中「特定用途誘導地区」の下に、「特定業務施設等誘導地区」を加える。

第三条第三項第二号中「第五十二条第一項第八号」を「第五十二条第一項第九号」に改め、「第五十条まで」の下に、「第六十条の四第三項」を加える。

第五十条中「又は特定用途誘導地区」を、「特定用途誘導地区又は特定業務施設等誘導地区」に改める。

第五十二条第一項第一号中「及び第七号」を「から第八号まで」に改め、同項第二号中「及び第七号」を「から第八号まで」に、「第七号まで」を「第八号まで」に改め、同項第三号及び第四号中「及び第七号」を「から第八号まで」に改め、同項第五号中「第七号」の下に「及び第八号」を加え、同項第七号中「建築物」の下に「(次号に掲げる建築物を除く)」を加え、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

当該特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において定められた数値

に、「第二項」を「第二項並びに第六十条の四第一項及び第二項」に改める。

第三章第四節の二の節名中「及び特定用途誘導地区」を、「特定用途誘導地区及び特定業務施設等誘導地区」に改める。

第六十条の二第五項中「及び第六十条の三第二項」を、「第六十条の三第二項及び第六十条の四第二項」に改める。

第三章第四節の二に次の一条を加える。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(特定業務施設等誘導地区)

第六十条の四 特定業務施設等誘導地区内においては、建築物の容積率及び建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積)は、特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められたときは、それぞれ、これらの最低限度以上でなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

一 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であつて、階数が二以下で、かつ、地階を有しない建築物で、容易に移転し、又は除却することができるもの

二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で、公益上必要なもの

三 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

2 特定業務施設等誘導地区内においては、建築物の高さは、特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において建築物の高さの最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。ただし、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

3 特定業務施設等誘導地区内においては、第四十八条第一項から第十三項までに定めるものを除くほか、その地区の指定の目的のためにする建築物の建築の制限又は禁止に関しては、

必要な規定は、地方公共団体の条例で定める。

4 特定業務施設等誘導地区内においては、地方公共団体は、その地区の指定の目的のために必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、第四十八条第一項から第十三項までの規定による制限を緩和することができる。

5 第四十四条第二項の規定は、第一項第三号又は第二項ただし書の規定による許可をする場合に準用する。

第六十九条中「者」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項(同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設(その管理者(その者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この条において同じ。)が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下「特定都市計画施設」という。)が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。)」に改める。

第七十条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者以外の土地の所有者等の全員の合意があれば足りる。

一 当該建築協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。）に借地権の目的となつてゐる土地がある場合 当該借地権の目的となつてゐる土地 二 当該建築協定区域内の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地に借地権（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となつてゐる土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該借地権の目的となつてゐる土地 三 当該建築協定区域内の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地	地の所有者等の全員の合意があれば足りる。 一 当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。）の区域内に借地権の目的となつてゐる土地がある場合 当該借地権の目的となつてゐる土地 二 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となつてゐる土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該借地権の目的となつてゐる土地 三 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地	下に「第六十条の四第三項及び第四項」を加える。 第九十七条の五第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）を削る。 第一百一条第一項第三号中「第六十七条第三項」を「第六十条の四第一項若しくは第二項、第六十七号第三項」に改める。 第一百七七条を次のように改める。 第一百七七条 第三十九条第二項、第四十条、第四十三条第三項若しくは第四十三条の二（これらの規定を第八十七条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第四十九條の二、第五十条、第六十条の四第三項若しくは第六十八條の二第一項（これらの規定を第八十七條第二項又は第八十八條第二項において準用する場合を含む。）、第六十八條の九第一項（第八十七條第二項において準用する場合を含む。）又は第六十八條の九第二項の規定に基づく条例には、これに違反した者に対し、五十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。 （土地区画整理法の一部改正） 第三条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）の一部を次のように改正する。 第六条第六項中「第二条の二第一項第四号」を「第二条の二第一項第五号」に改め、同条中第十一項を第十二項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第七項の次に次の一項を加える。 8 施行地区内の土地を立体的に利用する必要があるものとして政令で定める都市計画施設（都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設をいう。以下同じ。）の区域をその施行	地区に含む土地区画整理事業の事業計画においては、国土交通省令で定めるところにより、当該施行地区内の土地の上の空間又は地下（いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限り。）に当該都市計画施設が存するようになつてゐることが出来る。 第七十八條第一項中「第一百四條第十一項」を「第一百四條第十二項」に改める。 第八十九條の四の次に次の一を加える。 （施行地区内の都市計画施設に関する権利の特例） 第八十九條の五 第六條第八項（第六條第一項、第五十一條の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により事業計画において施行地区内の土地の上の空間又は地下に都市計画施設が存するように定められた場合において、当該土地について権利を有する者及び換地計画において当該土地について権利を有することと定められるべき者の全ての同意を得たときは、換地計画において、当該都市計画施設の管理者（その者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（以下単に「第一号法定受託事務」という。）として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。第九十八條第一項並びに第九十九條第一項及び第三項において同じ。）が当該土地について有する当該都市計画施設に関する権利は、第百三條第四項の公告があつた日の翌日以後においても、なお従前の土地の上に存するものとして定めることができる。
一 当該建築協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。）に借地権の目的となつてゐる土地がある場合 当該借地権の目的となつてゐる土地 二 当該建築協定区域内の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地に借地権（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となつてゐる土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該借地権の目的となつてゐる土地 三 当該建築協定区域内の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地	第八十六条第一項中「第六十条の三第一項の下に」「第六十条の四第一項」を加える。 第八十六条の三中「又は第六十条の三第一項」を「第六十条の三第一項又は第六十条の四第一項」に改める。 第八十六条の七第一項中「第六十一条」を「第六十条の四第一項若しくは第二項、第六十一条」に改める。 第八十七条第二項中「第六十条の三第三項の下に」「第六十条の四第三項及び第四項」を加え、同条第三項中「第五十条まで」の下に「第六十条の四第三項」を加える。 第八十八條第二項中「第六十条の三第三項」の		

第九十条の次に次の一条を加える。
(所有者の同意により土地の共有持分を与える場合)

第九十条の二 宅地の所有者の申出又は同意があつた場合においては、換地計画において、その宅地の全部又は一部について換地を定め、施行地区内の土地の共有持分を与えるように定めることができる。ただし、当該申出又は同意に係る宅地について地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利(地役権を除く。)が存する場合においては、この限りでない。

第九十一条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第九十四条中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改める。

第九十五条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の下に「又は都市再生特別措置法第四十六条第二十四項第一号に規定する特定固有魅力形成建築物、景観法(平成十六年法律第百十号)第十九条第一項に規定する景観重要建築物若しくは地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十二条第一項に規定する歴史的風致形成建造物でその性質上これを移転することが適当でないものを加える。

第九十八条第一項中「できる権利」の下に「(第六条第八項の規定により事業計画に定められた都市計画施設の管理者が当該都市計画施設の存する宅地について有する当該都市計画施設に関する権利を除く。)」を加える。

第九十九条第一項中「者」を「(従前の宅地上の空間又は地下に第六条第八項の規定により

事業計画に定められた都市計画施設が存する場合の当該都市計画施設の管理者を除く。)」に改め、同条第三項中「者」を「(仮換地の上の空間又は地下に第六条第八項の規定により事業計画に定められた都市計画施設が存する場合の当該都市計画施設の管理者を除く。)」に改める。

第四十条中第十一項を第十二項とし、第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「因り」を「より」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第八十九条の五の規定により換地計画において従前の土地の上に存するものとして定められた権利は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第四項の公告があつた日の翌日以後においても、なお従前の宅地の上に存する。

第二百五条第三項中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する」及び「(以下単に「第一号法定受託事務」という。)」を削る。

第百八条第一項中「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改め、同条第二項中「第百四条第七項前段」を「第百四条第八項前段」に改める。

第百十条第一項中「第百四条第八項」を「第百四条第九項」に改める。

第百十五条中「土地区画整理事業を「地役権者は、土地区画整理事業に、「因り」を「より」に、「地役権者」を場合又は換地計画により従前と同一の利益を受けることができなくなるこ

とが見込まれる場合」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「基く」を「基づく」に改める。

第百三十三条の見出しを「(書類の送付等)」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「その者」の下に「を知ることができず、若しくはその者を、「できないとき」の下に「その他前項の規定に基づく政令の規定によることができないとき」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

土地区画整理事業の施行に関する書類の送付に關して必要な事項は、政令で定める。
第百三十三条の次に次の一条を加える。
(命令等の請求)

第百三十三条の二 施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地(土地が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分。次項において同じ。)について、必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、裁判所に対し、民法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすることができる。

第百三十六條の四第一項第二号イ及び第二項第三号中「第百三十三條第二項」を「第百三十三條第三項」に改める。
(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第四條 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第六項中「又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする法人(いづれも政令で定める要件に該当するものに限る。)」を削り、「に規定する事業」を「、第四号、第七号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる業務」に改める。

第二条第九項中「又は第九項」を削り、「十年(四年以内)を二十年(五年以内)」に改め、同条に次の一項を加える。

12 前条第九項の規定による貸付金の償還期間は、十年(四年以内の据置期間を含む。)以内とし、その償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

(都市計画法の一部改正)
第五條 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第四号の二中「又は同法第百九條第一項」を「、同法第百八條の三第一項」に改め、「特定用途誘導地区」の下に「又は同法第百八條の四第一項の規定による特定業務施設等誘導地区」を加え、同条第四項中「特定用途誘導地区」の下に「、特定業務施設等誘導地区」を加える。

第三十三條第一項第一号イ中「特定用途誘導地区」の下に「、特定業務施設等誘導地区」を加

え、「若しくは第六十条の第三項」を「第六十条の第三項若しくは第六十条の第四第三項若しくは第四項」に改める。

第七十五条の十中「第四十六条第二十六項」を「第四十六条第三十項」に改める。

（都市再開発法の一部改正）

第六条 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「道路等」を「施設」に改め、「第一百九条の三」及び「第一百八条の二十五の二」を削り、「第一百八条の二十五の三」を「第一百八条の二十五の二」に改める。

第二条の二第一項第三号中「第九十九条第一項」を「第八十条の三第一項」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 特定業務施設等誘導地区（都市再生特別措置法第八十条の四第一項の規定による特定業務施設等誘導地区をいい、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度が定められているものに限る。第三号において同じ。）の区域

第三条第一号及び第二号二中「特定用途誘導地区」の下に「特定業務施設等誘導地区」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

（第一種市街地再開発事業の権利変換手続の特則の適用に関する定め）

第五条の二 第一種市街地再開発事業に関する都市計画においては、第七十五条第二項の規定により権利変換計画を定めることが適当でないとき、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地

上権（第九十九条の二第三項に規定する地上権を除く。）が設定されないものとして権利変換計画を定める旨を定めることができる。

第七条の二第三項中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

6 裁判所は、一の単位整備区の区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、当該所有権又は借地権を有する者（以下「所在等不明所有者等」という。）以外、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者（以下「一般所有者等」という。）であつて第三項の規定による要請をしようとする者の請求により、その区域内の宅地について所有権又は借地権を有する全ての一般所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ることにより当該要請をすることができる。

第七条の三第一項中「前条第三項」の下に「又は第六項」を加え、同条第四項中「前条第三項」の下に「及び第六項」を加える。

第七条の四第一項中「又は同法」を「同法」に、「の建築」を「又は同法第六十条の四第一項第一号に該当する建築物（同項第二号又は第三号に該当する建築物を除く。）の建築」に改める。

第七条の八中「第三号若しくは」を「第三号、」に、「に該当する」を「若しくは第六十条の四第一項第二号若しくは第三号に該当する」に改め

る。

第十四条第一項中「する者」の下に「次項に規定する者を除く。」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十一項第一項又は第二項の規定による認可を申請しようとする者（計画提案を踏まえた都市計画（都市計画法第二十一条の三に規定する計画提案を踏まえた都市計画をいう。第五十条の四第二項において同じ。）に定められた第一種市街地再開発事業（第五条の二の規定により施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定める旨が定められているものに限る。）の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者に限る。）は、組合の設立について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有する全ての者及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての者の三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。

（所在等不明所有者等の除外）

第十四条の二 裁判所は、市街地再開発促進区域内の一の単位整備区の区域内において所在等不明所有者等があるときは、一般所有者等であつて第十一項第一項又は第二項の規定による認可を申請しようとする者の請求によ

り、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等のそれぞれの三分の二以上当該申請しようとする者が前条第二項に規定する同意を得ようとする者である場合にあつては、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。）を得ることにより第十一項第一項又は第二項の規定による認可の申請をすることができる。

第十五条第一項中「前条第一項」を「第十四条第一項若しくは第二項又は前条」に改め、同条第二項中「前条第三項」の下に「及び第六項」を、「第十四条」の下に「及び第十四条の二」を加える。

第三十三条中「特別決議事項（を）組合（次項に規定するものを除く。）の特別決議事項（に）改め、同条に次の一項を加える。

2 第十四条第二項の同意を得て設立された組合の特別決議事項は、総組合員の三分の二以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で決する。この場合においては、同意者が所有する施行地区内の宅地の地積と同意者の施行地区内の借地の地積との合計（第二十条第二項ただし書の場合にあつては、施行地区内の宅地の地積に同意者が有する当該宅地の所

有権の共有持分の割合の合計を乗じて得た面積が、施行地区内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二(第二十条第二項ただし書の場合にあつては、施行地区内の宅地の総地積の三分の二)以上でなければならない。

第五十条の四第一項中「する者」の下に「次項に規定する者を除く。」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五十条の二第二項の規定による認可を申請しようとする者(計画提案を踏まえた都市計画に定められた市街地再開発事業(第一種市街地再開発事業にあつては、第五条の二の規定により施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定める旨が定められているものに限る。)の施行区域内の土地について市街地再開発事業を施行しようとする者に限る。)は、規準及び事業計画について、施行地区となるべき区域内の宅地について所有権を有する全ての者及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての者の三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

第五十条の四の次に次の一条を加える。
(所在等不明所有者等の除外)
第五十条の四の二 裁判所は、市街地再開発促進区域内の一の単位整備区の区域内において

令和八年四月二十三日 衆議院会議録第十五号

所在等不明所有者等がいるときは、第五十条の二第二項の規定による認可を申請しようとする者の請求により、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等のそれぞれの三分の二以上(当該申請しようとする者が前条第二項に規定する同意を得ようとする者である場合にあつては、その区域内の宅地について所有権を有する全ての一般所有者等及びその区域内の宅地について借地権を有する全ての一般所有者等の三分の二以上)の同意(同意した者が所有するその区域内の宅地の地積と同意した者のその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。)を得ることにより第五十条の二第二項の規定による認可の申請をすることができる。

第五十条の五第一項中「前条第一項」を「第五十条の四第一項若しくは第二項又は前条」に改め、同条第二項中「前条第三項」の下に「及び第六項」を、「第五十条の四」の下に「及び第五十条の四の二」を加える。

第五十条の九第二項中「第七条の九第三項及び」を、「第七条の九第三項並びに」に改め、「第五十条の四第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第七十条の二第二項第二号中「又は第六十条の三第一項第三号」を、「第六十条の三第一項第三号又は第六十条の四第一項第三号」に改め、同号に次のように加える。

ホ 都市再生特別措置法第四十六条第二十

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四項第一号に規定する特定固有魅力形成建築物

へ 景観法平成十六年法律第百十号第九条第二項に規定する景観重要建造物ト 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第十二条第一項に規定する歴史的風致形成建造物

第七十二条第三項中「同条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第九十九条の二第三項中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に改める。

第二百二条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 権利変換計画において施設建築物の一部等が与えられることとなる者と当該施設建築物の一部について第七十七条第五項本文の規定により賃借権が与えられることとなる者は、権利変換計画が定められる前においても、相互に、相手方に対し、当該施設建築物の一部に係る家賃その他の借家条件について協議を求めることができる。

第三章第二節第五款の二の款名中「道路等」を「施設」に改める。

第百九条の二の見出しを削り、同条第一項中「都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域(地区整備計画が定められて

いる区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)内における第一種市街地再開発事業その他政令で定める」を「次の各号に掲げる」に、「に道路」を「(第二号の第一種市街地再開発事業にあつては、いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。)」にそれぞれ当該各号に定める施設(以下この条及び第百十八条の二十五において「特定施設」という。))に、「道路が」を「特定施設が」に改め、同項に次の各号を加える。

一 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)内における第一種市街地再開発事業その他政令で定める第一種市街地再開発事業 道路

二 都市計画施設の区域をその施行地区に含む第一種市街地再開発事業のうち施設建築物を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるもの 立体的に整備する必要があるものとして政令で定める都市計画施設(道路を除く。)

第百九条の二第二項中「道路を」を「特定施設を」に、「道路が」を「特定施設が」に、「施設建築敷地の道路部分」を「施設建築物の敷地の特定施設部分」に改め、同条第三項中「道路を」を「特定施設を」に、「道路が」を「特定施設が」に、「施設建築敷地の道路部分」を「施設建築物の敷地の特定施設部分」に、「道路の」を「特定施設の」に改め、同条第四項中「の道路に」を

「道路その他政令で定める公共施設(以下この項において「道路等」という。)に、〔新たな道路〕を〔新たな特定施設〕に、〔道路の〕を〔道路等の〕に、〔道路を〕を〔特定施設を〕に改め、同条第五項中「道路」を「特定施設」に改め、同条第七項中「施設建築敷地の道路部分」を「施設建築敷地の特定施設部分」に、〔道路の〕を「特定施設の」に改める。

第百九条の三を削る。

第百十条第一項中、「第百九条の二第二項後段」を削る。

第百十条の二第一項中、「第百九条の三第二項後段」を削る。

第百十一条中「施行者は、第七十五条第二項の規定により権利変換計画を定めることが適当でない」と認められる特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権(第百九条の二第三項及び第百九条の三第三項に規定する地上権を除く。)が設定されないものとして権利変換計画を定めることができる。

この「を〔前二項の〕」に改め、同条の表第四十条第一項、第七十三条第一項第二十号及び第二十一号並びに第四項ただし書、第七十七条の見出し、同条第一項、第二項前段及び第四項、第七十九条第三項、第八十八条第三項、第百二条第一項、第百三条の見出し、第百八条の見出し、同条第一項の項中「第百二条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

施行者は、第七十五条第二項の規定により権利変換計画を定めることが適当でない」と認められる特別の事情があるときは、同項の規

定にかかわらず、施設建築敷地に地上権(第百九条の二第三項に規定する地上権を除く。)が設定されないものとして権利変換計画を定めることができる。

2 施行者は、都市計画に定められた第一種市街地再開発事業(第五条の二の規定により施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定める旨が定められたものに限る。)の施行区域において第一種市街地再開発事業を施行するとき(第百十条第一項前段に規定する場合及び第百十条の二第一項前段に規定する場合を除く。)は、第七十五条第二項の規定にかかわらず、施設建築敷地に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定めなければならない。

第百八条の六第二項中「再開発会社」の下に「次項に規定するものを除く。」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第五十条の四第二項の同意を得て第五十条の二第二項の規定による認可を受けた再開発会社は、第一項後段の認可を受けようとするときは、管理処分計画について、施行地区内の宅地について所有権を有する者のうち譲受け希望の申出をした全ての者及び施行地区内の宅地について借地権を有する者のうち譲受け希望の申出をした全ての者の三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有する施行地区内の宅地の地積と同意した者の施行地区内の借地

の地積との合計が、譲受け希望の申出をした者が有する施行地区内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上でなければならない。

第百十八条の十の表第八十六条第一項の項中「第百十八条の六第四項」を「第百十八条の六第五項」に改める。

第百十八条の二十二第二項中「第百二条第二項から第七項まで」を「第百二条第三項から第八項まで」に、「前項」を「前二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 管理処分計画において建築施設の部分を譲り受けることとなる者と当該建築施設の部分に係る施設建築物の一部について第百十八条の八の規定により賃借りすることができることとなる者は、管理処分計画が定められる前においても、相互に、相手方に対し、当該施設建築物の一部に係る家賃その他の借家条件について協議を求めることができる。

第四章第一節第三款の二の款名中「道路等」を「施設」に改める。

第百十八条の二十五の見出しを削り、同条第一項中「都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。内における第二種市街地再開発事業その他政令で定める)」を「次の各号に掲げる」に、「〔道路〕を」〔第二号の第二種市街地再開発事業にあつては、いずれも政令で定める範囲内に位置するものに限る。〕にそれぞれ当該各号に定め

る特定施設」に、「〔道路が〕」を「特定施設が」に改め、同項に次の各号を加える。

一 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち同法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。内における第二種市街地再開発事業その他政令で定める第二種市街地再開発事業 道路

二 都市計画施設の区域をその施行地区に含む第二種市街地再開発事業のうち施設建築物を立体的に利用する必要があるものとして政令で定めるもの 立体的に整備する必要があるものとして政令で定める都市計画施設(道路を除く。)

第百十八条の二十五第二項中「道路」を「特定施設」に改め、同条第三項中「施設建築敷地の道路部分」を「施設建築敷地の特定施設部分」に、「道路」を「特定施設」に、「道路の」を「特定施設の」に改める。

第百十八条の二十五の二を削る。

第百十八条の二十五の三第一項中「第百十八条の二十五第二項」を「前条第二項」に改め、「前条第二項において準用する第百九条の三第二項後段」を削り、同条第三項の表第百十八条の二十一第二項の項中「第百十八条の二十五の三第二項」を「第百十八条の二十五の二第二項」に改め、第四章第一節第四款中同条を第百十八条の二十五の二とする。

第百三十五条の見出しを「書類の送付等」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「その者」の下に「を知ることができず、若

しくはその者」を、「できないとき」の下に「その他前項の規定に基づく政令の規定によることのできないとき」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

市街地再開発事業の施行に関する書類の送付に關して必要な事項は、政令で定める。

第百三十五条の次に次の四条を加える。

(命令等の請求)

第百三十五条の二 施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地(土地が数人の共有に属する場合にあつては、共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分。次項において同じ。)について、必要があると認めるときは、家庭裁判所に對し、民法第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 施行者は、施行地区内の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、裁判所に對し、民法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすることができる。

(所在等不明所有者等の除外に關する裁判)

第百三十五条の三 第七條の二第六項、第十四條の二又は第五十條の四の二の規定による裁判に係る事件は、当該裁判に係る土地の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前項の裁判は、裁判所が次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号の期間を経過した後で

令和八年四月二十三日 衆議院會議録第十五号

なければ、することができない。この場合において、同号の期間は、一月を下つてはならない。

一 前項の裁判の申立てがあつたこと。

二 裁判所が前項の裁判を行うことについて異議があるときは、所在等不明所有者等は一定の期間内にその旨の届出をすべきこと。

三 前号の届出がないときは、前項の裁判がされること。

3 第一項の裁判は、確定しなければその効力を生じない。

4 第一項の裁判は、所在等不明所有者等に告知することを要しない。

5 裁判所は、第一項に定める土地について所有権又は借地権を有する者(その共有持分を有する者を含む。)及びその所在が判明したときは、利害関係人の申立てにより、同項の裁判を取り消さなければならない。ただし、当該裁判に係る第七條の二第三項の規定による要請又は第十一条第一項若しくは第二項若しくは第五十條の二第一項の規定による認可の申請がされた後は、当該裁判を取り消すことはできない。

6 第一項の裁判及び前項の規定による取消しの裁判に対しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

(非訟事件手続法の適用除外)

第百三十五条の四 第七條の二第六項、第十四條の二又は第五十條の四の二の規定による裁判に係る事件については、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第四十條の規定は、適用しない。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(最高裁判所規則)

第百三十五条の五 前二條に定めるもののほか、第七條の二第六項、第十四條の二又は第五十條の四の二の規定による裁判に係る事件に關する裁判手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(景観法の一部改正)

第七條 景観法平成十六年法律第百十号の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条―第七條)」を

「第一章 総則(第一条―第七條)

第一章の二 広域基本方針及び広域景観協議会第七條の二・第七條の三」に、「第四款 雑

則(第四十三條―第四十六條)」を「第四款 雑

則(第四十三條―第四十六條)」に、「景観整備機

再生協定(第四十六條の二)」に、「景観整備機構を「景観整備推進法人」に改める。

第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 広域基本方針及び広域景観協議会

(広域基本方針)

第七條の二 都道府県は、一の市町村の区域を超え、かつ、一体の景観を形成する区域において、全体として調和した良好な景観の形成を図るため必要があると認めるときは、当該区域について良好な景観の形成に關する計画の策定に關する基本方針(以下この条及び第八條第六項において「広域基本方針」という。)を定めることができる。

2 広域基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 広域基本方針の対象となる区域
二 全体として調和した良好な景観の形成を

図るための第八條第一項に規定する景観計画の策定又は変更に關する方針

3 都道府県は、広域基本方針を定めようとするときは、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、広域基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、広域基本方針の変更について準用する。

(広域景観協議会)

第七條の三 都道府県は、一の市町村の区域を超え、かつ、一体の景観を形成する区域において、全体として調和した良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うため、当該都道府県及び関係市町村により構成される広域景観協議会(以下この条において「広域協議会」という。)を組織することができる。

2 市町村である景観行政団体は、広域協議会が組織されていないときは、都道府県に對して、広域協議会を組織するよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた都道府県は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

4 広域協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の者に対し、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

5 第一項の協議を行うための會議において協議が調つた事項については、広域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、広域協議会の運営に關し必要な事項は、広域協議会が定める。

第八条第二項第四号中ホをへとし、ロから二までをハからホまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 人口又は来訪者の減少による活力の低下、建造物(これと一体となつて景觀を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。)の老朽化等により良好な景觀が損なわれている区域(景觀計画区域内にあるものに限る。)において、所有者に代わつて行う建造物の改修、管理及び活用により、当該区域内の良好な景觀を再生する事業(以下「景觀再生事業」という。)の実施に關する事項

第八条第十一項中「第二項第四号ホ」を「第二項第四号へ」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二項第四号二」を「第二項第四号ホに」、「及び第四号二」を「及び第四号ホ」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第二項第四号ロ及びハ」を「第二項第四号ハ及び二」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、第五項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

5 第二項第四号ロに掲げる事項には、国土交通大臣が定める指針に従い、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景觀再生事業の実施区域

二 前号の区域ごとの事業実施方針

6 景觀計画は、当該景觀計画区域について広域基本方針が定められているときは、当該広

域基本方針に基づくものでなければならぬ。

第九条第四項中「前条第二項第四号ロ又はハ」を「前条第二項第四号ハ又は二」に改め、「、あらかじめ」を削り、同条第五項中「前条第二項第四号ホ」を「前条第二項第四号へ」に改め、「、あらかじめ」を削る。

第十条第一項及び第二項中「第八条第二項第四号ロ又はハ」を「第八条第二項第四号ハ又は二」に改める。

第十五条第一項中「景觀整備機構」を「景觀整備推進法人」に改める。

第十六条第七項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「第八条第二項第四号ホ」を「第八条第二項第四号へ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第八条第二項第四号ハ(1)」を「第八条第二項第四号二(1)」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第八条第二項第四号ロ」を「第八条第二項第四号ハ」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十六条の二第四項の認可を受けた同条第一項に規定する再生協定に基づき行う行為

第十六条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 市町村である景觀行政団体の長に対し、都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条の九第一項又は第二項の規定による届出がされたときは、当該届出に係る行為のうち、第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、

これらの規定による届出がされたものとみなす。

第十九条第一項中「(これと一体となつて良好な景觀を形成している土地その他の物件を含む。以下この節において同じ。)」を削る。

第二十條第二項中「景觀整備機構」を「景觀整備推進法人」に、「この節及び第五節」を「この章」に改める。

第二十一条第一項、第二十九条第二項及び第三十条第一項中「景觀整備機構」を「景觀整備推進法人」に改める。

第三十六条第一項中「景觀整備機構」を「景觀整備推進法人」に改め、同条第三項中「景觀整備機構」を「景觀整備推進法人」に改め、「、あらかじめ」を削る。

第四十六条中「景觀整備機構」を「景觀整備推進法人」に改める。

第二章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二 再生協定

第四十六条の二 景觀行政団体又は景觀整備推進法人は、景觀計画に第八条第二項第四号ロに掲げる事項が定められている場合においては、同条第五項第二号の事業実施方針に即して、建造物の所有者(所有者が二人以上いるときは、その全員)と次に掲げる事項を定めた協定(以下この条及び第九十三条の二において「再生協定」という。)を締結して、景觀再生事業を実施することができる。

一 再生協定の目的となる建造物(第三項第一号において「再生協定建造物」という。)

二 景觀再生事業の実施に關する事項

三 再生協定を廃止することができる事由及び廃止する場合の手續

四 再生協定の有効期間

五 再生協定に違反した場合の措置

2 再生協定においては、前項各号に掲げるもののほか、景觀再生事業の円滑な実施のため、普通財産(地方自治法第二百三十八条第四項に規定する普通財産をいい、前項の景觀整備推進法人を指定した景觀行政団体の所有に属するものに限る。以下この項及び第九十三条の二において同じ。)を時価よりも低い対価で貸付けを受けることその他の方法により、景觀整備推進法人が普通財産を使用すること、又は景觀整備推進法人が時価よりも低い対価で譲渡を受けることに関する事項を定めることができる。

3 再生協定の内容は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

一 再生協定建造物の利用を不当に制限するものでないこと。

二 第一項第二号から第五号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4 景觀整備推進法人が再生協定を締結しようとするときは、景觀行政団体の長の認可を受けなければならない。

5 前節第三款(第三十六条及び第四十二条を除く。)の規定は、再生協定について準用する。この場合において、第三十七条第一項中「前条第三項」とあるのは「第四十六条の二第二項」と、第三十八条中「第三十六条第三項」とあるのは「第四十六条の二第四項」と、同条第二号中「第三十六条第二項各号」とあるのは「第四十六条の二第三項各号」と、第四十条中

「第三十六条第二項及び第三項」とあるのは「第四十六条の二第三項及び第四項」と、第四十一条中「協定建造物又は協定樹木」とあるのは「第四十六条の二第一項第一号に規定する再生協定建造物」と読み替えるものとする。 第四十七条中「第八条第二項第四号ロ」を「第八条第二項第四号ハ」に改める。 第四十九条中「第八条第二項第四号ハ(1)」を「第八条第二項第四号二(1)」に、「同条第二項第四号ハ(1)」を「同条第二項第四号二(1)」に改める。 第五十条中「第八条第二項第四号ハ(2)」を「第八条第二項第四号二(2)」に、「同号ハ(2)」を「同号二(2)」に改める。	第五十四条中「第八条第二項第四号ハ(7)」を「第八条第二項第四号二(7)」に、「同条第二項第四号ハ(7)」を「同条第二項第四号二(7)」に改める。 第五十五条第一項中「第八条第二項第四号二」を「第八条第二項第四号ホ」に改める。 第五十七条中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改める。 第六十条中「第八条第二項第四号ホ」を「第八条第二項第四号ヘ」に、「同条第二項第四号ホ」を「同条第二項第四号ヘ」に改める。 第八十一条第一項中「者。」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項(同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設(その管理者その者が地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ。)が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下この項及び第八十五条第一項において「特定都市計画施設」という。)が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。に改め、同項ただし書を次のように改める。 ただし、次の各号に掲げる場合において は、当該各号に定める土地の所有者の合意を	要しない。 一 当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。)の区域内に借地権の目的となつてゐる土地がある場合 当該借地権の目的となつてゐる土地 二 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権(特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。)の目的となつてゐる土地がある場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該借地権の目的となつてゐる土地 三 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地 第八十五条第一項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は景観協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの(当該土地に対応する従前の土地を当該景観協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権が消滅した場合に改め、同条第二項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改める。 第八十七条第二項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。 この場合においては、第八十一条第一項た	だし書の規定を準用する。 第五章の章名を次のように改める。 第五章 景観整備推進法人 第九十二条第一項中「一般財団法人又は」を「一般財団法人」に改め、「特定非営利活動法人」の下に「又は良好な景観の形成を図ることを目的とする会社」を加え、「景観整備機構(以下「機構」を「景観整備推進法人(以下「推進法人」に改め、同条第二項中「機構」を「推進法人」に改め、同条第三項中「機構」を「推進法人」に改め、「あらかじめ」を削る。 第九十三条(見出しを含む。)中「機構」を「推進法人」に改め、同条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。 三 景観計画に定められた景観再生事業を行うこと。 第九十三条の次に次の一条を加える。 第九十三条の二 (普通財産の活用) 第九十三条の二 推進法人は、第四十六条の二第四項の規定による認可を受けたときは、普通財産の譲渡を受け、又は再生協定の期間内に限り普通財産を使用することができる。この場合において、推進法人は、当該普通財産の存する地域の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該普通財産の使用に伴い必要となるものを併せて講ずるものとする。 第九十四条の見出し中「機構」を「推進法人」に改め、同条中「機構」を「推進法人」に、「前条第四号」を「第九十三条第五号」に改める。 第九十五条第一項から第三項まで及び第九十六条中「機構」を「推進法人」に改める。
--	---	---	--

第九十八条第三項中「前項」を「第二項」に、「市町村」を「市町村又は前項の規定による同意をした都道府県」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により都道府県に代わつて景観行政事務を処理する市町村の長は、当該景観行政事務の処理を終了しようとするときは、都道府県知事と協議し、その同意を得なければならない。

(広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正)

第八条 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(平成十九年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、同条第十一項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 市町村は、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、拠点施設(当該市町村が作成した都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に同条第六項の規定により記載された同項に規定する特定業務施設等であるものに限る。)に関する事項をその内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る広域的地域活性化基盤整備計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

第十五条第一項第一号ホ中「二」を「ハ」に改め、同号中ホをトとし、二をへとし、ハをホとし、同号ロ中「(平成十年法律第百五号)」を削

り、同号中ロをハとし、ハの次に次のように加える。

二 認定事業者から認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行う者(認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理する者に限り、専ら、認定事業者から認定建築物等を取得し、当該認定建築物等の管理及び処分を行うことを目的とする株式会社等を除く。)に対する資金の貸付け

第十五条第一項第一号イの次に次のように加える。

ロ 認定事業者(認定事業に係る財産を自己の固有財産及び他の認定事業に係る財産と分別して管理する者に限り、専ら認定事業の施行を目的とする株式会社、合同会社及び資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社(二)において「株式会社等」という。)を除く。)に対する資金の貸付け

第十五条の次に次の二条を加える。

(区分経理)

第十五条の二 民間都市機構は、前条第一項第一号に掲げる業務(同号ロ及び二に掲げる方法により支援するものに限る。次条において同じ。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(第十五条第一項第一号に掲げる業務に要する資金に係る債券の発行額の特例等)

第十五条の三 民間都市機構は、第十五条第一

項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるためには、民間都市開発法第八条第二項に定める限度を超えて同項の規定による債券を発行することができる。

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第十五条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるための民間都市開発法第八条第一項の規定による借入金又は同条第二項の規定による債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

第二十二条第一項中「第五条第十二項 同条第十三項」を「第五条第十三項(同条第十四項)に改める。

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正)

第九条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「又はロ」を「からへまで」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 文化財保護法第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録された建造物の用に供される土地

第二条第二項第一号に次のように加える。

ハ 文化財保護法第百三十四条第一項の規

定により選定された重要文化的景観を構成する土地

二 文化財保護法第百四十三条第一項前段又は第二項前段の規定により定められた同法第百四十二条に規定する伝統的建造物群保存地区内の土地

ホ 文化財保護法第百八十二条第二項の規定により指定された建造物の用に供される土地

ヘ 文化財保護法第百八十二条第二項の規定により指定された同法第二条第一項第五号に規定する文化的景観を構成する土地

第十条の次に次の一条を加える。

(住民等による提案)

第十条の二 第二条第二項第一号に規定する土地の区域のうち、一体として歴史的風致の維持及び向上を図るべき一団の土地の区域であつて政令で定める規模以上のものについて、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。次項において「借地権」という。)を有する者(次項において「土地所有者等」という。)は、一人で、又は数人が共同して、市町村に対し、歴史的風致維持向上計画の作成又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る歴史的風致維持向上計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案(以下この条において「計画提案」という。)は、当該計画提案に係る歴史的風致維持向上計画の素案の対象とな

る土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。)の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限る。)を得ている場合に、主務省令で定めるところにより、行うものとする。

3 計画提案を受けた市町村は、当該計画提案に基づき歴史的風致維持向上計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該計画提案をした者に通知しなければならない。この場合において、歴史的風致維持向上計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

第十二条第一項中「重要伝統的建造物群保存地区」の下に「(同法第四百四十四条第一項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区をいう。第十七条第一項において同じ。)」を加える。

第十五条に次の一項を加える。

8 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第四十六条の九第一項又は第二項の規定による届出がされたときは、当該届出に係る行為のうち、第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定による届出がされたものとみなす。

第三十八条第二項ただし書中「及び第七条第

一項」を、「第七条第一項及び第十条の二第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

二 第一条の規定(都市再生特別措置法第三十六条の五の改正規定、同法第四十五条の二第一項の改正規定、同法第四十五条の六第一項及び第二項の改正規定、同法第四十五条の八第一項ただし書の改正規定、同法第四十五条の十四第一項の改正規定、同法第四十五条の二十一第一項の改正規定、同法第四十六条第三項第二号の改正規定(「者」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。)」に改める部分に限る。)、同条第十四項第四号の改正規定、同条第二十五項の改正規定、同条第二十四項の改正規定、同法第七十三条第一項の改正規定(第四十六条第二十四項を「第四十六条第二十八項」に改める部分を除く。)、同法第七十四條第一項の改正規定(第四十六条第二十五項を「第四十六条第二十九項」に改める部分を除く。)、同法第八十一条第十項の改正規定並びに同法第九条の四第一項の改正規定

(「第八十一条第十項」を「第八十一条第十一項」に改める部分を除く。))に限る。)、第二条の規定(建築基準法第六十九条の改正規定、同法第七十条第三項ただし書の改正規定、同法第七十四条の二第一項及び第二項の改正規定、同法第七十五条の二第二項ただし書の改正規定並びに同法第九十七条の五第一項の改正規定に限る。)、第三条の規定(土地区画整理法第六条第六項の改正規定及び同法第九十五条第四項の改正規定を除く。)、第六条の規定(都市再開発法第二条の二第一項の改正規定、同法第三条第一号及び第二号二の改正規定、同法第七条の四第一項の改正規定、同法第七条の八の改正規定並びに同法第七十条の二第二項第二号の改正規定を除く。))及び第七條の規定(景観法第八十一条第一項の改正規定、同法第八十五条第一項及び第二項の改正規定並びに同法第八十七条第二項の改正規定に限る。))並びに附則第七条から第十三条までの規定、附則第十四条の規定(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第四十七条第一項の改正規定を除く。))及び附則第十五条から第十七条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(都市再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

4 四十六條第二十四項第四号及び第七十二条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含む。当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。)」とあるのは、「者」とする。

2 施行日前に第一条の規定による改正前の都市再生特別措置法第八十一条第一項の規定により作成された立地適正化計画(当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域に、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域(同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているもの以外のものに限る。以下この項において「災害危険区域」という。)が含まれているものに限る。))については、施行日から起算して三年を経過するまでの間(当該期間内に当該立地適正化計画が変更され、かつ、変更後の立地適正化計画に記載された居住誘導区域に災害危険区域が含まれないこととなったときは、当該変更の日までの間)は、新都市再生特別措置法第八十一条第二十三項(同条第三十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同条第二十三項中「災害危険区域」とあるのは、「災害危険区域(同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る。)」とする。

3 新都市再生特別措置法第八十一条第二十七項(同条第三十二項において準用する場合を含む

む。の規定は、施行日から起算して六月を経過する日前に作成され、又は変更される立地適正化計画については、適用しない。

(土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の土地区画整理法第九十五条第四項の規定は、施行日前に土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項又は第七十一条の二第一項の認可の申請があつた土地区画整理事業の換地計画については、適用しない。

(景観法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第七条の規定(附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。)による改正前の景観法第九十二条第一項の規定により指定されている景観整備機構は、第七条の規定による改正後の景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備推進法人とみなす。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

号)の一部を次のように改正する。

別表第一土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の項第二号イ及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項第二号並びに別表第二土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の項第三号及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項第三号中「第百三十三条第二項」を「第百三十三条第三項」に改める。

(新都市基盤整備法の一部改正)

第八条 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第五項まで、第八項及び第九項」を「第三項まで、第五項から第七項まで、第九項及び第十項」に改める。

(都市緑地法の一部改正)

第九条 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「、第二項」を削り、「[者]」を「[者]当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六条第八項(同法第十六条第一項、第五十一条の四、第五十四条、第六十八条及び第七十一条の三第二項において準用する場合を含む。)」の規定により事業計画に定められた都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設(その管理者(その者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ。))が当該都市計画施設の所有を目的とする借

地権等を有するものに限る。以下この項及び第四十九条第一項において「特定都市計画施設」という。が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者を除く。に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。

一 当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。)の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合 当該借地権等の目的となつている土地

二 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等(特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。)の目的となつていいる土地がある場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該借地権等の目的となつていいる土地

三 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

第四十九条第一項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を「場合又は緑地協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であつて

その上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの(当該土地に対応する従前の土地を当該緑地協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。)の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権等が消滅した場合」に改め、同条第二項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改める。

第五十一条第二項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十五条第一項ただし書の規定を準用する。

第五十五条第五項第一号中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第十条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「第九十一条第三項」を「第九十条の二」に改め、同条第四項中「第百四条第六項後段」を「第百四条第七項後段」に改める。

第二十條第四項中「第百四条第九項」を「第百四条第十項」に改める。

第二十一条第二項中「第百四条第十一項」を「第百四条第十二項」に改める。

第八十二条第二項中「第九十一条第四項」を「第九十一条第三項」に改める。

「第百七条第二項中「一」を「いづれかに」に、「第百四条第七項」を「第百四条第八項」に改める。

第百九条の二第一項第二号及び第二項第三号中「第百三十三条第二項」を「第百三十三条第三項」に改める。

〔農住組合法の一部改正〕

第十一條 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第八條の見出しを削り、同条第一項中「第六條第九項」を「第六條第十項」に改める。

第五十七條中「第四百條第十一項」を「第四百條第十二項」に改める。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)

第十二條 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第四項中「第四百條第九項」を「第四百條第十項」に改める。

第二十八條第二項中「第四百條第十一項」を「第四百條第十二項」に改める。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

第十三條 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三項中「第九十一條第三項」を「第九十條の二」に改め、同条第四項中「土地区画整理法第四百條第六項後段」を「同法第四百條第七項後段」に改める。

第十七條第二項中「第四百條第十一項」を「第四百條第十二項」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第十四條 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十六條第一項中「第六條第九項」を「第六條第十項」に改める。

令和八年四月二十三日 衆議院會議録第十五号

第四十七條第一項中「第二條の二第一項第四号」を「第二條の二第一項第五号」に改める。

「第二百八十九條第一項中「者」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六條第八項(同法第十六條

第一項、第五十一條の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する

場合を含む)」の規定により事業計画に定められた都市計画施設(その管理者(その者が地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定

受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ)が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。以下この項及び

第二百九十三條第一項において「特定都市計画施設」という)が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者(その者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する

第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ)が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権を有するものに限る。

ただし、次の各号に掲げる場合において

は、当該各号に定める土地の所有者の合意を要しない。

一 当該土地(土地区画整理法第九十八條第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。)の区域内に借地権の目的となつて

目的となつて土地がある場合 当該借地権の目的となつて土地

二 当該土地が土地区画整理法第九十八條第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土

地の区域内に借地権(特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。)の目的となつて土地がある場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該借地権の目的となつて

三 当該土地が土地区画整理法第九十八條第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合 当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

第二百九十三條第一項中「又はを「若しくは」に、「場合」を「場合又は避難経路協定区域内の

同項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの(当該土地に対応する従

前の土地を当該避難経路協定の効力が及ばない者が所有するものに限る。)の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権が消滅した場合に改め、同条第二項中「第九十一條第三項」を「第九十條の二」に改める。

第二百九十五條第二項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第二百八十九條第一項ただし書の規定を準用する。

(中心市街地の活性化に関する法律及び都市の低炭素化の促進に関する法律の一部改正)

第十五條 次に掲げる法律の規定中「第四百條第十一項」を「第四百條第十二項」に改める。

一 中心市街地の活性化に関する法律(平成十九年法律第九十二号)第十六條第二項

二 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成

二十四年法律第八十四号)第十九條第二項

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

第十六條 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第二項中「第四百條第十一項」を「第四百條第十二項」に改める。

第四十一條第一項中「建築物」を「借地権等(建築物に、「その他の当該土地」を「その他の土地」に、「以下「借地権等」という)を「を」という。

以下同じ)に、「者」を「者(当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に土地区画整理法第六條第八項(同法第十六條第一項、第五十一條の四、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む)」の規定により事業計画に定められた都市計画法第四條第六項に規定する都市計画施設(その管理者(その者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する

第一号法定受託事務として当該都市計画施設を管理する地方公共団体であるときは、国。以下この項において同じ)が当該都市計画施設の所有を目的とする借地権等を有するものに限る。

以下「特定都市計画施設」という)が存する場合にあつては当該特定都市計画施設の管理者(その者が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二條第九項第一号に規定する

都市計画施設の管理者を除く。)」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合において

は、当該各号に定める土地の所有者の合意を要しない。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一 当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地を除く。)の区域内に借地権等の目的となつてゐる土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定め設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)
二 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつて当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等(特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。)の目的となつてゐる土地がある場合(次号に掲げる場合及び当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)
三 当該土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合(当該土地に対応する従前の土地の所有者が当該特定都市計画施設が存する土地を使用している場合を除く。)
第四十五条第一項中「又は」を「若しくは」に、「場合」を場合又は移動等円滑化経路協定区域内の同項の規定により仮換地として指定された土地であつてその上の空間若しくは地下に特定都市計画施設が存するもの(当該土地に対応する従前の土地を当該移動等円滑化経路協定の効

力が及ばない者が所有するものに限る。)の全部若しくは一部について当該特定都市計画施設の所有を目的とする借地権等が消滅した場合に改め、同条第二項中「第九十一条第三項」を第九十条の二に改める。
第五十一条の二第二項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。
この場合においては、第四十一条第一項ただし書の規定を準用する。
第五十六条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。
(国家戦略特別区域法の一部改正)
第十七条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。
第二十四条第一項の表都市再開発法第十一条第一項の規定により設立された市街地再開発組合(以下この条において単に「市街地再開発組合」という。)の項中「の同意が」を「若しくは第二項又は第十四条の二の同意を要する場合にあつては、当該同意が」に改め、同表都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社(第三項第二号において単に「再開発会社」という。)の項中「の同意が」を「若しくは第二項又は第五十条の四の二の同意を要する場合にあつては、当該同意が」に改める。

理 由
都市の魅力及び活力の向上を通じて都市の再生を図るため、公共公益施設の整備及び管理に関する協定制度、市町村が定める区域において地域固有の魅力の維持及び向上のために必要な措置を講ずる制度並びに都市機能誘導区域に誘導施設の維持に寄与する業務施設等の立地を誘導するための制度の創設、市町村都市再生協議会によるまちづくりの推進を図る活動に関する計画の作成及び当該活動に対する支援等の措置を講ずるとともに、景観計画に基づいて行う景観再生事業を創設し、併せて市街地再開発事業及び土地区画整理事業の施行者が所有者不明土地管理命令等を請求することができるとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案 内閣提出に 関する 報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、都市の魅力及び活力の向上を通じて都市の再生を図るため、公共公益施設の整備及び管理に関する協定制度、市町村が定める区域において地域固有の魅力の維持及び向上のために必要な措置を講ずる制度並びに都市機能誘導区域に誘導施設の維持に寄与する業務施設等の立地を誘導するための制度の創設、市町村都市再生協議会によるまちづくりの推進を図る活動に関する計画の作成及び当該活動に対する支援等の措置を講ずるとともに、景観計画に基づいて行う景観再生事業を創設し、併せて市街地再開発事業及び土地区画整理事業の施行者が所有者不明土地管理命令等を請求することができるとする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。
1 都市再生特別措置法の一部改正
(一) 都道府県又は市町村は、都市再生事業等に係る都市計画の案を作成しようとする場合において、当該事業等における公共公益施設の整備及び管理に関する協定を締結することができること。
(二) 市町村は、都市再生整備計画に、地域固有の魅力の維持向上を図る区域を記載することができること。
(三) 市町村は、立地適正化計画に、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき特定業務施設等及びその立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項を記載することができること。
(四) 都道府県は、立地適正化計画に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する必要な援助を行うこと。
(五) 市町村は、立地適正化計画に記載した防災指針に位置付けた防災施設について、当該施設所有者等と防災施設等の管理に関する協定を締結することができること。
(六) 市町村都市再生協議会は、その構成員の全員の合意により、都市再生基本方針に基づき、まちづくり推進活動計画を作成することができること。
(七) 民間都市再生事業計画の認定の申請期限を、令和十四年三月三十一日とすること。
2 特定業務施設等誘導地区内に誘導すべき施設の容積率及び用途制限を緩和するため、建築基準法を改正すること。
3 市街地整備事業の施行者による所有者不明土地管理人の選任請求が可能であることを明確化するため、土地区画整理法及び都市再開発法を改正すること。
4 まちづくり推進活動等を行う都市再生推進法人に貸付けを行う地方公共団体に対し、国が無利子で貸付けを行うため、都市開発資金の貸付けに関する法律を改正すること。
5 特定業務施設等誘導地区を地域地区に追加するため、都市計画法を改正すること。

6 景観計画に関する市町村間の調整権限を都道府県に付与するとともに、景観整備推進法人が建造物の所有者と協定を締結して良好な景観を再生する事業を実施するため、景観法を改正すること。

7 国土交通大臣による認定民間拠点施設整備事業計画に基づく事業に要する費用に対し、民間都市開発推進機構による資金の貸付けを行うため、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律を改正すること。

8 歴史的風致維持向上計画の作成に必要な文化財を、国の登録文化財及び市町村の指定文化財等に拡大するため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律を改正すること。

9 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

都市の魅力及び活力の向上を通じて都市の再生を図るため、公共公益施設の整備及び管理に関する協定制、市町村が定める区域において地域固有の魅力の維持及び向上のために必要な措置を講ずる制度並びに都市機能誘導区域に誘導施設の維持に寄与する業務施設等の立地を誘導するための制度の創設、市町村都市再生協議会によるまちづくりの推進を図る活動に関する計画の作成及び当該活動に対する支援等の措置を講ずるとともに、景観計画に基づいて行う景観再生事業を創設し、併せて市街地再開発事業及び土地区画整理事業の施行者が所有者不明土地管理命令等を請求することができることとする等の措置を講じようとする本案は妥当なもの

と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

令和八年度一般会計予算において、まちづくり推進活動資金一千五百万円、民間都市開発推進資金二十一億二千九百万円の内数、都市構造再編集中支援事業七百六億六千万円の内数、社会資本整備総合交付金四千五百九十七億円の内数が、また、令和八年度財政投融资計画において、民間都市開発推進機構のメザン支援業務として総額七百億円（政府保証債六百億円、政府保証借入百億円）の内数が計上されている。

右報告する。

令和八年四月二十二日

国土交通委員長 富樫 博之
衆議院議長 森 英介殿

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とセルビア共和国との間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、令和七年十二月二十四日にベオグラードで、投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定

日本国及びセルビア共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

国際的に受け入れられた労働基準に従って両締約国間の投資を促進する上で、労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一章 投資

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に

所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

(i) 企業及び企業の支店

(ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分

(iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券

(iv) 先物、オプションその他の派生商品

(v) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(vi) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vii) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）及びのれん

(viii) 法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(ix) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わず。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

ただし、一方の締約国の区域内にある国民又は企業による他方の締約国の区域内にある企業に対する物品又はサービスの販売のため

の契約のみから生ずる金銭債権は、投資財産には当たらない。

(b) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域において投資を行つており、又は既に行つたものをいう。

(i) 一方の締約国の法令によりその国籍を有する自然人

注釈 この協定は、両締約国の国籍を有する自然人の投資財産については、

当該自然人が投資を行つた時点以降において、当該投資を行つた締約国の区域外に居住し続けている場合を除くほか、適用しない。

(ii) 一方の締約国の企業

(c) 「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体(社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。)をいう。

(d) 「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。

(e) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(f) 「区域」とは、

(i) 日本国については、日本国の領域並びに日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(ii) セルビア共和国については、セルビア共

和国の領域をいう。

(g) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(h) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(i) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(j) 「申立人」とは、一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。

(k) 「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。

(l) 「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。

(m) 「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。

(n) 「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。

(o) 「ICSID」とは、投資紛争解決国際センターをいう。

(p) 「ICSID追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的の制度を規律する規則をいう。

(q) 「ICSID追加的制度仲裁規則」とは、ICSID追加的の制度規則に従つて行われる仲裁手続に適用する規則をいう。

(r) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する

る条約をいう。

(s) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。

(t) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

第二章 投資の促進及び許可

1 一方の締約国は、自国の区域において他方の締約国の投資家による投資が行われるための良好な条件を醸成する。

2 一方の締約国は、自国の関係法令(外国人による所有及び支配に関するものを含む。)に従つて権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。

第三章 内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。

第四章 最恵国待遇

1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定は、一方の締約国に対し、自国が当事国である現行の又は将来における地域的な経済統合同盟に基づいて与える特惠的な待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第五章 一般的待遇

1 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇(公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。)を与える。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、また、追加の実質的な権利を創設するものではない。

2 (a) 「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従つた刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの各締約国の義務を含む。

(b) 「十分な保護及び保障」の要件により、各締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。

第六条 裁判所の裁判を受ける権利 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条 特定措置の履行要求の禁止 いずれの一方の締約国も、自国の区域におけ

る締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の区域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

(g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は企業に移転すること。

(h) 自国の区域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(j) 自国の区域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(k) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2 いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。

(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(b) 自国の区域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。

(c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。

3 (a) 2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行う

ことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。

(b) 1(g)の規定は、競争法についての申し立てられた違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1(g)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に、適用しない。

(c) 1(g)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用しない。

(d) 2(a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。

4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。

第八条 透明性

1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。

2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関し、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解

してはならない。

第九条 公衆による意見提出の手続

各締約国は、緊急の場合又は純粋に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十一条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人、当該他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置(以下「収用」という。)を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 公共の目的のためのものであること。

(b) 差別的なものでないこと。

(c) 2から5までの規定に従つて行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。

(d) 正当な法の手続に従つて実施するものであること。	つては、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連的所有権協定に適合する限りにおいて、適用しない。	権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。	せ、又は妨げることができる。 (a) 税の納付 (b) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護 (c) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引 (d) 刑事犯罪 (e) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存 (f) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保
2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。	1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における緊急事態(例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件)により、自国の区域にある投資財産に関連する損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていづれが有利なものよりも不利でない待遇を与える。	1 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。 (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金 (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益 (c) 契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの(融資の返済を含む。) (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入 (e) 当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬 (f) 第十二条及び第十三条の規定に従つて行われる支払	1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の区域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別的手段又は偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。 (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置 (b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。 (c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。 (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理 (ii) 個人の情報を処理し、及び公表すること
3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるとする。	2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に変換することができるものとする。	2 各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。	16 一般的例外及び安全保障のための例外
4 支払が自由利用可能通貨によつて行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。	3 いずれの締約国も、第十六条2の規定に従つてとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。	(g) 紛争の結果として生ずる支払	(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理
5 締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によつて支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。	第十四条 代位 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求	3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅ら	(ii) 個人の情報を処理し、及び公表すること
6 この条の規定は、貿易関連的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設に	一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における緊急事態(例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件)により、自国の区域にある投資財産に関連する損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていづれが有利なものよりも不利でない待遇を与える。	2 各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。	(i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

に關連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護 (iii) 安全 (d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置 2 第十三条3の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。 (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のため、次の措置を含む。 (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際關係における緊急時にとる措置 (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に關連してとる措置 (b) 國際の平和及び安全の維持のため國際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置 3 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。 4 締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。 第十七条 一時的なセーフガード措置 1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、國境を越える資本取引及び投資財産に關連する取引のための支払又は資金の移転(第十五条に規定する資金の移転を含む。)について制限的な措置を採用し、又は維持することができ	る。 (a) 國際收支及び対外支払に關して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合 (b) 資本の移動が經濟全般の運営、特に金融政策及び為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合 2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。 (a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。 (b) 國際通貨基金協定に適合するものであること。 (c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。 (d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。 (e) 他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。 (f) 他方の締約国の商業上、經濟上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。 3 一方の締約国は、1の規定に基づく措置を採用した場合において、他方の締約国の要請があつたときは、自国が採用した制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。 第十八条 信用秩序の維持のための措置 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに關連する措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全	性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。 2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。 第十九条 知的財産権 1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に關する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。 2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に關する多数國間協定であつて両締約国が当事國であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。 3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に關する多数國間協定であつて自國が当事國であるものにより第三國の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。 第二十条 租税に係る課税措置 1 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。	2 第三条及び第四条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。 第二十一条 健康、安全及び環境に關する措置並びに労働基準 一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に關する自國の措置の緩和又は自國の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三國の投資家による投資を奨励することが適當でないことを認める。一方の締約国は、自國の区域における他方の締約国及び第三國の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として当該措置又は当該基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。 第二十二条 利益の否認 1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三國の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当事るときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。 (a) 当該一方の締約国が当該第三國と外交關係を有していない場合 (b) 当該第三國に關する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合 2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三國又は自國の投資家によつて所有され、又は
---	--	--	---

支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

3 この条の規定の適用上、

(a) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二章 紛争解決

第二十三条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の方法によつて構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民で

あつてはならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。

3 2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

4 仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従つて紛争について決定を行う。

仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十四条 一方の締約国と他方の締約

国の投資家との間の投資紛

争の解決

1 申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

2 一方の紛争当事者が、協議及び交渉によつて投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。
(a) 自己のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i) 被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。

(b) 当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i) 被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。

(ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

3 申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a) 当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によつて付託する請求の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所

(b) 各請求について、違反があつたとされる前章の条項その他関連する条項

(c) 各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠

(d) 当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

4 申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託すること

ができる。

(a) ICSID条約による仲裁。ただし、両締約国がICSID条約の当事国である場合に限り。

(b) ICSID追加的制度規則による仲裁。ただし、次のいずれかの場合に限る。

(i) いずれの締約国もICSID条約の当事国でない場合

(ii) いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合

(c) UNCITRAL仲裁規則による仲裁

(d) 紛争当事者が合意する場合とは、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁

5 この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

(a) 申立人による仲裁の請求であつて、ICSID条約第三十六条1に規定するものをICSID事務局長が受領した時

(b) 申立人による仲裁の請求であつて、ICSID追加的制度仲裁規則第二規則に規定するものをICSID事務局長が受領した時

(c) 申立人による仲裁に関する通知であつて、UNCITRAL仲裁規則第三条に規定するものを、UNCITRAL仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時

(d) 4(d)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

(a) 及び (b) に規定する仲裁の請求並びに (c) 及び (d) に規定する仲裁に関する通知は、以下「仲裁の通知」という。 6 各締約国は、この協定の規定に従ってこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。 7 6 の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が 2 の規定によつて申し立てられる違反が発生したことが及び 2 (a) の規定によつて付託する請求の場合には申立人、2 (b) の規定によつて付託する請求の場合には 2 (b) に規定する企業が損失又は損害を被つたことを知つた又は知るべきであつた最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。 8 この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。 (a) 2 (a) の規定によつて付託する請求については、次の条件を満たす場合 (i) 申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。 (ii) 申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2 (a) (i) に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。 (b) 2 (b) の規定によつて付託する請求については、次の条件を満たす場合 (i) 申立人及び 2 (b) に規定する企業の双方が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。	(ii) 申立人及び 2 (b) に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2 (b) (i) に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。 9 8 (a) (ii) 又は (b) (ii) の規定に従つて行われる放棄は、仲裁廷が 3、4、7 若しくは 8 に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。 10 8 (a) (ii) 及び (b) (ii) の規定にかかわらず、申立人又は 2 (b) に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済(損害賠償の支払を伴わないものに限る。)の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。 11 仲裁廷は、2 (a) 又は (b) の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案について決定する。 12 被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。 (a) 仲裁の通知(仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。) (b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し 13 非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。 14 被申立人は、この条の規定による仲裁におい	て、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。 15 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。 (a) 被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務に違反したかどうか。 (b) 違反があつた場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方 (i) 損害賠償及び適当な利子 (ii) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。 仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従つて裁定を下すことができる。 16 15 の規定に従うことを条件として、2 (b) の規定によつて付託する請求の場合には、 (a) 損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が 2 (b) に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。 (b) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が 2 (b) に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。 (c) 裁定においては、自然人又は企業が救済につき関係法令に基づいて有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないことを定めるものとする。	17 被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4 の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書(裁定を含む。)を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。 (a) 業務上の秘密の情報 (b) いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報 (c) 関連する仲裁規則に従つて不開示としなければならない情報 18 仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。 19 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法(ICS ID 条約及びニューヨーク条約を含む。)に従つて執行される。 第二十五条 文書の送達 1 この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。 (a) 日本国については、外務省国際法局 (b) セルビア共和国については、訟務検事局 2 一方の締約国は、1 に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。 3 各締約国は、1 及び 2 に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。 第二十六条 紛争解決の適用除外 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第
--	--	---	--

二百二十八号。その改正を含む。）に基づく日本国の決定であつて、同法に基づく事前届出を要する投資に関するもの（投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止の命令を含む。）は、この協定の紛争解決の規定の対象とならない。

第三章 合同委員会

第二十七条 合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b) この協定の範囲内の投資に関連する事項であつて投資環境の整備に関係するものについて情報を交換し、及び討議すること。

(c) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に関係するものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同合会を開催することができる。

4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。

5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。

6 委員会は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、会合する。

第四章 最終規定

第二十八条 見直し

両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、両締約国間の投資を更に促進し、及び漸進的に自由化することを目的として、この協定の見直しを行う。

第二十九条 改正

この協定は、両締約国の書面による合意により改正することができる。改正は、第三十一条1に規定するところにより効力を生ずる。

第三十条 見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十一条 最終規定

1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の法令に従つて取得されたものについても適用する。

4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年十二月二十四日にベオグラードで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

セルビア共和国駐在日本国特命全權大使

今村 朗

セルビア共和国のために

通商大臣

ヤゴダ・ラザレビッチ

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

令和五年九月の予備協議を経て、我が国とセルビアとの間で投資協定の交渉を開始することについて一致したことを受け、令和七年六月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至つたので、同年十二月二十四日にベオグラードにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国とセルビアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本協定の適用上、「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。

2 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。

3 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること。

4 いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと。

5 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用、国有化等を実施してはならず、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならぬこと。

6 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の

区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること。

7 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争について、一方の紛争当事者が、協議等によって解決されないと認める場合には、当該投資家は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかの仲裁に付託することができること。

なお、本協定は、両締約国が相互に行う本協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とセルビアとの間の投資環境の整備を促すとともに、両国間の経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待されるところの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和八年四月二十二日

外務委員長 國場幸之助

衆議院議長 森 英介殿

令和八年四月二十三日 衆議院会議録第十五号

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国とパラグアイ共和国との間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、令和七年十二月五日にアスンシオンで、投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定

日本国及びパラグアイ共和国（以下「両締約国」という。）は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

平等及び相互の利益の原則に基づき、一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の促進を図ることが一層重要になっていることを認識し、

経済的開発、社会的開発及び環境保護が相互に依存しており、かつ、持続可能な開発に関する相互に補強する柱であること並びに投資を促進するための両締約国の協同の努力が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、労働者と使用者との間の協調的な関係によって、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

この協定が両締約国間の全般的な関係の更なる発展に寄与することを確信して、

次のとおり協定した。

第一章 投資

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「投資財産」とは、一方の締約国の投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産であって、他方の締約国の関係法令に従って形成され、投資としての性質

(例えば、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担)を有するものをいい、次のものを含む。

- (i) 企業及び企業の支店
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業持分

(iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券。ただし、当初の償還期間の長短にかかわらず、締約国が発行する国債又は公的企業が発行する債務証券は含まない。

(iv) 契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(v) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vi) 知的財産権、著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(vii) 法令又は契約によって与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(viii) 他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わず。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(b) 「締約国の投資家」とは、次の者であって、他方の締約国の区域において投資を行っており、又は既に行ったものをいう。

(i) 一方の締約国の法令によりその国籍を有する自然人

注釈 この協定は、両締約国の国籍を有する自然人の投資財産については、

当該自然人が投資を行った時点以降において、当該投資を行った締約国の区域外に居住し続けている場合又は当該投資財産に関連する資金の移転が当該投資を行った締約国外から行われたものであると証明される場合を除くほか、適用しない。 (ii) 一方の締約国の企業 (c) 「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体(社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。)をいう。 (d) 「締約国の企業」とは、次のいずれの要件も満たす企業をいう。 (i) 締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織されたものであること。 (ii) 当該締約国の区域において実質的な事業活動を行っていること。 (e) (i) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。 (ii) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。 (f) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。 (g) 「区域」とは、 (i) 日本国については、日本国の領域並びに	日本国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。 (ii) パラグアイ共和国については、パラグアイ共和国が国際法及び国内法に従い主権又は管轄権を行使する領域をいう。 (h) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。 (i) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。 (j) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。 (k) 「申立人」とは、一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。 (l) 「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。 (m) 「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。 (n) 「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。 (o) 「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。 (p) 「ICSID」とは、投資紛争解決国際センターをいう。 (q) 「ICSID追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。 (r) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三	月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。 (s) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。 (t) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。 (u) 「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類(統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年)をいう。 (v) 「JSlC」とは、日本国総務省が作成し、二千二十三年七月二十七日に改定した日本標準産業分類をいう。 第二条 投資の促進及び許可 1 一方の締約国は、自国の区域において他方の締約国の投資家による投資が行われるための良好な条件を醸成する。 2 一方の締約国は、自国の関係法令(外国人による所有及び支配に関するものを含む。)に従つて権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。 第三条 内国民待遇 1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 2 1の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資活動に関し、特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方	の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。 3 待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体(当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資財産又は投資家を区別するものであるかどうかを含む。)によって判断する。 第四条 最恵国待遇 1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 2 一方の締約国は、自国の区域において、投資の許可に関連する事項に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 3 2の規定は、次のものについては、適用しない。 (a) 次のものに関する措置 (i) 土地の取得又は賃貸借 (ii) 補助金 (iii) 政府調達 (b) 締約国が相互主義に基づいて第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇 (c) 航空、漁業又は海事(海難救助を含む。)に関する二国間又は多数国間の国際協定の当事国であることに伴う特恵的な待遇 (d) 法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置
---	--	--	--

(e) 電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、各締約国の中央銀行の銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置 (f) 締約国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置 (g) この協定の効力発生の日の状況の下で締約国の政府が認識していたか、若しくは認識し得た産業以外の産業への投資に関する措置又はこの協定の効力発生の日には技術的に投資が可能でなかった産業への投資に関する措置 注釈 この協定の効力発生の日にJ S I C又はC P Cにおいて明示的かつ具体的な記述により分類されている産業は、同日に日本国政府が認識し得たものと	国が署名した国際協定に基づいて与えるより好ましい待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える義務を課するものではない。 8 待遇がこの条に規定する「同様の状況」において与えられるものであるかどうかは、当該状況の全体(当該待遇が公共の福祉に係る正当な目的に基づいて投資財産又は投資家を区別するものであるかどうかを含む。)によって判断する。	の審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に關し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。	を確保する。 第十条 投資家の入国、滞在及び居住 一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人、当該他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う。
4 いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に3の規定が対象とする措置を採用する場合に、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。 5 この条に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。 6 この条の規定は、一方の締約国に対し、自国が当事国である自由貿易地域、関税同盟、共同市場、経済同盟その他これらに類する統合のための協定から生ずる利益、利点又は特権を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える義務を課するものではない。 7 この条の規定は、いずれか一方の締約国に対し、この協定の効力発生の前に当該一方の締約	1 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇(公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。)を与える。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、また、追加の実質的な権利を創設するものではない。 2 (a) 「公正かつ衡平な待遇」には、法の正当な手続の原則に従った刑事上若しくは民事上の訴訟手続又は行政上の裁決手続における裁判を行うことを拒否しないとの締約国の義務を含む。 (b) 「十分な保護及び保障」の要件により、各締約国は、国際慣習法上求められる程度の警察の保護を与えることが義務付けられる。 3 この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われることは、この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。	1 両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定に基づく自国の権利及び義務を再確認する。 2 この条の規定の適用に関する紛争は、第二十二条2から8まで及び第二十三条の規定の対象とならない。	1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に關連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。 2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に關し、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に應じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。 3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。
この条の規定は、一方の締約国に対し、自国が当事国である自由貿易地域、関税同盟、共同市場、経済同盟その他これらに類する統合のための協定から生ずる利益、利点又は特権を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与える義務を課するものではない。 この条の規定は、いずれか一方の締約国に対し、この協定の効力発生の前に当該一方の締約	第六条 裁判所の裁判を受ける権利 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全て	第九条 腐敗行為の防止に関する措置 各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うこと	第十一條 収用及び補償 1 いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産について、直接的に、又は収用若しくは国有化と同等の措置を通じて間接的に、収用又は国有化(以下「収用」という。)を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。 (a) 公共の目的のためのものであること。 (b) 差別的なものでないこと。 (c) 3から6までの規定に従って行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。 (d) 自国の法令及び正当な法の手続に関する国際的な基準に従って実施するものであること。 2 (a) 両締約国は、1の規定が次の二の事態を取り扱っているとの理解を共有していることを確認する。 (i) 第一の事態は、直接的な収用である。直接的な収用とは、投資財産が正式な権原の移転又は明白な差押えを通じて、国有化され、又は他の方法により直接的に収用される場合をいう。

(ii) 第二の事態は、間接的な収用である。間接的な収用とは、締約国による一又は一連の行為が正式な権原の移転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果をもつる場合をいう。締約国による一又は一連の行為が特定の事態において間接的な収用を構成するかどうかを決定するに当たっては、特に次の事項を考慮し、事実ごとに、事実に基づいて調査するものとする。 (A) 政府の行為の経済的な影響。ただし、締約国による一又は一連の行為が投資財産の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもつて間接的な収用が行われたことが確定するものではない。 (B) 政府の行為が投資に基づく明確かつ合理的な期待を害する程度 注釈 投資家の投資に基づく期待が合理的なものであるかどうかは、関係がある限りにおいて、政府が当該投資家に対して拘束力のある書面による保証を与えたかどうか、関連する分野における政府の規制の性質及び程度又は政府の規制の可能性等の要素による。 (C) 政府の行為の性質 (b) 公共の福祉に係る正当な目的(例えば、公衆衛生、安全及び環境)を保護するために立案され、及び適用される締約国による差別的でない規制措置は、極めて限られた場合を除くほか、間接的な収用を構成しない。 注釈 公衆衛生を保護するための規制措置には、特に、医薬品(生物学的製品を含む)、診断技術、ワクチン、医療機	器、遺伝子治療及び遺伝子技術、健康に関連する補助具及び器具並びに血液及び血液に関連する製品の規制、価格の決定及び供給並びにこれらのものについての払戻しに関する措置を含む。 このことは、この(b)の規定の適用範囲を限定するものではない。 3 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。 4 補償については、不当に遅滞することなく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。 5 支払が自由利用可能通貨によって行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。 6 締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。 (a) 収用の日における公正な市場価格であつて、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの (b) 収用の日から支払の日までに発生した利子	であつて、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの 7 この条の規定は、貿易関連的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連的所有権協定に適合する限りにおいて、適用しない。 第十二条 争乱からの保護 1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における緊急事態(例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件)により、自国の区域にある投資財産に関連する損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていづれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。 2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。 3 いずれの締約国も、第十五条2の規定に従つてとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。 第十三条 代位 1 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支	払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。 2 この条の規定は、締約国又はその指定する機関が、損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約であつて商業的な危険に関するものに基づいて支払を行ったという事実のみを根拠として、第二十三条の規定に基づく請求を行う権利を認めるものではない。 第十四条 資金の移転 1 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、不当に遅滞することなく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。 (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金 (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益 (c) 契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの(融資の返済を含む) (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入 (e) 当該一方の締約国の区域にある投資財産に
--	--	---	---

関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬 (f) 第十一条及び第十二条の規定に従って行われる支払 (g) 紛争の結果として生ずる支払 2 各締約国は、更に、資金の移転が不当に遅滞することなく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。 (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護 (b) 証券の発行、交換又は取引 (c) 刑事犯罪 (d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存 (e) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保 第十五条 一般的例外及び安全保障のための例外 1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の区域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別的手段又は偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。 (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置 (b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のため	めに必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。 (c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。 (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理 (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護 (iii) 安全 (d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置 2 第十二条3の規定に従うことを条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。 (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。 (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置 (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置 (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置 3 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。	4 締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。 第十六条 一時的なセーフガード措置 1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転第十四条に規定する資金の移転を含む。について制限的な措置を採用し、又は維持することができ (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合 (b) 資本の移動が経済全般の運営、特に金融政策及び為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合 2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。 (a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。 (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。 (c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。 (d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。 (e) 他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。 (f) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。	3 一方の締約国は、1の規定に基づく措置を採用した場合において、他方の締約国の要請があつたときは、自国が採用した制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。 第十七条 信用秩序の維持のための措置 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置、投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。をとることを妨げられない。 2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づき当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。 第十八条 知的財産権 1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。 2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が当事国であるものに基き、両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。 3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が当事国であるものによ
--	--	--	--

り第三国の投資家及びその投資財産に与えて
る待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資
財産に与えることを義務付けるものと解しては
ならない。

第十九条 租税に係る課税措置

1 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づ
く締約国の権利及び義務に影響を及ぼすもので
はない。この協定と当該租税条約とが抵触する
場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税
条約が優先する。

2 第三条及び第四条の規定は、租税に係る課税
措置については、適用しない。

第二十条 健康、安全及び環境に関する
措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関
する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下
げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家によ
る投資を奨励することが適当でないことを認め
る。一方の締約国は、自国の区域における他方の
締約国及び第三国の投資家による投資を奨励する
手段として当該措置又は当該基準の適用の免除そ
の他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十一条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家で
あつて当該他方の締約国の企業であるものが第
三国の投資家によって所有され、又は支配され
ており、かつ、次のいずれかの場合に該当する
ときは、当該他方の締約国の投資家及びその投
資財産に対し、この協定による利益を否認する
ことができる。

- (a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係
を有していない場合
- (b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他

方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は
は当該他方の締約国の企業若しくはその投資
財産に対してこの協定による利益を与えるこ
とにより当該措置に違反し、若しくは当該措
置を阻害することとなるものを当該一方の締
約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家で
あつて当該他方の締約国の企業であるものが第
三国又は自国の投資家によって所有され、又は
支配されており、かつ、当該他方の締約国の企
業が当該他方の締約国の区域において実質的な
事業活動を行っていないときは、当該他方の締
約国の投資家及びその投資財産に対し、この協
定による利益を否認することができる。

第二章 紛争解決

第二十二條 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の解釈及び適用に
影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う
申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、か
つ、当該申入れに関する協議（第二十六条の規
定によつて設置される合同委員会の会合を通じ
た協議を含む。）のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間
の紛争であつて、1に規定する協議の要請の後
百八十日以内に外交交渉によつても満足な調整
に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のた
め付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締
約国が当該紛争の仲裁を要請する公文を受領し
た日から六十日の期間内に各締約国が任命する
各一人の仲裁委員と、このようにして選定され
た二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者として
その後の六十日の期間内に合意する第三の仲裁
委員との三人の仲裁委員から成る。この場合に

において、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国
の国民であつてはならず、いずれかの締約国に
日常の住居を有してはならず、及びいずれかの
締約国により雇用されてはならない。

3 各締約国が任命した仲裁委員が2に規定する
その後の六十日の期間内に第三の仲裁委員につ
いて合意しなかった場合には、両締約国は、
ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し、いず
れの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任
命するよう要請する。同裁判所事務総長がいず
れかの締約国の国民である場合又は他の理由に
よりこの任務を遂行することができない場合には
は、同裁判所事務次長が必要な任命を行うよう
要請される。同裁判所事務次長がいずれかの締
約国の国民である場合又は同裁判所事務次長も
当該任務を遂行することができない場合には、
同裁判所事務総長及び同裁判所事務次長が指名
することに合意する者であつて、いずれの締約
国の国民でもない同裁判所国際事務局の職員が
必要な任命を行うよう要請される。

4 2及び3に定める必要な任命が行われなかつ
た場合には、いずれの締約国も、別段の合意が
ある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所
事務総長に対し当該任命を行うよう要請するこ
とができる。

5 両締約国は、仲裁委員の任命に当たり、仲裁
委員会の仲裁委員が次の全ての要件を満たすべ
きであることを考慮する。

- (a) 投資についての専門知識及び法律又は国際
貿易についての経験を有すること。
- (b) 客観性、信頼性及び判断の健全性を基準と
して、厳格な審査の上選任されること。
- (c) いずれの締約国の政府の指示も受けていな
いこと。

6 仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己
の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定
並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規
則及び原則に従つて紛争について決定を行う。

仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数
による議決で決定を行う。当該決定は、最終的
なものであり、かつ、拘束力を有する。

7 各締約国は、6の規定の適用を妨げることな
く、仲裁委員会に対し、その決定の通告の後十
五日以内に当該決定の説明又は解釈を要請する
ことができる。仲裁委員会は、要請がなされた
後十五日以内に当該要請についての決定を行
う。

8 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る
費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担す
る。仲裁委員長がその職務を遂行するための費
用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が
均等に負担する。

第二十三條 一方の締約国と他方の締約 国の投資家との間の投資紛 争の解決

1 申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる
場合には、両者は、可能な限り、まず、協議及
び交渉（あつせん、調停、仲介等の拘束力を有
しない第三者による手続の利用を含めることが
できる。）を通じて当該投資紛争を解決するよう
努める。

2 一方の紛争当事者が、1の規定に従つて投資
紛争が解決されないと認める場合には、申立人
は、次のことを行うことができる。

- (a) 自己のために、次の事項から成る請求をこ
の条の規定による仲裁に付託すること。
- (i) 被申立人が前章の規定に基づく義務に違
反したこと。

3 申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する百八十日前までに、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。 (a) 当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によつて付託する請求の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所 (b) 各請求について、2(a)(i)又は(b)(i)に規定する違反があったとされる前章の条項 (c) 各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠 (d) 当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算 4 申立人は、付託の意図の通知の日から百八十日が経過し、かつ、投資紛争がいずれの締約国においても行政裁判所又は司法裁判所に付託されていないことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。	(ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。 (b) 当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。 (i) 被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。 (ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。 5 2(a)又は(b)に規定する申立人又は企業が8(a)(ii)又は(b)(ii)の規定に基づく書面による放棄により投資紛争を仲裁に付託した場合には、その紛争解決の場の選択は、最終的なものである。 6 各締約国は、この協定の規定に従つてこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。 7 6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によつて申し立てられる違反が発生したこと及び2(a)の規定によつて付託する請求の場合には申立人、2(b)の規定によつて付託する請求の場合には2(b)に規定する企業が損失又は損害を被ったことを知つた又は知るべきであつた最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。 8 この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。 (a) 2(a)の規定によつて付託する請求については、次の条件を満たす場合 (i) 申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。 (ii) 申立人が、いずれかの締約国の法律の下	(a) ICSID条約による仲裁。ただし、両締約国がICSID条約の当事国である場合に限る。 (b) ICSID追加的制度規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合に限る。 (c) UNCITRAL仲裁規則による仲裁 (d) 紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁 9 5並びに8(a)(ii)及び(b)(ii)の規定にかかわらず、申立人又は2(b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。 10 仲裁廷は、2(a)又は(b)の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案について決定する。 11 被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。 (a) 申立人による仲裁に関する通知又は仲裁の請求（仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）	(b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し 12 非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。 13 被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。 14 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。 (a) 被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務に違反したかどうか。 (b) 違反があった場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方 (i) 損害賠償及び適当な利子 (ii) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。 仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従つて裁定を下すことができる。 15 14の規定に従うことを条件として、2(b)の規定によつて付託する請求の場合には、 (a) 損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。
--	---	---	---

(b) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。 (c) 裁定においては、自然人又は企業が救済につき関係法令に基づいて有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないことを定めるものとする。 16 被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。 (a) 業務上の秘密の情報 (b) いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報 (c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報 17 仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。 18 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ICSID条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。 第二十四条 紛争解決の適用除外 1 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。その改正を含む。）に基づく日本国の決定であつて、同法に基づく事前届出を要する投資に関するもの（投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止の命令を含む。）は、この章の紛争解決の規定の対象とならない。	2 いずれかの締約国が、事前届出を要する投資に適用される審査の手続に関する法令であつて、この章の紛争解決の規定の対象とすべきでないものを将来採用する場合には、両締約国は、それぞれの立場を害することなく、この条の規定の見直しのために協議する。 第二十五条 文書の送達 1 この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。 (a) 日本国については、外務省国際法局 (b) パラグアイ共和国については、国家法務局長及び外務省 2 一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。 3 各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。 第三章 合同委員会 第二十六条 合同委員会 1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 (a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。 (b) この協定の範囲内の投資に関連する事項であつて投資環境の整備に関係するものについて情報を交換し、及び討議すること。 (c) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に関係するものについて討議すること。 2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に	対して適当な勧告を行うことができる。 3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。 4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。 5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。 6 委員会は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、会合する。 第四章 最終規定 第二十七条 見出し この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。 第二十八条 最終規定 1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従つて終了する時まで引き続き効力を有する。 2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。	3 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の法令に従つて取得されたものについても適用する。 4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。 5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。 二千二十五年十二月五日にアスンシオンで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。 日本国のために 板垣克巳 パラグアイ共和国のために ルベン・ラミレス 投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書 一 本件の目的及び要旨 平成二十九年九月に我が国とパラグアイとの間で投資協定の交渉を開始することについて一致したことを受け、平成三十年五月から両国間
--	---	--	--

で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、令和七年十二月五日にアスンシオンにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国とパラグアイとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本協定の適用上、「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。

2 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えるとともに、投資の許可に関連する一定の事項に関し、最恵国待遇を与えること。

3 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること。

4 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用、国有化等を実施してはならず、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならぬこと。

5 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての

資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、不当に遅滞することなく行われることを確保すること。

6 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争について、一方の紛争当事者が、協議等によつて解決されないと認める場合には、当該投資家は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかの仲裁に付託することができること。

なお、本協定は、両締約国が相互に行う本協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とパラグアイとの間の投資環境の整備を促すとともに、両国間の経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待されるとの見地から有意義であること認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和八年四月二十二日

衆議院議長 森 英介殿 外務委員長 國場幸之助

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、日本国とザンビア共和国との間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、令和七年二月六日に東京で、投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定

日本国及びザンビア共和国(以下「両締約国」という。)は、

両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一方の締約国の投資家による他方の締約国の領域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、

両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

この協定が、各締約国が自国の公共政策上の目的を実現するためにその領域における投資をこの協定に適合する態様で規制することを可能とするものとして作成されていることを認識して、次のとおり協定した。

第一章 投資

第一条 定義

この協定の適用上、
(a) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、次のものを含む。

- (i) 企業及び企業の支店
- (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分
- (iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券
- (iv) 先物、オプションその他の派生商品
- (v) 契約(完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。)に基づく権利
- (vi) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(vii) 知的財産権(著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。) (viii) 法令又は契約によって与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。) (ix) 他の全ての資産(有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。)及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権 投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。 (b) 「投資に関する合意」とは、一方の締約国の中央又は地方の政府又は当局と他方の締約国の投資家又はその投資財産であつて当該一方の締約国の領域にある企業であるものとの間の書面合意であり、当該投資家又は当該投資財産が当該一方の締約国における投資財産の設立又は取得に当たり依拠するものをいう。 注釈 「書面合意」とは、両当事者によって作成される書面による合意であつて、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、第二十四条11(b)の規定に基づき準拠法により当該両当事者に対して拘束力を有するもの(単一の文書によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。)をいう。	この場合において、 (i) 行政当局若しくは司法当局の一方的な行為(例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認)又は政令、命令若しくは判決のみをもって、書面合意であるとはされない。 (ii) 行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面合意であるとはされない。 (c) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の領域において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものを用いる。 (i) 一方の締約国の法令によりその国籍を有する自然人 (ii) 一方の締約国の企業 (d) 「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体(社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。)をいう。 (e) 「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。 (f) 「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。 (g) 「領域」とは、それぞれの締約国について、当該締約国の領域並びに当該締約国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。	(h) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。 (i) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。 (j) 「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。 (k) 「申立人」とは、一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。 (l) 「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。 (m) 「一方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。 (n) 「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。 (o) 「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。 (p) 「ICSID」とは、投資紛争解決国際センターをいう。 (q) 「ICSID追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。 (r) 「ICSID追加的制度仲裁規則」とは、ICSID追加的制度規則に従つて行われる仲裁手続に適用する規則をいう。 (s) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。	(t) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。 (u) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。 第二条 投資の促進及び許可 1 一方の締約国は、自国の領域において他方の締約国の投資家による投資が行われるための良好な条件を醸成する。 2 一方の締約国は、自国の関係法令(外国人による所有及び支配に関するものを含む。)に従つて権限を行使する自国の権利を留保の上、他方の締約国の投資家による投資を許可する。 第三条 内国民待遇 1 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 2 1の規定は、一方の締約国が、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資活動に関し、特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであつてはならない。 第四条 最恵国待遇 1 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。
---	--	--	--

注釈 この条に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度含まない。 2 一方の締約国は、自国の領域において、投資の許可に関連する事項に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 3 2の規定は、次のものについては、適用しない。 (a) 次のものに関する措置 (i) 土地の取得又は賃貸借 (ii) 補助金 (iii) 政府調達 (b) 締約国が相互主義に基づいて第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇 (c) 植物の新品種の保護、航空、漁業又は海事（海難救助を含む。）に関する二国間又は多数国間の国際協定の当事国であることに伴う特惠的な待遇 (d) 法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置 (e) 電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、締約国の中央銀行の銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置 (f) 締約国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置 第五条 一般の待遇 一方の締約国は、自国の領域において、他方の	締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではなく、また、追加の実質的な権利を創設するものではない。 第六条 裁判所の裁判を受ける権利 一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 第七条 特定措置の履行要求の禁止 1 いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。 (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。 (b) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。 (c) 当該投資家と自国の領域内の自然人又は企業との間で任意に締結されるライセンス契約（既に締結されたものかどうかを問わない。）について次の事項を採用すること。ただし、	当該一方の締約国が政府の権限の行使として、次の事項の要求を課し、又は次の事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。 (i) 当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額 (ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間 注釈 この(c)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。 (d) 製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の自然人又は企業に移転すること。 (e) 自国の領域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。 (f) 自国の領域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。 (g) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の領域のみから供給すること。 2 いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の領域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限することができない。 3 (a) 2の規定は、一方の締約国が、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活	動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の領域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。 (b) 1(c)及び(d)の規定は、競争法についての申し立てられた違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1(c)若しくは(d)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。 (c) 1(d)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用しない。 4 世界貿易機関設立協定附属書一A貿易に関連する投資措置に関する協定の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。 5 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。 第八条 透明性 1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。 2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関し、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。
--	---	--	---

3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条 公衆による意見提出の手続

各締約国は、緊急の場合又は純粹に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十条 腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。

第十一条 投資家の入国、滞在及び居住

一方の締約国は、自国の関係法令に従い、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人、当該他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役の入国、滞在及び居住を許可する。

第十二条 収用及び補償

1 いずれの一方の締約国も、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置(以下「収用」という。)を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。

(a) 公共の目的のためのものであること。

(b) 差別的なものでないこと。
(c) 2から5までの規定に従つて行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。
(d) 正当な法の手続に従つて実施するものであること。

2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるとする。

4 支払が自由利用可能通貨によつて行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。

5 締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によつて支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払ひの日における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。

(a) 収用の日における公正な市場価格であつて、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの
(b) 収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、(a)の自由利用可能通貨についての

商業的に妥当な金利に基づくもの

6 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、適用しない。

第十三条 損失又は損害に対する補償

1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の領域における緊急事態(例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件)により、自国の領域にある投資財産に関連する損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていづれが有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定の適用を妨げることなく、一方の締約国の投資家が1に規定する事態において他方の締約国の領域において次に掲げる行為によつて損失を被つた場合には、当該他方の締約国は、当該投資家に対し、当該損失について必要に応じて原状回復、補償又はその双方を与える。

(a) 当該他方の締約国の軍隊又は当局による当該投資家の投資財産の全部又は一部の徴発
(b) 当該他方の締約国の軍隊又は当局による当該投資家の投資財産の全部又は一部の破壊であつて当該事態において必要とはされなかつたもの
3 1及び2に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払について

は、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由に交換することができるとする。

4 いずれの締約国も、第十六条2の規定に従つてとる措置を理由として、1及び2の規定に基づく義務を免除されない。

第十四条 代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の領域にある当該投資家の投資財産に関する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認する。当該他方の締約国は、前段に規定する支払が行われた場合には、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十五条 資金の移転

1 一方の締約国は、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。

(a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金

1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が (f) 租税及び課徴金の支払の履行の確保 第十六条 一般的例外及び安全保障のため の例外 (e) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保 (d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存 (c) 刑事犯罪 (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引 (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。 2 各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。 (g) 紛争の結果として生ずる支払 (f) 第十二条及び第十三条の規定に従って行われる支払 (e) 当該一方の締約国の領域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬 (d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入 (c) 契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの(融資の返済を含む。) (b) 投資財産から生ずる収益(利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。) (a) 本利得、配当、使用料及び手数料を含む。	次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の領域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。 (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置 (b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もつとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちの一つに反し、社会の基本的な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。 (c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。 (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理 (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護 (iii) 安全 (d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置 2 第十三条4の規定に従つて条件として、この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。 (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。 (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置	(ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置 (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置 3 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。 4 締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。 第十七条 一時的なセーフガード措置 1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転第十五条に規定する資金の移転を含む。について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。 (a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合 (b) 資本の移動が経済全般の運営、特に金融政策及び為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある例外的な場合 2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。 (a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。 (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。 (c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。	(d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。 (e) 他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。 (f) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。 3 一方の締約国は、1の規定に基づく措置を採用した場合において、他方の締約国の要請があつたときは、自国が採用した制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。 第十八条 信用秩序の維持のための措置 1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。 2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。 第十九条 知的財産権 1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。
--	---	--	---

2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が当事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十条 租税に係る課税措置

1 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。

2 第三条及び第四条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。

第二十一条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準

一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の領域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として当該措置又は当該基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十二条 利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配され

ており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の領域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

3 この条の規定の適用上、

(a) 企業が投資家によつて「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によつて「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第三章 紛争解決

第二十三条 両締約国間の紛争の解決

1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに

対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の方法によつて構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民であつてもならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。

3 2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかった場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。

4 仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従つて紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十四条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1 申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

2 一方の紛争当事者が、協議及び交渉によつて投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。

(a) 自己のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i) 被申立人が次のいずれかに違反したことを。

(A) 前章の規定に基づく義務

(B) 当該申立人が当事者である投資に関する合意

(ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。

(b) 当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。

(i) 被申立人が次のいずれかに違反したことを。

(A) 前章の規定に基づく義務

(B) 当該企業が当事者である投資に関する合意

(ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被ったこと。

3 申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。 (a) 当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によって付託する請求の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所 (b) 各請求について、違反があったとされる前章の条項又は投資に関する合意の条項その他関連する条項 (c) 各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠 (d) 当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算 4 申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。 (a) ICSID条約による仲裁。ただし、両締約国がICSID条約の当事国である場合に限る。 (b) ICSID追加的制度規則による仲裁。ただし、次のいずれかの場合に限る。 (i) いずれの締約国もICSID条約の当事国でない場合 (ii) いずれか一方の締約国のみがICSID条約の当事国である場合 (c) UNCITRAL仲裁規則による仲裁 (d) 紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁	5 この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。 (a) 申立人による仲裁の請求であつて、ICSID条約第三十六条1に規定するものをICSID事務局長が受領した時 (b) 申立人による仲裁の請求であつて、ICSID追加的制度仲裁規則第二規則に規定するものをICSID事務局長が受領した時 (c) 申立人による仲裁に関する通知であつて、UNCITRAL仲裁規則第三条に規定するものを、UNCITRAL仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時 (d) 4(d)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。 (a) 及び(b)に規定する仲裁の請求並びに(c)及び(d)に規定する仲裁に関する通知は、以下この条において「仲裁の通知」という。 6 各締約国は、この協定の規定に従つてこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。2(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定に従つて請求が付託される場合において、投資に関する合意が紛争解決の場を指定する規定を定めるときは、当該規定は、当該投資に関する合意の違反を主張する請求について前段に規定する同意の取消し又は排除と解してはならない。 7 6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定に	よつて申し立てられる違反が発生したこと及び2(a)の規定によつて付託する請求の場合には申立人、2(b)の規定によつて付託する請求の場合には2(b)に規定する企業が損失又は損害を被つたことを知つた又は知るべきであつた最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。 8 この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。 (a) 2(a)の規定によつて付託する請求については、次の条件を満たす場合 (i) 申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。 (ii) 申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(a)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。 (b) 2(b)の規定によつて付託する請求については、次の条件を満たす場合 (i) 申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。 (ii) 申立人及び2(b)に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2(b)(i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。 9 8(a)(ii)又は(b)(ii)の規定に従つて行われる放棄	は、仲裁廷が3、4、7若しくは8に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。 10 8(a)(ii)及び(b)(ii)の規定にかかわらず、申立人又は2(b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限り。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。 11(a) 仲裁廷は、2(a)(i)(A)又は(b)(i)(A)の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案について決定する。 (b) 仲裁廷は、2(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定により請求が付託される場合には、次のものを適用する。 (i) 関連する投資に関する合意に規定する法規その他紛争当事者が合意する法規 (ii) 法規が規定されていない場合その他紛争当事者により合意されていない場合には、被申立人の法令（法の抵触に関する規則を含む。） 12 被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。 (a) 仲裁の通知（仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。） (b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し 13 非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。
--	---	--	---

14 被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。	15 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。 (a) 被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務又は2(a)(i)(B)若しくは(b)(i)(B)に規定する投資に関する合意に基づく義務に違反したかどうか。 (b) 違反があった場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方 (i) 損害賠償及び適当な利子 (ii) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。	仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従って裁定を下すことができる。	16 15の規定に従うことを条件として、2(b)の規定によって付託する請求の場合には、 (a) 損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。 (b) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が2(b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。 (c) 裁定においては、自然人又は企業が救済につき関係法令に基づいて有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないこと	
17 被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書(裁定を含む。)を時宜を失することなく公に入手可能なものとすることができる。 (a) 業務上の秘密の情報 (b) いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報 (c) 関連する仲裁規則に従って不開示としなければならない情報	18 紛争当事者は、関係する仲裁規則による仲裁の法律上の場所について合意することができ、紛争当事者が合意に達しない場合には、仲裁廷は、関係する仲裁規則に従って当該場所(「ニューヨーク条約の当事国の領域内に限る。」)を決定する。	19 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法(ICS ID条約及びニューヨーク条約を含む。)に従って執行される。	第二十五条 紛争解決の適用除外 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。その改正を含む。)に基づく日本国の決定であつて、同法に基づく事前届出を要する投資に関するもの(投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止の命令を含む。)は、この章の紛争解決の規定の対象とならない。 第二十六条 文書の送達 1 この章の規定による仲裁に関する通知その他	
の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。 (a) 日本国については、外務省国際法局 (b) ザンビア共和国については、外務国際協力省	2 一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。 3 各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。 第三章 合同委員会 第二十七条 合同委員会	1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。 (b) この協定の範囲内の投資に関連する事項であつて投資環境の整備に関係するものについて情報を交換し、及び討議すること。 (c) 投資に関連するその他の事項であつてこの協定に関係するものについて討議すること。 2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。 3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国政府以外の関係団体の代表者であつて、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。 4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。	5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。 6 委員会は、いずれかの締約国の要請があつた場合には、会合する。 第四章 最終規定 第二十八条 見出し この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。 第二十九条 協定の適用範囲 1 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であつて、この協定の効力発生の前に他方の締約国の領域において当該他方の締約国の法令に従つて取得されたものについても適用する。 2 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。 3 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。 第三十条 見直し 両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、両締約国間の投資を更に促進し、及び漸進的に自由化することを目的として、この協定の見直しを行う。 第三十一条 効力発生 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。	

第三十二条 有効期間及び終了

1 この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

第三十三条 改正

この協定は、両締約国の書面による合意により改正することができる。改正は、第三十一条に規定するところにより効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年二月六日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

竹内一之

ザンビア共和国のために

チボカ・ムレンガ

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨
平成二十九年六月に我が国とザンビアとの間

で投資協定の交渉を開始することについて一致したことを受け、同年十二月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、令和七年二月六日に東京において、本協定の署名が行われた。

本協定は、我が国とザンビアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本協定の適用上、「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、「投資活動」とは、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。

2 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えるとともに、投資の許可に関連する一定の事項に関し、最恵国待遇を与えること。

3 一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること。

4 いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと。

5 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、自国の領域にある他方の締約国の投資家

の投資財産の収用、国有化等を実施してはならず、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。

6 一方の締約国は、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること。

7 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争について、一方の紛争当事者が、協議等によつて解決されないと認める場合には、当該投資家は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかの仲裁に付託することができること。

なお、本協定は、両締約国が相互に行う本協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とザンビアとの間の投資環境の整備を促すとともに、両国間の経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

る。
右報告する。

令和八年四月二十二日

外務委員長 國場幸之助
衆議院議長 森 英介殿

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国とタジキスタン共和国との間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、令和七年十二月十九日に東京で、投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定 日本国及びタジキスタン共和国(以下「両締約国」という。) 両締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、 一方の締約国の投資家による他方の締約国の区域における投資を拡大するための安定した、衡平な、良好な及び透明性のある条件を更に作り出すことを意図し、 両締約国において投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、 一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、 両締約国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識して、 次のとおり協定した。	第一章 投資 第一条 定義 この協定の適用上、 (a) 「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、次のものを含む。 (i) 企業及び企業の支店 (ii) 株式、出資その他の形態の企業の持分 (iii) 債券、社債、貸付金その他の債務証券 (iv) 先物、オプションその他の派生商品 (v) 契約(完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。)に基づく権利	(vi) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権 (vii) 知的財産権(著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。) (viii) 法令又は契約によって与えられる権利(例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。) (ix) 他の全ての資産(有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。)及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権 投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。 (b) 「投資に関する合意」とは、一方の締約国の中央又は地方の政府又は当局と他方の締約国の投資家又はその投資財産であつて当該一方の締約国の区域にある企業であるものとの間の書面合意であり、当該投資家又は当該投資財産が当該一方の締約国における投資財産の設立又は取得に当たり依拠するものをいう。 注釈 「書面合意」とは、両当事者によつて作成される書面による合意であつて、当該両当事者の間に権利及び義務を創設し、かつ、第二十四条11(b)の規定に基づき準拠法により当該両当事者に対して拘束力を有するもの(単一の文書	によるものであるか、複数の文書によるものであるかを問わない。)をいう。 この場合において、 (i) 行政当局若しくは司法当局の一方的な行為(例えば、締約国がその規制権限のみに基づいて与える許可、免許又は承認)又は政令、命令若しくは判決のみをもつて、書面合意であるとはされない。 (ii) 行政上又は司法上の同意判決又は同意命令は、書面合意であるとはされない。 (c) 「締約国の投資家」とは、次の者であつて、他方の締約国の区域において投資を行おうとし、行つており、又は既に行つたものをいう。 (i) 一方の締約国の法令によりその国籍を有する自然人 (ii) 一方の締約国の企業 (d) 「企業」とは、営利目的であるかどうかを問わず、また、民間又は政府のいづれが所有し、又は支配しているかを問わず、関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体(社団、信託、組合、個人企業、合併企業、団体、組織及び会社を含む。)をいう。 (e) 「締約国の企業」とは、締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される企業をいう。 (f) 「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。 (g) 「区域」とは、それぞれの締約国について、	当該締約国の領域並びに当該締約国が国際法に従い主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。 (h) 「現行の」とは、この協定の効力発生の日において効力を有することをいう。 (i) 「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。 (j) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。 (k) 「貿易関連連的的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。 (l) 「申立人」とは、一方の締約国の投資家であつて、他方の締約国との間の投資紛争の当事者であるものをいう。 (m) 「被申立人」とは、投資紛争の当事者である締約国をいう。 (n) 「二方の紛争当事者」とは、申立人又は被申立人をいう。 (o) 「紛争当事者」とは、申立人及び被申立人をいう。 (p) 「非紛争締約国」とは、投資紛争の当事者でない締約国をいう。 (q) 「ICSID」とは、投資紛争解決国際センターをいう。 (r) 「ICSID条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。 (s) 「ニューヨーク条約」とは、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約をいう。
---	--	--	---	--

(t) 「UNCITRAL仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。 第二条 内国民待遇 1 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 2 1の規定は、一方の締約国が、自国の区域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該他方の締約国の投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。 第三条 最恵国待遇 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 注釈 この条に規定する待遇には、国際協定に規定する国際的な紛争解決のための手続又は制度を含まない。 第四条 一般の待遇 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇(公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。)を与える。 第五条 裁判所の裁判を受ける権利 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の権利の行使及び擁護のため全ての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機															
関に対して申立てをする権利に関し、当該他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。 第六条 特定措置の履行要求の禁止 1 いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、次の事項の要求を課し、又は強制することができず、また、当該事項を約束し、又は履行することを強制することができない。 (a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。 (b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。 (c) 自国の区域において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品若しくはサービスを購入すること。 (d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。 (e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。 (f) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。 (g) 特定の国籍を有する自然人を役員、理事又は取締役に任命すること。 (h) 当該投資家と自国の区域内の自然人又は企															
業との間で任意に締結されるライセンス契約(既に締結されたものかどうかを問わない。)について次の事項を採用すること。ただし、当該一方の締約国が政府の権限の行使として、次の事項の要求を課し、又は次の事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合に限る。 (i) 当該ライセンス契約の下での使用料に係る一定の率又は額 (ii) 当該ライセンス契約の有効期間に係る一定の期間 注釈 この(h)に規定する「ライセンス契約」とは、技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識の移転に関するライセンス契約をいう。 (i) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は企業に移転すること。 (j) 自国の区域に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。 (k) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。 (l) 自国の区域において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。 (m) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。 2 いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、次の事項を要求し、これに従うことを求めることができない。															
(a) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。 (b) 自国の区域において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは企業から物品を購入すること。 (c) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。 (d) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。 (e) 輸出又は輸出のための販売を制限すること。 3 (a) 2のいかなる規定も、一方の締約国が、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、利益の享受又はその継続のための条件として、自国の区域において、生産拠点を設け、サービスを提供し、労働者を訓練し、若しくは雇用し、特定の施設を建設し、若しくは拡張し、又は研究開発を行うことを要求し、これに従うことを求めることを妨げるものと解してはならない。 (b) 1(h)及び(i)の規定は、競争法についての申し立てられた違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局が1(h)若しくは(i)に規定する事項の要求を課し、又は当該事項を約束し、若しくは履行することを強制する場合には、適用しない。															

令和八年四月二十三日 衆議院会議録第十五号

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(c) 1 (i)の規定は、貿易関連知的所有権協定に反しない態様で行われる知的財産権の移転に関する要求である場合には、適用しない。 (d) 2 (a)及び(b)の規定は、輸入締約国が物品の内容に関して課する要件であつて、特恵的な関税又は特恵的な割当ての適用を受けるために必要なものについては、適用しない。 4 1及び2の規定は、これらの規定に定める要求以外のいかなる要求についても、適用しない。	表の対象となる措置をこの協定の効力発生の日の後に採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。 4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日の後に、附属書Ⅰの自国の表に記載する現行の適用しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に(例外的な状況においてはその後でできる限り速やかに)、次のことを行う。 (a) 当該改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の詳細な情報を他方の締約国に通報すること。 (b) 他方の締約国の要請があつた場合には、相互の満足を確認することを目的として当該他方の締約国と誠実に協議を行うこと。 5 各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの自国の表に掲げる適用しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。 6 第二条及び第三条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条の規定に基づく義務の例外又は特別の取扱(貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定するもの)の対象となるいかなる措置についても、適用しない。 7 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。	第八条 透明性 1 各締約国は、自国の法令、行政上の手続、一般に適用される行政上及び司法上の決定並びに国際協定であつて、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に入手可能なものとする。 2 一方の締約国は、他方の締約国の要請があつた場合には、1に規定する事項に関し、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に対して情報を提供する。 3 1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなり、又はプライバシー若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。 第九条 公衆による意見提出の手続 各締約国は、緊急の場合又は純粋に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。 第十条 腐敗行為の防止に関する措置 各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために、措置をとり、及び努力を払うことを確保する。 第十一条 投資家の入国、滞在及び居住 一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを希望する他方の締約国の国籍を有する自然人、当該他方の締約国の企業が雇用する従業員並びに当該	他方の締約国の企業の役員、理事及び取締役の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の法令に従い、好意的な考慮を払う。 第十二条 収用及び補償 1 いずれの一方の締約国も、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置(以下「収用」という。)を実施してはならない。ただし、次の全ての要件を満たす場合は、この限りでない。 (a) 公共の目的のためのものであること。 (b) 差別的なものでないこと。 (c) 2から5までの規定に従つて行われる迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであること。 (d) 正当な法的手続に従つて実施するものであること。 2 補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならぬ。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。 3 補償については、遅滞なく支払うものとし、収用の日から支払の日までに発生した商業的に妥当な金利に基づく利子を含むものとし、実際に換価すること及び自由に移転することができるものとする。 4 支払が自由利用可能通貨によつて行われる場合には、支払われる補償には、収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、当該自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくものを含める。
3 いずれの一方の締約国も、附属書Ⅱの自国の 2 第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が附属書Ⅱの自国の表に記載する分野、小分野又は活動に関して採用し、又は維持する措置については、適用しない。 1 第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。 (a) 次の機関により維持されるこれらの規定に適用しない現行の措置であつて、附属書Ⅰの各締約国の表に記載するもの (i) 締約国の中央政府 (ii) 日本国の都道府県又はタジキスタン共和国の地域 (b) (a)(ii)に規定する都道府県又は地域以外の地方府により維持されるこれらの規定に適用しない現行の措置 (c) (a)及び(b)に規定する適用しない措置の継続又は即時の更新 (d) (a)及び(b)に規定する適用しない措置の改正又は修正(当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。)			

5 締約国が自由利用可能通貨以外の通貨によって支払うことを選択する場合には、支払われる補償は、(a)に規定する市場価格に(b)に規定する利子を加えた額を支払の日の市場における為替相場により当該自由利用可能通貨以外の通貨に換算した額を下回らないものとする。 (a) 収用の日における公正な市場価格であつて、その日の市場における為替相場により自由利用可能通貨に換算したもの (b) 収用の日から支払の日までに発生した利子であつて、(a)の自由利用可能通貨についての商業的に妥当な金利に基づくもの	3 いずれの締約国も、第十六条2の規定に従つてとる措置を理由として、1の規定に基づく義務を免除されない。 第十四条 代位 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域にある当該投資家の投資財産に関連する損害の填補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となつた当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への移転を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の移転に基づき当該一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及び当該支払に係る資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。	(d) 投資財産の全部又は一部の売却又は清算によつて得られる収入 (e) 当該一方の締約国の区域にある投資財産に関連する活動に従事する当該一方の締約国外から赴任した者が得る収入その他の報酬 (f) 第十二条及び第十三条の規定に従つて行われる支払 (g) 紛争の結果として生ずる支払 各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。	なる態様で適用しないことを条件とする。 (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置 (b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もっとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。 (c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。 (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理 (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護 (iii) 安全 (d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置
6 この条の規定は、貿易関連知的所有権協定に基づく知的財産権に関する強制実施許諾の付与又は知的財産権の取消し、制限若しくは創設については、当該付与又は当該取消し、制限若しくは創設が貿易関連知的所有権協定に適合する限りにおいて、適用しない。 第十三条 争乱からの保護 1 一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域における緊急事態(例えば、革命、暴動、国内争乱その他これらに類する事件)により、自国の区域にある投資財産に関連する損失又は損害を被つた他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとつていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。	1 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものの移転を含める。 (a) 当初の資金及び投資財産を維持し、又は増大させるための追加的な資金 (b) 利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他の投資財産から生ずる収益 (c) 契約に基づいて行われる支払であつて、投資財産に関連するもの(融資の返済を含む。)	2 各締約国は、更に、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により当該資金の移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法令を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。 (a) 破産、支払不能又は債権者の権利の保護 (b) 証券、先物、オプション又は派生商品の発行、交換又は取引 (c) 刑事犯罪 (d) 法執行当局又は金融規制当局を支援するために必要である場合には、通貨その他の支払手段の移転に関する報告又は記録の保存 (e) 裁決手続における命令又は判決の履行の確保	2 第十三条3の規定に従つてとる措置 この協定のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。 (a) 自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置。この措置には、次の措置を含む。 (i) 戦時、武力紛争の時その他の自国又は国際関係における緊急時にとる措置 (ii) 兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置 (b) 国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従つてとる措置
2 1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、当該支払については、実際に換価すること、自由に移転すること及び市場における為替相場により自由利用可能通貨に自由	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書	1 この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の区域における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となることと	なる態様で適用しないことを条件とする。 (a) 人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置 (b) 公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もっとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。 (c) この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。 (i) 欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理 (ii) 個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護 (iii) 安全 (d) 美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

3 この協定のいかなる規定も、締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が決定する情報の提供又は当該情報へのアクセスを要求するものと解してはならない。	(e) 他方の締約国に対して速やかに通報されるものであること。 (f) 他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。	事国であるものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。 3 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて自国が当事国であるものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えてい	ときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができない。 (a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合 (b) 当該第三国に関する措置であつて、当該他方の締約国の企業との取引を禁止するもの又は当該他方の締約国の企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合
4 締約国は、2の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合であつても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。	3 一方の締約国は、1の規定に基づく措置を採用した場合において、他方の締約国の要請があつたときは、自国が採用した制限の見直しのため、当該他方の締約国と協議を開始する。	1 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税条約が優先する。 2 第二条及び第三条の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない。	2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国又は自国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、当該他方の締約国の企業が当該他方の締約国の区域において実質的な事業活動を行っていないときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。
1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転(第十五条に規定する資金の移転を含む。)について制限的な措置を採用し、又は維持することができ 第十七条 一時的なセーフガード措置	1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置(投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融システムの健全性及び安定性を確保するための措置を含む。)をとることを妨げられない。 2 締約国は、1の規定に基づいてとる措置がこの協定に適合しない場合には、当該措置をこの協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。	第二十一条 健康、安全及び環境に関する措置並びに労働基準 一方の締約国は、健康、安全若しくは環境に関する自国の措置の緩和又は自国の労働基準の引下げを通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域における他方の締約国及び第三国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として当該措置又は当該基準の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。	1 一方の締約国は、他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当する 第二章 紛争解決 第二十三条 両締約国間の紛争の解決 1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに
2 1に規定する制限的な措置は、次の全ての要件を満たすものとする。 (a) 他方の締約国に対し、第三国よりも不利でない待遇を与えるよう適用されるものであること。 (b) 国際通貨基金協定に適合するものであること。 (c) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。 (d) 一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。	1 両締約国は、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、速やかに協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の法令に従い、適当な措置をとる。 2 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であつて両締約国が当	1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であつて当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によつて所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当する 第二章 紛争解決 第二十三条 両締約国間の紛争の解決 1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに	1 一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに

対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。	2 この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であつて、外交交渉によつても満足な調整に至らなかつたものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、紛争ごとに次の方法によつて構成する。各締約国は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であつてはならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。	3 2に定める必要な任命が2に規定する期間内に行われなかつた場合には、いずれの締約国も、別段の合意がある場合を除くほか、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長に対し当該任命を行うよう要請することができる。	4 仲裁委員会は、両締約国との協議の後、自己の手続規則を定める。仲裁委員会は、この協定並びに対象となる事項に適用可能な国際法の規則及び原則に従つて紛争について決定を行う。仲裁委員会は、合理的な期間内に投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。	5 各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。
用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。 第二十四条 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決	1 申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。 2 一方の紛争当事者が、協議及び交渉によつて投資紛争が解決されないと認める場合には、申立人は、次のことを行うことができる。 (a) 自己のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。 (i) 被申立人が次のいずれかに違反したと。	(A) 前章の規定に基づく義務 (B) 当該申立人が当事者である投資に関する合意 (ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被つたこと。 (b) 当該申立人が直接又は間接に所有し、又は支配している法人である被申立人の企業のために、次の事項から成る請求をこの条の規定による仲裁に付託すること。 (i) 被申立人が次のいずれかに違反したと。 (A) 前章の規定に基づく義務 (B) 当該企業が当事者である投資に関する合意 (ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被つたこと。	(i) 被申立人が次のいずれかに違反したと。 (A) 前章の規定に基づく義務 (B) 当該企業が当事者である投資に関する合意 (ii) (i)に規定する違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被つたこと。	(i) 被申立人が次
違反から生ずる損失又は損害を当該企業が被つたこと。 3 申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。	(a) 当該申立人の氏名又は名称及び住所並びに2(b)の規定によつて付託する請求の場合には2(b)に規定する企業の名称、住所及び設立場所 (b) 各請求について、違反があつたとされる前章の条項又は投資に関する合意の条項その他関連する条項 (c) 各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠 (d) 当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算	4 申立人は、請求を生じさせる事態の発生から六箇月が経過したことを条件として、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。 (a) ICSID条約による仲裁。ただし、両締約国がICSID条約の当事国である場合に限り。 (b) UNCITRAL仲裁規則による仲裁 (c) 紛争当事者が合意する場合に、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁	5 この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。 (a) 申立人による仲裁の請求であつて、ICSID条約第三十六条1に規定するものをICSID事務局長が受領した時	(a) 申立人による仲裁の請求であつて、ICSID事務局長が受領した時
ID条約第三十六条1に規定するものをICSID事務局長が受領した時 (b) 申立人による仲裁に関する通知であつて、UNCITRAL仲裁規則第三条に規定するものを、UNCITRAL仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時 (c) 4(c)の規定により他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、申立人による当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。	(a)に規定する仲裁の請求並びに(b)及び(c)に規定する仲裁に関する通知は、以下「仲裁の通知」という。 6 各締約国は、この協定の規定に従つてこの条の規定による仲裁に請求を付託することに同意する。2(a)(i)(B)又は(b)(i)(B)の規定に従つて請求が付託される場合において、投資に関する合意が紛争解決の場を指定する規定を定めるときは、当該規定は、当該投資に関する合意の違反を主張する請求について前段に規定する同意の取消し又は排除と解してはならない。	7 6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が2の規定によつて申し立てられる違反が発生したと及び2(a)の規定によつて付託する請求の場合には申立人、2(b)の規定によつて付託する請求の場合には2(b)に規定する企業が損失又は損害を被つたことを知つた又は知るべきであつた最初の日から三年が経過した場合に、行うことができる。	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

8 この条の規定による仲裁への請求の付託は、次のいずれかの場合に該当するときを除くほか、行うことができない。 (a) 2 (a)の規定によつて付託する請求については、次の条件を満たす場合 (i) 申立人が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。 (ii) 申立人が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2 (a) (i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。 (b) 2 (b)の規定によつて付託する請求については、次の条件を満たす場合 (i) 申立人及び2 (b)に規定する企業の双方が、この条に定める手続による仲裁に書面により同意すること。 (ii) 申立人及び2 (b)に規定する企業の双方が、いずれかの締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、2 (b) (i)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。	暫定的な差止めによる救済(損害賠償の支払を伴わないものに限る。)の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。 11 (a) 仲裁廷は、2 (a) (i) (A)又は(b) (i) (A)の規定により請求が付託される場合には、この協定及び関係する国際法の規則に従つて、係争中の事案について決定する。 (b) 仲裁廷は、2 (a) (i) (B)又は(b) (i) (B)の規定により請求が付託される場合には、次のものを適用する。 (i) 関連する投資に関する合意に規定する法規その他紛争当事者が合意する法規 (ii) 法規が規定されていない場合その他紛争当事者により合意されていない場合には、被申立人の法令(法の抵触に関する規則を含む。)	15 仲裁廷は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。 (a) 被申立人が、申立人及びその投資財産に関し、前章の規定に基づく義務又は2 (a) (i)若しくは(b) (i) (B)に規定する投資に関する合意に基づく義務に違反したかどうか。 (b) 違反があつた場合には、次の救済措置のいずれか一方又は双方 (i) 損害賠償及び適当な利子 (ii) 原状回復。この場合の裁定においては、被申立人が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。 仲裁廷は、仲裁に係る費用及び代理人の報酬についても、適用される仲裁規則に従つて裁定を下すことができる。	(a) 業務上の秘密の情報 (b) いずれかの締約国の法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報 (c) 関連する仲裁規則に従つて不開示としなければならない情報 18 仲裁地は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国の国内とする。 19 仲裁廷の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法(ICS ID条約及びニューヨーク条約を含む。)に従つて執行される。 第二十五条 紛争解決の適用除外 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。その改正を含む。)に基づく日本国の決定であつて、同法に基づく事前届出を要する投資に関するもの(投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止の命令を含む。)は、この章の紛争解決の規定の対象とならない。 第二十六条 文書の送達 1 この章の規定による仲裁に関する通知その他の文書は、次の送達先への交付により締約国に送達する。 (a) 日本国については、外務省国際法局 (b) タジキスタン共和国については、外務省法務局 2 一方の締約国は、1に規定する当局の名称の変更を速やかに公に入手可能なものとし、他方の締約国に通報する。
9 8 (a) (ii)又は(b) (ii)の規定に従つて行われる放棄は、仲裁廷が3、4、7若しくは8に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、その効力を失う。 10 8 (a) (i)及び(b) (i)の規定にかかわらず、申立人又は2 (b)に規定する企業は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、	12 被申立人は、非紛争締約国に次のものを送付する。 (a) 仲裁の通知(仲裁の請求が付託された日の後三十日以内に送付する。) (b) 仲裁において提出された全ての主張書面の写し 13 非紛争締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った上で、この協定の解釈に関する問題につき仲裁廷に対して意見を提出することができる。 14 被申立人は、この条の規定による仲裁において、抗弁、反対請求若しくは相殺として、又はその他の目的のために、申立人が申し立てられた損害の全部又は一部に対する填補その他の補償を保険契約又は保証契約に基づいて既に受領したこと又は将来受領することを主張してはならない。	16 15の規定に従うことを条件として、2 (b)の規定によつて付託する請求の場合には、 (a) 損害賠償及び適当な利子の支払を命ずる裁定においては、支払が2 (b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。 (b) 原状回復を命ずる裁定においては、原状回復が2 (b)に規定する企業に対して行われることを定めるものとする。 (c) 裁定においては、自然人又は企業が救済につき関係法令に基づいて有するいかなる権利にも当該裁定が影響を及ぼすものではないことを定めるものとする。 17 被申立人は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁廷に提出され、又は当該仲裁廷が発する全ての文書(裁定を含む。)を時宜を失することなく公に入手可能なものとする。ことができる。	

3 各締約国は、1及び2に規定する自国の当局の住所を公に入手可能なものとする。 第三章 合同委員会 第二十七条 合同委員会	1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次のことを任務とする合同委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。 (b) 第七条1の規定に従って維持され、改正され、又は修正された適合しない措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。 (c) 第七条2の規定に従って採用され、又は維持された適合しない措置について、両締約国の投資家にとって良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。 (d) この協定の範囲内の投資に関連する事項であって投資環境の整備に関係するものについて情報交換し、及び討議すること。 (e) 投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。	2 委員会は、必要に応じ、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するため、コンセンサス方式による決定により、両締約国に対して適当な勧告を行うことができる。 3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、両締約国の政府以外の関係団体の代表者であって、討議する問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請すること及び民間部門との共同会合を開催することができる。	4 委員会は、任務を遂行するため自己の手続規則を定める。 5 委員会は、小委員会を設置し、当該小委員会に対して特定の作業を委任することができる。 6 委員会は、いずれかの締約国の要請があった場合には、会合する。 第四章 最終規定 第二十八条 見出し この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。 第二十九条 最終規定 1 両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了を外交上の経路を通じて相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。 2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。 3 この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域において当該他方の締約国の法令に従って取得されたものについても適用する。 4 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の	終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。 5 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求については、適用しない。 6 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。 二千二十五年十二月十九日に東京で、英語により本書二通を作成した。 日本国のために 茂木敏充 タジキスタン共和国のために ラヒムゾダ・スルトン 附属書Ⅰ 第七条1(a)に規定する現行の適合しない措置	1 締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない当該締約国の現行の措置について、第七条1(a)の規定に従って記載するものである。 (a) 第二条(内国民待遇) (b) 第三条(最恵国待遇) (c) 第六条(特定措置の履行要求の禁止) 注釈 日本国の表の留保事項には、第十六条の規定に基づいて同国がとる措置を含むことがある。	2 表の留保事項には、次の事項を記載する。 (a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。 (b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。 (c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動を、国内産業分類又は国際産業分類に従って、透明性の観点からのみ示す。 (d) 関連する義務。「関連する義務」には、1に規定する義務であって、第七条1(a)の規定に従って、掲げられた措置について適用しないものを特定する。 (e) 措置。「措置」には、留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置をいい、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。 (f) 概要。「概要」には、適合しない措置を記載し、又は留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。 3 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付されるこの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」の事項は、他の全ての事項に優先する。 4 この附属書の適用上、「J S I C」とは、日本国総務省が作成し、二千二十三年七月二十七日に改定した日本標準産業分類をいう。	令和八年四月二十三日 衆議院会議録第十五号 報告書
--	---	---	--	---	---	--	----------------------------------

日本国の表			
一	分野 小分野 産業分類	航空宇宙産業 航空機製造修理業 J S I C 一六 化学工業 J S I C 一八 プラスチック製品製造業(別掲を除く。) J S I C 一九 ゴム製品製造業 J S I C 二一 窯業・土石製品製造業 J S I C 二三 非鉄金属製造業 J S I C 二四 金属製品製造業 J S I C 二五 汎用機械器具製造業 J S I C 二七 業務用機械器具製造業 J S I C 二八 電子部品・デバイス・電子回路製造業 J S I C 二九 電気機械器具製造業 J S I C 三〇 情報通信機械器具製造業 J S I C 三一 輸送用機械器具製造業 J S I C 三九 情報サービス業 J S I C 九〇 機械等修理業(別掲を除く。) 注 J S I C 一六、一八、一九、二一、二三から二五まで、二七から三一まで、三九又は九〇に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、航空宇宙産業に関連するものに限られる。	二
二	分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要 措置 関連する義務	関連する義務
金融業 銀行業 J S I C 六二二 銀行(中央銀行を除く。) J S I C 六三一 中小企業等金融業 内国民待遇(第二条)	航空機製造修理業 J S I C 一六 化学工業 J S I C 一八 プラスチック製品製造業(別掲を除く。) J S I C 一九 ゴム製品製造業 J S I C 二一 窯業・土石製品製造業 J S I C 二三 非鉄金属製造業 J S I C 二四 金属製品製造業 J S I C 二五 汎用機械器具製造業 J S I C 二七 業務用機械器具製造業 J S I C 二八 電子部品・デバイス・電子回路製造業 J S I C 二九 電気機械器具製造業 J S I C 三〇 情報通信機械器具製造業 J S I C 三一 輸送用機械器具製造業 J S I C 三九 情報サービス業 J S I C 九〇 機械等修理業(別掲を除く。) 注 J S I C 一六、一八、一九、二一、二三から二五まで、二七から三一まで、三九又は九〇に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、航空宇宙産業に関連するものに限られる。	特定措置の履行要求の禁止(第六条) 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第三十条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第五 条 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)第二条から第五 条まで 1 居住者と非居住者との間の航空機産業に関する技術導入契約は、 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件に従う。 2 航空機を製造し、又は航空機の修理サービスを提供しようとする 企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関連する 工場を設立しなければならない。	航空機製造修理業 J S I C 一六 化学工業 J S I C 一八 プラスチック製品製造業(別掲を除く。) J S I C 一九 ゴム製品製造業 J S I C 二一 窯業・土石製品製造業 J S I C 二三 非鉄金属製造業 J S I C 二四 金属製品製造業 J S I C 二五 汎用機械器具製造業 J S I C 二七 業務用機械器具製造業 J S I C 二八 電子部品・デバイス・電子回路製造業 J S I C 二九 電気機械器具製造業 J S I C 三〇 情報通信機械器具製造業 J S I C 三一 輸送用機械器具製造業 J S I C 三九 情報サービス業 J S I C 九〇 機械等修理業(別掲を除く。) 注 J S I C 一六、一八、一九、二一、二三から二五まで、二七から三一まで、三九又は九〇に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、航空宇宙産業に関連するものに限られる。
三	分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要 措置 関連する義務	四
情報通信業 電気通信業 J S I C 三七〇〇 主として管理事務を行う本社等 J S I C 三七一一 地域電気通信業(有線放送電話業を除く。) J S I C 三七三二 電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇(第二条)	特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号) 第六条及び第十号 1 N T T株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は 間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるとき は、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはな らない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国政府又はその代表者 (c) 外国の法人又は団体 2 日本国の国籍を有しない自然人は、N T T株式会社、N T T東日 本株式会社及びN T T西日本株式会社の代表取締役(就任してはな らない。 3 日本国の国籍を有しない自然人は、N T T株式会社、N T T東日 本株式会社及びN T T西日本株式会社の取締役又は監査役の三分の 一以上を占めてはならない。	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立さ れた会社であつてその代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の 二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条 日本国の船舶は、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立さ れた会社であつてその代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の 二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

	五	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	鉱業 J S I C 〇五　　鉱業、採石業、砂利採取業 内国民待遇(第二条) 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二章及び第三章 日本国の国民又は日本国の法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。
	六	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇　主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一一　航空運送業 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章 1　日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体ににより代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体のうち少なくとも一人が(a)から(c)までに掲げる法人であること。この場合、(c)中の「議決権」は、当該法人の総会において行使される権利のうち、当該法人の業務執行に関し、その決定に重要な影響を及ぼすものと認められるものをいう。 2　航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当する場合、(d)中の「議決権」は、当該法人の総会において行使される権利のうち、当該法人の業務執行に関し、その決定に重要な影響を及ぼすものと認められることを要する。 3　外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
	七	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	運輸業 航空運輸業 J S I C 四六〇〇　主として管理事務を行う本社等 J S I C 四六一一　航空機使用業（航空運送業を除く。） 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七章及び第八章 1　航空機使用事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体ににより代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体内に構成員となる法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体のうち少なくとも一人が(a)から(c)までに掲げる法人であること。この場合、(c)中の「議決権」は、当該法人の総会において行使される権利のうち、当該法人の業務執行に関し、その決定に重要な影響を及ぼすものと認められることを要する。 2　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。
	八	分野 小分野 産業分類 関連する義務 措置 概要	運輸業 航空機登録原簿への航空機の登録 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二章 1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの

九	分野 小分野 産業分類 関連する義務 運輸業 貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。) J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業(集配利用運送業を除く。) 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号) 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。	十	分野 小分野 産業分類 関連する義務 運輸業 貨物利用運送事業(航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。) J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業(集配利用運送業を除く。) 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号) 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人	一	タジキスタン共和国の表 分野 小分野 産業分類 関連する義務 全ての分野 特定措置の履行要求の禁止(第六条) タジキスタン共和国移住法(千九百九十九年法律第八百八十一号)第七條及び第九條並びに関連するタジキスタン共和国大統領令 タジキスタン共和国の領域における外国籍を有する被用者の数は、出入国管理のため、タジキスタン共和国大統領及び関連する行政当局によって承認される割当てにより制限することができる。
十一	概要 1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 2 1に掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。	十二	概要 運輸業 水運業 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第三条 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港を行ってはならず、日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。	一	概要

附屬書Ⅱ 第七條２に規定する適合しない措置 １ 締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができるとする特定分野、小分野又は活動について、第七條２の規定に従って記載するものである。 (a) 第二条(内国民待遇) (b) 第三条(最恵国待遇) (c) 第六条(特定措置の履行要求の禁止) 注釈 日本国の表の留保事項には、第十六条の規定に基づいて同国がとる措置を含むことがある。 ２ 表の留保事項には、次の事項を記載する。 (a) 分野。「分野」には、留保事項が対象とする分野を示す。 (b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、留保事項が対象とする個別の小分野を示す。 (c) 産業分類。「産業分類」には、記載する場合には、適合しない措置の対象となる活動を、国内産業分類又は国際産業分類に従って、透		明性の観点からのみ示す。 (d) 関連する義務。「関連する義務」には、１に規定する義務であつて、第七條２の規定に従つて、留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。 (e) 概要。「概要」には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動の範囲又は性質を記載する。 (f) 現行の措置。「現行の措置」には、特定する場合には、留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用のある現行の措置の一覧(全てを網羅するものではないもの)を、透明性の観点から明示する。 ３ 留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。「概要」の事項は、他の全ての事項に優先する。 ４ この附屬書の適用上、 (a) 「J S I C」とは、日本国総務省が作成し、二千二十三年七月二十七日に改定した日本標準産業分類をいう。 (b) 「C P C」とは、暫定的な中央生産物分類(統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年)をいう。	
日本国の表 一 分野 小分野 産業分類 全ての分野 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) タジキスタン共和国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) タジキスタン共和国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。		二 現行の措置 分野 小分野 産業分類 全ての分野 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、日本国における電信サービス、公営競技等に係るサービス、たばこの製造、日本銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	
三 現行の措置 分野 小分野 産業分類 最恵国待遇(第三条) 日本国は、二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であつて、次のいずれかの事項に関係するものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a) 航空 (b) 漁業 (c) 海事(海難救助を含む。)		四 現行の措置 分野 小分野 産業分類 全ての分野 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 補助金については、タジキスタン共和国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。	
五 現行の措置 分野 小分野 産業分類 全ての分野		五 現行の措置 分野 小分野 産業分類 全ての分野	

十	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	エネルギー産業 電気業 ガス業 原子力産業 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、「小分野」の事項に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第三十条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第五条
十一	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	漁業 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業 J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 〇三二 内水面漁業 J S I C 〇四一 海面養殖業 J S I C 〇四二 内水面養殖業 J S I C 八〇九三 遊漁船業 内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、日本国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律(平成八年法律第七十六号)第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条
十二	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	情報通信業 放送業 J S I C 三八〇 管理、補助的経済活動を行う事業所 J S I C 三八一 公共放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八二 民間放送業(有線放送業を除く。) J S I C 三八三 有線放送業 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)第二章 放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第五章及び第八章 土地取引に関する事項
十三	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 日本国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 外国人土地法(大正十四年法律第四十二号)第一条 法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
十四	分野 小分野 産業分類 関連する義務 概要 現行の措置	内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) 日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスへの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公衆のための訓練、保健、保育、公営住宅等の社会事業サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
十五	分野 小分野 産業分類 関連する義務 現行の措置	運輸業 航空運輸業 内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条)

タジキスタン共和国の表			タジキスタン共和国の表		
概要		現行の措置	概要		現行の措置
日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。			日本国は、空港及び空港運営サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保事項の適用上、「空港運営サービス」とは、空港ターミナル、離着陸場その他の空港における基盤の運営サービスを使用料の支払又は契約に基づいて提供することをいう。空港運営サービスには、航空交通サービスを含まない。		
一		タジキスタン共和国の表	一		タジキスタン共和国の表
分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要	現行の措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務	概要	現行の措置
全ての分野	内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) タジキスタン共和国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) 日本国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) 日本国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事、取締役又は被用者の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	全ての分野	全ての分野	内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) タジキスタン共和国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a) 日本国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b) 日本国の投資家又はその投資財産が当該持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c) 後継企業の役員、理事、取締役又は被用者の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。	全ての分野
二	概要	現行の措置	二	概要	現行の措置
分野 小分野 産業分類 関連する義務	内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) タジキスタン共和国は、タジキスタン共和国における電信サービス、賭博サービス、たばこの製造、タジキスタン国立銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	土地取引に関する事項	分野 小分野 産業分類 関連する義務	内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) タジキスタン共和国は、タジキスタン共和国における電信サービス、賭博サービス、たばこの製造、タジキスタン国立銀行券の製造、貨幣の製造及び販売並びに郵便サービスへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	土地取引に関する事項
三	概要	現行の措置	三	概要	現行の措置
分野 小分野 産業分類	土地取引に関する事項		分野 小分野 産業分類	土地取引に関する事項	

四		五	
概要		概要	
内国民待遇(第二条) タジキスタン共和国政府は、外国人又は外国法人によるタジキスタン共和国における土地の取得又は賃貸借を禁止し、又は制限することができる。 タジキスタン共和国土地法(二千四年法律第二十三号)第二十五条 エネルギー産業 電気業		内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) タジキスタン共和国は、電気業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	
現行の措置		現行の措置	
金融業 銀行業		金融業 銀行業	
内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) タジキスタン共和国は、銀行業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。		内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条) タジキスタン共和国は、銀行業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。	

一	
書	
本件の目的及び要旨 平成二十九年五月に我が国とタジキスタンとの間で投資協定の予備協定を早期に開始することについて一致したことを受け、平成三十年三月から両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、令和七年十二月十九日に東京において、本協定の署名が行われた。	
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書 本協定は、我が国とタジキスタンとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。 1 本協定の適用上、「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配している全ての種類の資産をいい、「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。	

- 2 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。
 - 3 一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること。
 - 4 いずれの一方の締約国も、自国の区域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと。
 - 5 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用、国有化等を実施してはならず、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。
 - 6 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること。
 - 7 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争について、一方の紛争当事者が、協議等によって解決されないと認める場合には、当該投資家は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかの仲裁に付託することができること。
- なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、

令和八年四月二十三日 衆議院会議録第十五号

内国民待遇、最恵国待遇及び特定措置の履行要求の禁止に関する規定により課される義務に適合しない各締約国の措置について規定している。

本協定は、両締約国が相互に行う本協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内手続の完了の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、我が国とタジキスタンとの間の投資環境の整備を促すとともに、両国間の経済関係の更なる緊密化に大いに資するものと期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和八年四月二十二日

外務委員長 國場幸之助

衆議院議長 森 英介殿

インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案

右の議案を提出する。

令和八年三月十日

提出者

橋本 幹彦 田中 健

深作ヘスス

賛成者

浅野 哲外二十三名

インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 基本的施策(第六条―第十二条)

第三章 インテリジェンス態勢整備推進本部(第十三条―第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用 の進展等に伴い、外国による我が国に対する不当な影響力の行使の脅威が増大する中で、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しつつ、インテリジェンスを適確に実施することが極めて重要となつてい ることに鑑み、インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及びインテリジェンスに係る態勢の整備に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、インテリジェンス態勢整備推進本部を設置することにより、インテリジェンスに係る態勢の整備を総合的かつ集中的に推進し、もつて我が国及び国民の安全の確保並びに健全な民主主義の根幹の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「インテリジェンス」とは、国の安全の確保、公の秩序の維持及び公衆の安全の保護(以下この条及び第八条第一項において「国の安全の確保等」という。)に関する政策決定のために必要な情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用(以下この条及び第八

条において「情報収集等」という。)を行うとともに、国の安全の確保等に関する重要な情報を保全し及び我が国に対する不当な情報収集等に対処することをいう。

(基本理念)

第三条 インテリジェンスに係る態勢の整備の推進は、外国の利益を図る目的で行われる活動については、その透明性を確保することが重要であることを旨として行われなければならない。

2 インテリジェンスに係る態勢の整備の推進は、インテリジェンスの実施において政治的中立及び民主的統制が確保されるようにすることを旨として行われなければならない。

3 インテリジェンスに係る態勢の整備の推進は、インテリジェンスに係る体制の整備が国家の存立に関わる重要な課題であるとの認識の下に行われなければならない。

4 インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に当たっては、インテリジェンスの実施において日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないことに留意しなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、インテリジェンスに係る態勢の整備に関する施策を総合的に策定し及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、インテリジェンスに係る態勢の整備に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講じなければならない。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案及び同報告書

第二章 基本的施策

(外国による不当な影響力の行使の防止のための措置等)

第六条 国は、外国による我が国に対する不当な影響力の行使の防止に資するよう、外国の利益を図る目的で行われる一定の活動を把握し及びこれを国民に周知するための当該活動を行う者に係る国への届出制度の創設その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、外国の利益を図る目的で虚偽の情報、不正確な情報その他誤解を生じさせるおそれのある情報が情報通信技術を用いて拡散されることが我が国の健全な民主主義の発達に及ぼす影響、当該影響に適切に対処するための方策等に関する調査研究を行い、その結果に基づいて、当該影響に適切に対処するために必要な施策を講ずるものとする。

(行政組織の整備等)

第七条 国は、インテリジェンスを適確に実施することができるようにするため、インテリジェンスに関する事務をつかさどる機関及びこれを管理する独立行政委員会の設置を含めた必要な行政組織の整備、関係機関の連携協力の確保その他の必要な体制の整備を行うものとする。

2 国は、前項の体制の整備に当たっては、国の関与による民主的統制が確保されたものとなるようにしなければならない。

(情報収集等に係る手法の拡充等)

第八条 国は、インテリジェンスを適確に実施することができるようにするため、国の安全の確保等に関する政策決定のために必要な情報収集等に係る手法の拡充その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、インテリジェンスの実施に際して国民の自由と権利に制

インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案及び同報告書

限が加えられる場合にあつても、その制限はインテリジェンスを実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならないことに留意されなければならない。

(インテリジェンスに係る職務に従事する者等の安全及び適切な処遇の確保)

第九条 国は、インテリジェンスに係る職務に従事する者及びインテリジェンスに協力する者の安全を確保するとともに、これらの者の適切な処遇を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十条 国は、インテリジェンスに関する専門的な知識又は技能を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(検証、調査研究の推進等)

第十一条 国は、インテリジェンスの適確な実施に資するよう、インテリジェンスの実施の状況及びその効果の検証並びにインテリジェンスに関する調査研究の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び信頼の向上)

第十二条 国は、インテリジェンスに対する国民の理解を増進させ及びその信頼を向上させるため、インテリジェンスの実施の状況の概要の公表、インテリジェンスを実施して得た成果の適時の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章 インテリジェンス態勢整備推進本部 (設置)

第十三条 インテリジェンスに係る態勢の整備を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、イ

ンテリジェンス態勢整備推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第十四条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する総合調整に関すること。

二 インテリジェンスに係る態勢の整備を総合的かつ集中的に推進するために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。

(組織)

第十五条 本部は、インテリジェンス態勢整備推進本部長、インテリジェンス態勢整備推進副本部長及びインテリジェンス態勢整備推進本部長をもって組織する。

(インテリジェンス態勢整備推進本部長)

第十六条 本部の長は、インテリジェンス態勢整備推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(インテリジェンス態勢整備推進副本部長)

第十七条 本部に、インテリジェンス態勢整備推進副本部長(次項及び次条第二項において「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官及びイン

テリジェンス態勢整備推進担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、インテリジェンスに係る態勢の整備の総合的かつ集中的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。)をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(インテリジェンス態勢整備推進本部長)

第十八条 本部に、インテリジェンス態勢整備推進本部長(次項において「本部長」という。)を置く。

2 本部長は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第十九条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第二十条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、内閣情報官が掌理する。

(主任の大臣)

第二十一条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十二条 この章に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第三章及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 国は、民間事業者、教育研究機関等が保有する情報を保全するための措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣法の一部改正)

第三条 内閣法の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。)の保護に関するもの(内閣広報官の所掌に属するものを除く。及び第十二条第二項第六号に「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。)の保護に関するもの(内閣広報官の所掌に属するものを除く。)
- 二 第十二条第二項第六号に掲げる事務
- 三 インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律(令和八年法律第 号)

第二十条の規定により内閣官房において処理することとされたインテリジェンス態勢整備推進本部に関する事務

理由

国際情勢の複雑化、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の

令和八年四月二十三日 衆議院会議録第十五号

活用の進展等に伴い、外国による我が国に対する不当な影響力の行使の脅威が増大する中で、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しつつ、インテリジェンスを適確に実施することが極めて重要となっていることに鑑み、インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及びインテリジェンスに係る態勢の整備に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、インテリジェンス態勢整備推進本部を設置することにより、インテリジェンスに係る態勢の整備を総合的かつ集中的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案(橋本幹彦君外二名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、国際情勢の複雑化、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用の進展等に伴い、外国による我が国に対する不当な影響力の行使の脅威が増大する中で、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しつつ、インテリジェンスを適確に実施することが極めて重要となっていることに鑑み、インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及びインテリジェンスに係る態勢の整備に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、インテリジェンス態勢整備推進本部を設置することにより、インテリジェンスに係る態勢の整備を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国の安全の確保、公の秩序の維持及び公衆の安全の保護に関する政策決定のために必要な情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用を行うとともに、国の安全の確保等に関する重要な情報を保全し及び我が国に対する不当な情報収集等に対処することを「インテリジェンス」と定義すること。

2 インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に係る基本理念として、外国の利益を図る目的で行われる活動の透明性の確保が重要であること、政治的中立及び民主的統制が確保されること、インテリジェンスに係る体制の整備が国家の存立に関わる重要な課題であること、日本国憲法が保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないことを定めるものとする。

3 政府は、インテリジェンスに係る態勢の整備に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとし、この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講じなければならないものとする。

4 基本的施策として、外国による不当な影響力の行使の防止のための措置、行政組織の整備、情報収集等に係る手法の拡充、インテリジェンスに係る職務に従事する者等の安全及び適切な処遇の確保、人材の確保、検証及び調査研究の推進並びに国民の理解の増進及び信頼の向上を規定するものとする。

5 インテリジェンスに係る態勢の整備を総合的かつ集中的に推進する機関として、内閣にインテリジェンス態勢整備推進本部を置くものとする。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。

二 議案の否決理由

本法案は、国際情勢の複雑化、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用の進展等に伴い、外国による我が国に対する不当な影響力の行使の脅威が増大する中で、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しつつ、インテリジェンスを適確に実施することが極めて重要となっていることに鑑み、インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及びインテリジェンスに係る態勢の整備に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、インテリジェンス態勢整備推進本部を設置することにより、インテリジェンスに係る態勢の整備を総合的かつ集中的に推進するために必要な事項を定めるものであるが、妥当とはいえないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

令和八年四月二十二日

衆議院議長 森 英介殿
内閣委員長 山下 貴司

国家情報会議設置法案

右
国会に提出する。

令和八年三月十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

国家情報会議設置法
(趣旨)

第一条 この法律は、国家情報会議の設置及び所掌事務等について定めるものとする。

インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案及び同報告書 国家情報会議設置法案及び同報告書

(設置) 第二条 重要情報活動(安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営(以下この条において「重要国政運営」という。)に資する情報の収集調査に係る活動)をいう。次条及び第七条において同じ。)及び外国情報活動への対処(公になつていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動(これと一体として行われる不正な活動を含む。))であつて、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。次条及び第七条において同じ。)に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に、国家情報会議(以下「会議」という。)を置く。 (所掌事務) 第三条 会議は、次の事項について、調査審議する。 一 次に掲げる事項その他の重要情報活動に関する基本的な方針 イ 関係行政機関における重要情報活動の重点 ロ 関係行政機関の連携及び協力に関する重要事項 ハ 情報収集衛星(我が国の安全の確保、大規模災害への対応その他の内閣の重要政策に関する画像情報の収集を目的とする人工衛星をいう。)の開発及び運用に関する重要事項 二 外国情報活動への対処に関する基本的な方針 三 重要情報活動の推進及び外国情報活動への対処に際し配慮すべき内外の情勢についての	基本的な認識及び評価 四 重要情報活動の対象となる事案のうち特に重要なもの又は外国情報活動への対処に係る特に重要な事案の総合的な分析及び評価 五 その他重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する重要事項 (組織) 第四条 会議は、議長及び議員で組織する。 (議長) 第五条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。 2 議長は、会務を総理する。 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣(順位を定めて二以上の国務大臣が指定されているときは、最先順位の国務大臣)をもつて充てられる議員がその職務を代理する。 (議員) 第六条 議員は、前条第三項に規定する国務大臣、内閣官房長官、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十一条の特命担当大臣、国家公安委員会委員長、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び防衛大臣をもつて充てる。 2 議長は、前項の規定にかかわらず、第三条第四号に掲げる事項に係る特定の事案に関し、特に集中して調査審議する必要があると認める場合には、議長、内閣官房長官及びその他の同項に規定する国務大臣のうち当該事案に係る者として議長が指定するものによつて、当該事案についての調査審議を行うことができる。 3 議長は、前二項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、第一項に規定する国務大臣以外の国務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。	4 前三項の場合において、議員が不在のときは、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合に限り、そのあらかじめ指名する副大臣(内閣官房副長官を含む。第八条第二項において同じ。)がその職務を代行することができる。 (資料提供等) 第七条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報であつて、会議の調査審議に資するものを、適時に提供するものとする。 2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。 (服務) 第八条 議長及び議員は、非常勤とする。 2 議長及び議員並びに議長又は議員であつた者、第六条第四項の規定により副大臣として議員の職務を代行した者並びに次条の規定により関係者として会議に出席した者は、その職務に關して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。 (関係者の出席) 第九条 内閣官房副長官及び国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官(内閣法第二十一条第三項の規定により国家安全保障に関する重要政策を担当する者として指定された内閣総理大臣補佐官をいう。)は、会議に出席し、議長の許可を受けて意見を述べることができる。 2 前項に定めるもののほか、議長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。	(幹事) 第十条 会議に、幹事を置く。 2 幹事は、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。 3 幹事は、会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐する。 (議事) 第十一条 会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。 (事務) 第十二条 会議に関する事務は、国家情報局において処理する。 (主任の大臣) 第十三条 会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。 (政令への委任) 第十四条 この法律に定めるもののほか、會議に關し必要な事項は、政令で定める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 (国家公務員法の一部改正) 第二条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。 第二条第三項第五号の三中「国家安全保障局長」の下に「及び国家情報局長」を加え、同項第五号の四中「内閣情報官」を削る。 (特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第三条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。 第一条第七号の二中「国家安全保障局長」の下に「及び国家情報局長」を加え、同条第八号中「内閣情報官」を削る。
--	--	--	--

別表第一官職名の欄中「国家安全保障局長」の下に「及び国家情報局長」を加え、「内閣情報官」を削る。

(重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条のうち内閣法第十九条の二第二項の改正規定中「第十九条の二第二項」を「第十九条第二項」に改める。

(内閣法の一部改正)

第五条 内閣法の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項第四号中「内閣広報官、内閣情報官」を「国家情報局、内閣広報官」に改める。

第十六条第二項第一号中「内閣広報官及び内閣情報官」を「国家情報局及び内閣広報官」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十六条の二 内閣官房に、国家情報局を置く。

2 国家情報局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち、国家情報会議設置法(令和八年法律第 号)第二条に規定する重要情報活動及び外国情報活動への対処並びに特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項の特定秘密の保護に関するもの(内閣広報官の所掌に属するものを除く。)

二 第十二条第二項第六号に掲げる事務

三 国家情報会議設置法第十二条の規定による

り国家情報局が処理することとされた国家情報会議の事務

四 国家情報会議設置法第七条の規定により国家情報会議に提供された資料又は情報その他の前三号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務

3 国家情報局に、国家情報局長を置く。

4 国家情報局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理する。

5 第十五条第四項から第六項までの規定は、国家情報局長について準用する。

第十七条第二項中「内閣広報官、内閣情報官」を「国家情報局、内閣広報官」に改める。

第十九条を削る。

第十九条の二第二項第一号中「内閣広報官及び内閣情報官」を「国家情報局及び内閣広報官」に改め、同条を第十九条とする。

理 由

我が国の重要な国政の運営に資する情報の収集調査に係る活動等に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に国家情報会議を設置することとし、その所掌事務等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家情報会議設置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、重要情報活動及び外国情報活動への対処に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に国家情報会議を設置することとし、その所掌事務等に関する事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国家情報会議は、重要情報活動に関する基本的な方針、外国情報活動への対処に関する基本的な方針等を調査審議するものとする。

2 国家情報会議は、議長及び議員で組織することとし、議長は内閣総理大臣を、議員は内閣総理大臣臨時代理、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(金融)、国家公安委員会委員長、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び防衛大臣をもって充てるものとする。

3 議長は、特定の事案に関し、特に集中して調査審議する必要があると認める場合には、議長、内閣官房長官及び当該事案に係る者として議長が指定する議員によつて、当該事案についての調査審議を行うことができるほか、必要があると認めるときは、議員以外の国務大臣を、議案を限つて、臨時に会議に参加させることができるものとする。

4 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、国家情報会議に対し、同会議の調査審議に資する重要情報活動又は外国情報活動への対処に関する資料又は情報を適時に提供することともに、議長の求めに応じて、必要な協力等を行わなければならないものとする。

5 内閣官房に国家情報局を置き、同局は重要情報活動及び外国情報活動への対処に関する企画立案及び総合調整、内閣の重要政策に関する情報の収集調査、国家情報会議に関する事務等をつかさどるものとする。

6 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

重要情報活動及び外国情報活動への対処に関する重要事項を調査審議する機関として、内閣に国家情報会議を設置することとし、その所掌事務等に関する事項を定める本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、令和八年度一般会計予算(内閣所管)において、国家情報局長に係る経費が職員基本給八十一億千四百二十万円の内数として計上されている。

右報告する。

令和八年四月二十二日

衆議院議長 森 英介殿

内閣委員長 山下 貴司

(別紙)

国家情報会議設置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項を遵守しつつ、運用すべきである。

一 本法に基づく調査審議の対象となる「重要情報活動」については、「重要国政運営」に「資する情報」の解釈が過度に広範なものとなることのないよう、国民の安全や国益の確保の観点から、政策部門における対応のために必要と認められる情報を取り扱うものとする。

二 「重要情報活動」及び「外国情報活動への対処」に関する情報の収集及び提供並びにそれらの要請に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に関し、個人情報保護法等の法令や各組織における関連規定の遵守はもとより、これらが無用に侵害されることのないよう、十分な配慮を行うこと。また、目的外利用となる個人情報提供及びその要請については、同法を遵守するとともに、提供を受けた情報についても、同法

の規定に反する利用目的以外の利用を厳に慎むこと。プライバシーの保護についても、法令の規定の有無にかかわらず、これと同様の取扱いに留意すること。

三 内閣総理大臣や内閣官房長官を始めとする政策部門は、情報部門に対し、その所掌事務とは無関係な情報収集依頼を行わないこと。また、国家情報局及び関係行政機関における「重要情報活動」及び「外国情報活動への対処」に当たっては、国家公務員法等の遵守はもとより、全体の奉仕者としての立場を逸脱するような政治的中立性を損なう情報収集は行わないこと。特に、特定党派の利益又は不利益を図るため、国内の政治家や選挙区に関する情報や、選挙及び選挙運動に関する情報の収集は行わないこと。

四 本法の施行後、政府の情報活動の中長期的な推進方策を文書としてまとめ、国会に報告するとともに、公表すること。その際、二及び三に反する情報の収集及び提供並びにそれらの要請を行わないための具体的方策についても検討の上、盛り込むこと。

五 国家情報会議及び国家情報局の活動内容について、四の文書とは別に、国民の懸念を払拭するため、関係法令、本法案に関する国会答弁及び本附帯決議の内容が遵守されているかどうかを含め、その求めに応じるなどして、国会に適時適切に説明すること。

六 国家情報会議の議事の記録を作成し、配布文書とともに、公文書等の管理に係る制度に基づき、公文書として適正な期間保存すること。

七 国家情報局長は一定期間継続して在任することが好ましく、その人選に当たっては、その職責の重要性にかかわらず実質的に同一行政機関の出身者のいわば指定席となつてゐるとの疑念を招くことのないよう、適材適所を旨とし、そ

れまでの経験を踏まえつつ、人物本位・能力本位で行うこと。

八 対外情報を収集するための行政機関の設置の法制度や、いわゆるスパイ活動を含む外国による我が国に対する不当な影響力の行使を防止するための法制度であつて国民の権利利益を制約するものを仮に検討する場合には、適切に国会が監視できるようにすることを前提に検討すること。また、これらの法制度が実施された場合、国家情報会議及び国家情報局の集約し得る情報は質的量的に大きく変わることも考えられることから、それらによる国家情報会議及び国家情報局に対する情報提供の状況を国会の監視対象とすることも検討すること。

九 八の法制度も含む、一層のインテリジェンスに係る態勢の整備を仮に検討する場合には、インテリジェンスに係る態勢の整備が国家の存立及び国民の安全の確保に関わる重要な課題であるとの認識の下に、我が国の健全な民主主義の根幹の維持をはじめ国益に寄与することを旨として行うこと。あわせて、政治的中立性及び国会による民主的統制が確保されとともに、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないことに留意すること。また、情報収集等に係る手法を拡充するための措置、インテリジェンスに従事する者等の安全及び適切な処遇の確保のための措置、インテリジェンスに関する専門的知識や技能を有する者の確保のための措置、インテリジェンスの実施状況及びその効果の検証のための措置等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。